

平成17年度 第13回あわら市議会 定例会

第 1 日

平成17年12月13日(火)

午前10時20分 開 議

- 1. 議長開会宣告
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第84号 平成17年度あわら市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 4 議案第85号 平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第86号 平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第87号 平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第88号 平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第89号 平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第90号 平成17年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第91号 平成17年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第92号 平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第93号 あわら市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第94号 坂井北部丘陵地農業団地センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第95号 あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第96号 福井県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更等について

- 日程第 1 6 議案第 9 7 号 福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する
地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について
- 日程第 1 7 議案第 9 8 号 福井県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び同組合理約の変更等について
- 日程第 1 8 議案第 9 9 号 福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少
について
- 日程第 1 9 議案第 100 号 坂井郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び同組合理約の変更について
- 日程第 2 0 議案第 101 号 坂井郡水道用水事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び同組合理約の変更について
- 日程第 2 1 議案第 102 号 嶺北消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同
組合理約の変更について
- 日程第 2 2 議案第 103 号 三国あわら斎苑組合理約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 104 号 坂井郡介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の
減少及び同広域連合理約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 105 号 三国・あわら丘陵地営農推進協議会の廃止について
- 日程第 2 5 議案第 106 号 坂井北部丘陵地営農推進協議会の設置について
- 日程第 2 6 議案第 107 号 坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務
の受託の廃止について
- 日程第 2 7 議案第 108 号 坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務
の受託について
- 日程第 2 8 議案第 109 号 字の区域の変更について
- 日程第 2 9 議案第 110 号 あわら市営土地改良事業計画の変更について
- 日程第 3 0 陳情第 1 号 県営かんがい排水事業新規採択に係る陳情
- 日程第 3 1 一般質問

1 . 散会の宣言

出席議員 (2 1 名)

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1 番 八 木 秀 雄 | 2 番 笹 原 幸 信 |
| 3 番 大 下 重 一 | 4 番 山 川 知 一 郎 |
| 5 番 山 口 峰 雄 | 6 番 北 島 登 |
| 7 番 関 山 博 夫 | 8 番 向 山 信 博 |
| 9 番 坪 田 正 武 | 1 0 番 篠 崎 巖 |
| 1 1 番 石 田 則 一 | 1 2 番 丸 谷 浩 二 |
| 1 3 番 牧 田 孝 男 | 1 4 番 卯 目 ひ ろ み |

15番 宮崎 修
17番 山川 豊
19番 見澤 孝保
21番 橋本 達也

16番 穴田 満雄
18番 海老田 州夫
20番 東川 継央

欠席議員（1名）

22番 杉田 剛

地方自治法第121条により出席した者

市長 松木 幹夫
教育長 児島 博光
市民生活部長 山田 重喜
経済産業部長 小林 幸夫
教育次長 吉村 幸夫
市長室理事 長谷川 賢治

副市長 坪田 雅一
総務部長 伊藤 清明
福祉保健部長 清水 芳文
土木部長 神尾 秋雄
芦原温泉上水道財産区管理者 竹田 富九一

事務局職員出席者

事務局長 笹原 徳明
書記 渡邊 清宏

事務局長補佐 中林 敬雄

議長開会宣告

議長（山川 豊君） ただ今から、第13回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午前10時20分）

市長招集挨拶

議長（山川 豊君） 開会にあたり、市長より招集のごあいさつがございます。

市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 本日ここに、第13回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走も半ばを迎え、本年も2週間余りを残すばかりとなりましたが、議員各位には、ご健勝にてお過ごしのこと、心よりお慶び申し上げます。

さて、冒頭に今回、教育委員会からの中学校検討委員会の報告書の取扱につきまして、その対応につきましては大変不手際がございました。議会の皆様方に大変申しわけなく、深くお詫びを申し上げます。

さて、去る11月30日に、「三位一体の改革」に係る国庫補助金の改革及び税源移譲についての政府・与党合意が成立し、翌12月1日には、その合意内容が地方六団体に示されております。

このなかにおきまして、国から地方への3兆円という大規模な税移譲が、所得税の一部を住民税に振り替える形で実現するなど、地方の財政基盤を拡充する上で、大きな成果があったものと考えております。

しかし、児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、多くの課題も含まれており、手放して喜べるものにならなかったことも事実であります。

今回の合意により、今後の焦点は、財務省が削減を求める地方交付税改革に移るものであります。その動向が地方財政に大きな影響を与えるものであり、地方を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すことが予想されるものであります。

一方、市政に目を向けますと、芦原、金津両中学校の建設問題がございます。この問題は、合併当初からの懸案事項であり、市といたしましても最優先に取り組む行政課題として、種々検討を重ねて参りました。また、議員各位からも種々ご質問、ご意見等をいただいているところであります。

去る12月5日には、教育委員会から「あわら市中学校建設検討委員会」の報告書が提出されております。

市ではこの報告書の内容を基に、課長会、部長会等に意見を募り、ここでの意見も参考にしながら、選択すべき方向性を取りまとめて参った次第であります。

その結果、一つの学校で学ぶことによる地域への理解の深まりや卒業後の一体感の醸成、さらには、2つの中学校の教育環境格差の是正や今後の生徒数の見通し、あわら市の財政事情等を総合的に勘案いたしまして、統合中学校の建設が、現時点でのよりよい選択であると判断をいたしました。

中学校建設問題につきましては、議員各位、市民の皆様のご理解が必要不可欠であります。今後は、ご理解を得るべく説明責任を果たし、地区懇談会や住民説明会なども開催して、今回の選択に至った経緯等をご説明申し上げる所存であります。

議員各位におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、27議案の審議をお願いするものであります。その内訳につきましては、補正予算に関するもの9議案、条例の一部改正に関するもの3議案、一部事務組合の規約等の変更に関するもの9議案、協議会の廃止等及び事務の受託に関するもの4議案、並びに字の区域の変更、土地改良事業計画の変更に関するもの2議案となっております。

各議案の内容、上程の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（山川 豊君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（山川 豊君） 諸般の報告を事務局長より行います。

○局長（笹原徳明君） 諸般の報告をいたします。

9月13日招集の第11回定例会において議決された、諸議案については、9月26日付けで、11月25日招集の第12回臨時会において議決されました、諸議案については、11月28日付けで、それぞれ市長宛に会議結果の報告を行っております。

本定例会への提出議案は、市長提出議案27件のほか、陳情1件であります。

ただ今の出席議員は20名です。

杉田議員より、欠席の届出が、北島議員より、遅刻の届がそれぞれ出ております。

なお、本日の説明出席者は、市長以下11名です。

以上でございます。

行政報告

議長（山川 豊君） 市長の行政報告を求めます。

市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、市長室関係でございますが、政策調整課所管では、本年の国勢調査について申し上げます。

国勢調査は、国内の人口の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とした国の最も基本的な統計調査で、大正9年以来5年ごとに行われ、今回で18回目となっております。

本年10月1日を調査期日として実施した調査結果のうち、あわら市の人口と世帯数について申し上げます。なお、数値につきましては、速報値であり、確定した数値ではございませんので、あらかじめご承知願います。

調査期日現在におけるあわら市の人口は31,080人、世帯数は9,647世帯で、前回の平成12年国勢調査と比較して、人口で1,098人の減、世帯数で85世帯の増となっております。

これらの要因につきましては、人口の減少では、やはり少子高齢化の現実が数値に表れてきたものと考えております。一方、世帯数の増加は、核家族化の進展によるものと理解いたしております。

人口につきましては、自然増が見込めない状況であり、社会的増につながる施策が必要であると考えております。

坂井地域では、丸岡町で725人の増、春江町で916人の増、坂井町で181人の増、三国町で683人の減となっており、前回調査と同じく、南部3町は増加傾向を示し、北部のあわら市と三国町では、減少傾向を示しております。

秘書広報課所管では、11月3日に本年度の功労表彰及び一般表彰を行い、功労表彰で12人、一般表彰で2人の皆様を表彰いたしております。

市長会関係では、9月21日に第1回合併都市政策経営研究会が、10月6日、7日の両日には、第67回全国都市問題会議が開催されております。

北信越市長会は、10月20日、21日の両日、小浜市において第147回総会が開催され、真の三位一体改革の推進を求める決議及び北陸新幹線の建設促進に関する決議を決定いたしております。

また、全国市長会行政委員会は、11月9日に開催され、平成18年度国の施策及び予算に関する行政関係要望について協議いたしております。

翌10日には、全国市長会理事・評議員合同会議が開催され、三位一体改革の推進、生活保護等の地方への負担転嫁反対に関する決議などを決定し、安倍内閣官房長官等に対し、要請活動を行ったところであります。

国際交流関係では、10月13日から17日にかけて、第2次あわら市友好訪中団37人が中国紹興市等を訪問いたしております。

今回は、紹興市の第2回魯迅文化芸術祭の招きに応じ、ゲートボール、卓球、囲碁などの関係者や議員各位に参加をいただいたものであります。

どの会場でも熱戦が展開され、それぞれの競技を通じた市民レベルでの温かい交流が図られ、大変有意義な訪中であったと考えております。

11月26日には、この答礼ということで、張金如紹興市長をはじめとする市人民政府幹部等の皆様17人があわら市を訪れております。市及び日中友好協会主催による歓迎会を開催し、さらなる友好発展を確認しあった次第であります。

次に、総務部関係でございますが、総務課情報化推進室所管では、12月1日にケーブルテレビ施設整備事業の第3期エリアを開局し、市内全域へのサービス提供を開始いたしました。

第3期エリアの整備につきましては、国庫補助事業として採択されなかったことから、県の単独補助と合併特例債を活用して整備したものであります。

市内全域へのサービス開始に伴い、開かれた市政、身近な市政を実現するためにもケーブルテレビの積極的な活用は、必要不可欠であります。

行政チャンネルの内容充実はもちろん、今後は、行政情報や災害時、災害警戒時における避難情報などの早期伝達にも有効な手段であることから、加入率の向上を図って参りたいと考えております。

先の9月定例会でもご質問のあった議会放送等につきましても、議員各位のご理解と議会内での十分なご協議をお願い申し上げます。

男女共同参画推進室所管では、12月4日に中央公民館で、「あわら男女共同参画のつどい」を開催いたしました。

つどいでは、家族、友人など身近な人への感謝や思いやりの気持ちを表現した感謝状作品や家庭、学校などで、男女が協力したり、助け合ったりしている様子を描いた図画作品の表彰と展示が行われました。このほか、あわら市男女共同参画推進市民会議の皆様による寸劇や落語家の桂文喬さんによる講演も行われております。

あいにくの雨模様の天気でしたが、多くの市民の皆様に参加をいただき、寸劇や作品の展示、講演などを通じ、男女共同参画社会づくりへの理解が深められたものと考えております。

財政課所管では、あわら市行政改革大綱策定状況について申し上げます。あわら市行政改革大綱の策定につきましては、7月に副市長を本部長とし、部長級の職員で組織する行政改革推進本部を組織したほか、課長等で組織する行政改革推進研究委員会やワーキンググループをそれぞれ立ち上げ、策定作業を進めているところであります。

11月2日には、学識経験者や市議会議員、各種団体関係者、公募者2人を含む11人で組織する行政改革推進委員会の第1回会議を開催し、大綱案の諮問をいたしております。

今後も会議を重ね、来年1月下旬から2月頃に答申を受け、本年度中に大綱を策定し、あわせて公表する予定をいたしておりますが、この間、議会への報告も随時行って参りたいと考えております。

なお、大綱案につきましては、委員会に諮問した後、パブリックコメント手続を行い、11月21日から12月5日までの15日間にわたり、市民の皆様から意見を募集いたしました。

あわら市として初めてのパブリックコメント手続であったこともあり、提出された意見は、1件だけでしたが、この意見に市の考え方を附して、次回の行政改革推進委員会に報告することにいたしております。

次に市民生活部関係でございますが、生活環境課所管の三国あわら斎苑組合葬斎場改築事業につきましては、現在、外壁・屋根工事を終え、内装工事を施工いたしております。火葬炉工事につきましてもほぼ完了した状態であり、12月末の完成を目途に工事を進めております。

1月中旬には火入れ式を兼ねた落成式を行い、その翌日から供用を開始する計画となっております。

新葬斎場の名称につきましては、組管理者や組合議会議長等で組織する施設名称選考委員会を設置し、応募のあった中から審査を行った結果、地籍名や代官山墓地との一体的な利用形態を勘案して「代官山斎苑」とすることに決定いたしております。

環境保全関係では、11月24日にあわら市環境基本条例の規定に基づいた環境審議会を設置いたしました。

この審議会は、学識経験者、市議会議員、市民・市民団体、事業者の代表者及び関係行政機関の職員15人で組織するもので、環境基本計画や環境の保全に関する基本的な事項について調査審議を行う諮問機関であります。

次に福祉保健部関係でございますが、社会福祉課所管で民営化を進めております金津東保育所及び本荘幼稚園につきましては、地元や保護者会への説明会を重ね、平成18年度から移行の運びとなっております。

運営主体となる社会福祉法人の名称は、金津東保育所は「社会福祉法人刈安福祉会」に、本荘幼稚園は「社会福祉法人本荘すこやか福祉会」にそれぞれ決定し、10月25日には、県に認可申請を行ったところであります。

なお、北潟幼稚園の民営化につきましては、今後とも、議員各位及び地域の皆様のご協力を得ながら、その実現に取り組んで参りたいと考えております。

続いて、乳幼児医療費助成対象者の拡大について申し上げます、現行制度では、原則3歳までを助成対象といたしておりますが、平成18年1月1日からは、6歳の小学校就学前までの乳幼児全員を助成対象とするものであります。

これにより約650人の新規対象者の増が見込まれ、今定例会において、所要の条例改正案及び補正予算を上程いたしております。

健康長寿課所管では、10月5日と6日の両日、トリムパークかなづで健康長寿祭を開催いたしました。健康で長生きしていただきたいという意味を込め、今年度から名称を敬老会から健康長寿祭に変更したものであります。

当日は、75歳以上の対象者4,033人のうち、1,532人の皆様をお迎えし、保育園児の遊戯やプロによるアトラクションなどを楽しんでいただきました。

次に産業経済部関係でございますが、農林水産課所管では、9月定例会の全員協議会の席上でも申し上げました「コイヘルペスウイルス」につきましては、10月下旬以降、水温が17度以下になったことから沈静化いたしております。

現在では回収業務を終了しており、コイの死魚回収総数は、9月18日から10月17日までの1カ月間で2,974匹となっております。

また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づく、経営所得安定対策の取組状況でございますが、あわら市では、いち早く9月からJAの支店長を中心に関係機関が協力して全集落を対象に集落営農等の説明会を行い、10月には河間区と桑原区が農業法人を設立いたしております。

今回の説明会は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加を防ぐために、集落営農や認定農業者のいわゆる「担い手」を中心として、地域農業を地域の合意に基づき再編しようと進めて参りました。

集落営農の法人化につきましては、多くの課題もありますが、平成18年度上期までに、10程度の集落営農経営体が設立される予定となっており、今後も関係機関が各集落と一体となって進めて参りたいと考えております。

観光商工課所管では、国が進める構造改革特区、地域再生計画の関連事業である「地域再生マネージャー事業」を10月からスタートさせております。

この事業は、総務省とふるさと財団の所管により昨年度から始まった事業で、地域おこしやまちづくりにノウハウを持った企業、人材等を、マネージャーとして活用し、地域の再生と活性化を図ることを目的としたものであります。

今年度は、あわら市をはじめ11の市町村が採択され、昨年度からの継続分を加え、全国20の市町村で取り組まれている、非常に注目度の高い事業となっております。

あわら市では、ふるさと財団からの斡旋に基づき、近畿日本ツーリスト株式会社と委託契約を結び、10月から同社中部営業本部の吉川博氏がマネージャーとして派遣されております。

吉川マネージャーは、平成20年3月まで、観光商工課に常駐いたしますが、これまで旅行業界の第一線で培ってこられた知識や経験を十分発揮され、あわら温泉の活性化やあわら市の新しい観光資源の開発、JR芦原温泉駅周辺をはじめとする中心市街地の活性化など、元気なあわら市の実現に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

次に土木部関係でございますが、建設課所管の都市計画道路金津・三国線道路改良事業の進捗状況について申し上げます。

この事業は、主要地方道福井・金津線の坂ノ下地係から市道重義・国影線の重義地係までの約1.5kmを第1工区として市が先行して、3年計画で整備するものであります。

昨年からの中央省庁等への要望活動の結果、4月に国庫補助事業の採択決定を受け、本年度は事業費3億円で着手をいたしております。

事業採択決定後は、坂ノ下区及び重義区において地元説明会を開催し、地権者の同

意の基に、用地・丈量測量業務を実施し、土地境界立会等の作業も終了し、用地買収面積を確定いたしております。

また、土地の不動産鑑定結果を踏まえた買収単価も決定いたしましたので、現在は、地権者との用地買収協議を行っております。今後は、地権者との売買契約を締結し、所有権移転登記等の事務処理に着手して参りたいと考えております。

次に、除雪対策でございますが、12月1日から来年3月31日までの間、あわら市除雪対策本部を建設課に設置したところであります。

道路除雪につきましては、市の除雪機械及び民間委託除雪機械により、国・県道とアクセスする基幹道路を最優先に生活道路網、公共施設等へのアクセス道路の確保を図って参ります。

また、除雪作業を効率かつ的確に実施するため、県及び隣接町などの関係機関とも十分連携を密にして対応して参りたいと考えております。

上下水道課所管の公共下水道事業につきましては、本年度は、補助事業5億9,400万円、単独事業1億1,000万円の事業費により、金津処理区では、北、北野、中川区と細呂木及び指中区を、芦原処理区では、北潟西、北潟東及び牛山区の整備を実施しているところであります。

現在、総事業費の89.8%の発注状況となっており、本市の認可区域1,352haに対し、本年度末における整備率は、64.5%となり、普及率は、77.1%になる見込みであります。

今後も、快適な住環境の実現のため公共下水道の早期整備と普及促進に取り組んで参りたいと考えております。

水道事業につきましては、平成9年度から実施しております石綿セメント管更新事業は、本年度末で総延長36.5kmに対し、52.6%が完了する予定となっております。

なお、平成18年度以降に整備すべき約17kmにつきましては、今後も計画的に更新事業を進め、安心して安全な水道水の確保と供給に努めて参りたいと考えております。

最後に教育委員会関係でございますが、教育総務課所管では、市内中学生の国外派遣事業を実施いたしております。11月13日から22日までの10日間の日程で、「第8回金津中学校国際交流派遣団」として、牧田金津中学校長を団長とする19人をアメリカオレゴン州ユージン市へ派遣いたしました。

また、12月4日から9日までの6日間の日程で、「第20次あわら市日本中国友好親善少年使節団」として、市村教育委員長を団長とする19人を、友好都市である紹興市へ派遣いたしております。

いずれの派遣団も、現地中学生との交流やホームステイを通じて国際交流の輪を広げるとともに、各国の歴史と文化に触れるなど、大きな成果を得て帰国いたしました。

文化学習課所管では10月13日にあわら市観光会館のリニューアル記念として「戸田弥生&オーケストラ・アンサンブル金沢あわら公演」を行い、478人の観客がクラシック音楽を楽しみました。

10月22日から11月3日までの13日間、福井県内で開催された第20回国民文化祭・ふくい2005では、あわら市においては、現代美術展と日本舞踊の祭典を開催いたしました。

現代美術展では、福井市出身の彫刻家・土屋公雄氏を招待して金津創作の森で展覧会を開催し、期間中938人の入場者数がありました。10月23日には関連事業として「地域における文化・芸術の役割」をテーマにシンポジウムも開催いたしております。

10月29日には、芦原小学校校庭で現代美術作家・高橋匡太氏による「夢のたね」プロジェクトが行われ、約3,000人の観覧者がありました。

このプロジェクトは、1万個の「夢のたね」を熱気球から地上へ蒔くという幻想的なもので、「夢のたね」は、全国から未来への夢や希望を募集し、全国紙でも取り上げられるなど、あわら市の情報を全国に発信するものとなりました。

一方、日本舞踊の祭典は、10月30日にあわら市観光会館で開催されております。

「湯のまち風情に華麗な舞」をサブテーマとしたこの祭典では、芦原温泉芸妓協同組合による歓迎舞踊に続き、NHKエグゼクティブアナウンサー葛西聖司氏の講演が行われたほか、特別出演として人間国宝・花柳寿南海さんによる長唄「越後獅子」の卓越した技法による舞踊が披露されました。

このほか、一般公募による子供たちの舞踊や県日本舞踊連盟の5団体による舞踊が披露され、祭典の幕を閉じております。この日の入場者数は、980人でありました。

11月3日には、同じく観光協会において、海老名香葉子さんを講師に招き、生涯学習推進大会を開催し、450人の入場者がありました。

11月5日、6日の両日には、第2回あわら市民文化祭を中央公民館・勤労青少年ホーム体育館と観光会館の2会場で開催いたしております。

中央公民館・勤労青少年ホーム体育館では、両日作品展示を行い、1,785人の入場者があり、観光会館では6日に開会式及び芸能発表を行い、1,349人の入場者がありました。

本年度は2会場で実施をいたしましたが、より効率的な運営に向け、今後とも開催場所も含めた検討をして参りたいと考えております。

金津創作の森では、9月25日まで開催された「ガラスのかたち展、ガラス・アート・エネルギー」に3,349人の観覧者がありました。なお、この事業は、財団法人「地域創造」からの助成を受けて開催したものであります。

9月9日から11日にかけて、京都造形芸術大学によるスクーリングがガラス工房で行われました。

同大学の通信教育学生27人が市内の施設に滞在してのスクーリングで、吹きガラスの実習を行っております。

10月1日、2日の両日には、秋恒例の第8回クラフトマーケットを開催いたしました。

全国のクラフト作家の作品と食の販売を行い、約6,000人の皆様に楽しんでい

ただきました。出店者の公募では、クラフト作家などから114の出店希望がありましたが、今回から事前審査を行い、97店に厳選をいたしました。

また、関連事業として木工教室や陶芸体験を組み込み、来場者のニーズに対応いたしました。

創作の森のメイン事業である「アートドキュメント2005」は、国民文化祭招待作家の土屋公雄氏の公開制作と屋内外における個展として開催をいたしました。

8月20日から9月5日にかけては、作家と大学生とのワークショップにより、屋外作品の公開制作も行っております。

作品群は、「未現像の記憶」と題し、建設廃材を中心とする素材で作られ、マスコミの注目を集めたものとなりました。この展覧会は、国民文化祭に引き続き、11月27日まで開催をいたしました。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指定

議長（山川 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、石田則一君、12番、丸谷浩二君の両名を指名します。

会期の決定

議長（山川 豊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より12月22日までの10日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第84号から議案第92号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第3、議案第84号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第5号）、日程第4、議案第85号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第86号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘

寮特別会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第87号、平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第88号、平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第8、議案第89号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第90号、平成17年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第91号、平成17年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第92号、平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）以上の9議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第92号までの9議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第84号「平成17年度あわら市一般会計補正予算（5号）」から議案第92号「平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（2号）」までの9議案について、内容の説明を申し上げます。

これら9議案につきましては、一般会計のほか、老人保健特別会計を除く7つの特別会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計の補正をお願いするものであります。

議案第84号の一般会計補正予算（第5号）につきましては、5,964万3千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億5,664万円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明いたします。各予算費目に給料、職員手当等及び共済費の増減分が計上されておりますが、これらは本年の人事院勧告による給与改定や人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったものであります。以下これらの説明につきましては、省略させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、総務費でございますが、一般管理費では、早期退職者の増加に伴う追加分として、退職手当組合負担金3,972万7千円を計上したほか、二面温泉区及び中浜区の集会施設改修事業補助金85万3千円を計上いたしております。

文書管理費では、法律等の改正に伴う市例規の改正により生じた追録等委託料の不足分105万8千円を計上いたしております。

また、本年度に執行された選挙経費の精算措置又は委託金の増額に伴う補正措置として、市議会議員選挙費では154万7千円の減額補正、衆議院議員選挙費では57万円の増額補正をそれぞれ行っております。

次に民生費でございますが、障害者福祉費では、医療費の増加や対象者の増加に伴う不足分として、重度心身障害者医療費助成費で926万円を、身体・知的障害者支援費で387万6千円を計上いたしております。

児童福祉総務費では、医療費の増加及び来年1月から医療費の助成対象年齢を小学

校就学前まで引き上げることに伴う不足分として、乳幼児医療費助成費 6 1 7 万円を計上いたしております。

保育所費では、保育単価の改正と入所児童数の増減に伴う補正措置として、私立保育所措置委託料 8 9 0 万 4 千円を計上いたしております。

さらには、平成 1 8 年 4 月からの金津東保育所及び本荘幼稚園の民営化に際し、その運営主体となる社会福祉法人設立に必要な基本財産及び運営資金に係る寄附金として、保育所費で 1 , 4 8 0 万円を、幼稚園費で 1 , 4 7 0 万円をそれぞれ計上いたしております。

次に衛生費でございますが、保健衛生総務費で、自動体外式除細動器購入費として、6 5 万 3 千円を計上いたしております。金津・芦原両庁舎にそれぞれ 1 台ずつ配備し、各スポーツ大会や学校等への貸し出しも行い、緊急時の迅速な救命措置に活用して参ります。

次に商工費でございますが、観光施設費で、観光会館改修工事費として 4 6 0 万円を計上いたしております。同会館の音響設備や照明設備に不具合があり改修が必要であるため、今回補正をお願いするものであります。

次に土木費でございますが、道路橋りょう維持費では、市道の舗装補修工事費として 3 0 0 万円を追加補正いたしております。道路橋りょう新設改良費では、市道北潟東赤尾線の北潟東地係での道路改良設計委託料として 1 3 0 万円を計上いたしております。

また、地方道路交付金事業として整備を進めている滝・高塚線について、国庫補助事業費が確定したことに伴い、工事請負費、公有財産購入費等で 4 , 0 0 0 万円を減額いたしております。

街路事業費では、滝・高塚線と同様、地方道路交付金事業として整備を進めている金津・三国線について、買収予定地の鑑定評価を行った結果、土地購入費が当初の予定より 8 , 9 3 3 万 7 千円の減額見込みとなったため、この減額分を工事請負費 8 , 3 6 0 万円、物件移転補償料 3 0 0 万円、用地測量業務委託料 2 7 7 万 7 千円等の増額に充てるほか、所要の予算組替を行っております。

次に消防費でございますが、常備消防費では、嶺北消防組合負担金として、早期退職者の退職手当組合特別負担金等 2 4 0 万 1 千円を追加補正いたしております。

最後に教育費でございますが、学校管理費で、金津小学校、伊井小学校及び吉崎小学校の機械室等のアスベスト対策として、ロックウール固化処理を行うための工事費 2 0 3 万 7 千円を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、額の確定している地方特例交付金 2 7 4 万 6 千円、減税補てん債 1 4 0 万円及び臨時財政対策債 1 , 3 0 0 万円のほか、前年度繰越金 5 , 6 8 9 万 2 千円等を追加補正し、収支の調整をいたしております。

議案第 8 5 号の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、2 1 7 万 2 千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 5 億 5 , 7 1 2 万 2 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、総務費の一般管理費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったものであり、これに伴う歳入は、一般会計繰入金を充てております。

議案第86号の金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第3号）につきましては、279万円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,341万7千円とするものであります。

補正の内容につきましては、養護老人施設費及び指定介護老人福祉施設費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったほか、指定介護老人福祉施設費の指定介護老人福祉施設事務費で、介護保険制度改正に伴うパソコン等のリース料10万9千円を計上したものであります。

議案第87号の公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきましては、32万4千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,388万7千円とするものであります。

補正の内容につきましては、総務費及び事業費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったほか、事業費の下水道建設費で、工事請負費等の予算の組替えを行ったものであります。

議案第88号の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、1万8千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,751万8千円とするものであります。

補正の内容につきましては、総務費の一般管理費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったほか、事業費の農業集落排水維持管理費で、県土地改良事業団連合会特別賦課金3万2千円を計上したものであります。

これに伴う歳入につきましては、前年度繰越金を充てております。

議案第89号のモーターボート競走特別会計補正予算（第1号）につきましては、20万2千円の減額補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億949万8千円とするものであります。

補正の内容につきましては、競艇事業費の一般管理費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行ったものであります。

議案第90号の水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の営業費用において、給与改定等に伴う人件費214万6千円を減額したものであります。

議案第91号の工業用水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の営業費用において、給与改定等に伴うもののほか、手当等の人件費の補正として9万1千円を計上したものであります。

議案第92号の芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の営業費用及び資本的支出の建設改良費において、給与改定等に伴う人件費4万9千円を減額したほか、資本的支出の建設改良費で、受電設備取替費120万円、事務費購入費95万円等を計上したものであります。

以上、9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただ

きますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 16番、穴田です。

今ほど市長の方から、今回給与改定に伴う、人件費の増減等についての提案説明がありました。

聞いててなるほどなと、思う点が多々ありましたけれども、私が疑問に思った事を、ここでちょっと質問してみたいと思います。

私が疑問に思った事は、別に今現在、あわら市役所に勤めておられる職員ですね。職員の方々をいじめるとか、窮地に立たせるとか、そういうつもりで質問するのではありませんから、前もって了解をお願いしたいと思います。

まず、第1点目ですけれども、今回かなりの減額補正と、給料を含めてかなりの減額補正がされております。年末を迎えるに当たって、各職員の方は中々大変じゃないかと、そういう感じがするんですけれども、そんな中で、今度の減額補正なんですが、これは職員数ですね、職員数の対象者は何名いるのかと、まずこれ1点目からお願いしたいと思います。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長。

総務部長（伊藤清明君） お答えします。

現在、今回の人件費補正の職員数は、全ての会計を含めまして、367名でございます。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 総務部長の方から、対象職員数367名と、こういう数字が出てきたんですけれども、これ3月の当初予算と職員の人数は変わっていませんか。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長。

総務部長（伊藤清明君） ちょっと詳細な事は、ちょっと間違ってるかもしれませんが、当初は38名だったと思います。それで現時点では、今申し上げましたとうり減というような状況でございますけれども、正確な数字につきましては委員会で申し上げたいと思いますので、大変申し訳ございません。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 今回のこの補正を見てますと、部局ですか、部局別には、その一人減とか、二人増とか、あるいは一人増とかと、こういう数値が出てくるんですけれども、これは3月以降に、職員の配置転換ですね、こういう事を行なったことと、

解釈をすればいいのですか。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長。

総務部長（伊藤清明君） 当初予算の編成過程におきましては、現在のその時点の職員数で人件費を計上いたしております。その後、4月1日の人事異動、またそういう退職者の関係と全てを含めまして、今回人件費、いわゆる人勸を含めた人件費補正というような形で計上させていただいておりますので、各課会計毎に、例えば特別会計ではかなりの増額になりますし、また、ある会計では大幅な減額になると、こういう計上の仕方をしております。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 3回でございますので、次、また別の質問ですか。一議題について3回です。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 次の議題ですか。

16番、穴田議員。

16番（穴田満雄君） そうしますと、今回の補正で持って、冒頭に申し上げましたように、かなり減額補正がされていると。そうしますと各部局によっては、数字のばらつきが出てきてるじゃないかと思うんですけれども、ここに部長さん方が出席しておられます。その部長さん方から、その部局毎の今回の補正減額、あるいは増額になった分があるかと思えますけれども、それぞれと答弁方お願いしたいと思えます。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長。

総務部長（伊藤清明君） 人件費の計上につきましては、全て総務部の方で処理をいたしております。したがって各部におきましては、それぞれ総務部の指示に基づいた数字で今回、予算計上いたしているのが現状でございます。

そういう事で、先ほど申し上げましたとおり、現時点での職員数での数値を割り出した結果が予算計上額、とご理解していただきたいと思えます。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） はい、16番、穴田議員。

16番（穴田満雄君） 総務部長の答弁、ちょっとおかしいんじゃないですか。

そうしますとやね、確かに意味的にはわかりますよ。意味的には理解出来ますけれども、この補正予算は給与改定に伴う人件費の補正予算は、各部局が知らなくても、総務部あるいは総務部長さえ知っていれば提案できると、こいう私は解釈をするんですが、それでもいいんですか。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長。

総務部長（伊藤清明君） ちょっと説明が不良だったかもしれませんが、そういう穴田議員のご指摘のようなそういう主旨ではなくて、あくまでも人件費の数値に

つきましては、総務部の方で指示すると、こういう状況でございます。

そういう事で、現時点での職員数の人件費がどうかという事での明示を、総務部の方で各部に割り付けまして、それに基づいて予算計上がなされる現状であります。従いまして、人件費につきましては、各部からの予算要求に基づいた数字ではございません。あくまでも総務部の指示した数字で、予算計上がなされるのが現状でございます。

16番(穴田満雄君) 議長。

議長(山川 豊君) はい、16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 先ほどから、私、減額補正、減額補正という言葉を使っておりますけれども、中にはね、増額している項目もあります。ちょっと私調べた所を申し上げますと、勤勉手当で267万7千の増額と、それから管理職手当で98万2千円の増額と、あと細かい事は省略しておきます。

そうしますと、この勤勉手当ですが、職員を対象にして勤勉手当というやつを支給していると思うんですけれども、この勤勉手当の支給する対象者はどのようにしてありますか。

総務部長(伊藤清明君) 議長。

議長(山川 豊君) はい、総務部長。

総務部長(伊藤清明君) 先ほども申し上げましたとおり、予算計上時はですね、いわゆる、その時の、例えば現時点で1年度の予算編成をいたしますので、現在の職員数で、来年度の人件費が計上されます。そういう事で、当然異動等は算出されておられませんし、例えばご質問のようにですね、退職職員も含まれた予算計上になっておりますので、それが4月以降の人事異動の結果の数値で置き換えますので、極端に言いますと、勤勉手当なり、管理者手当、例えばその部署における配置で、そういう数値が変わってまいるのが現状でございます。

16番(穴田満雄君) 議長。

議長(山川 豊君) はい、16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 企業会計に伴う、人件費の補正については、また後日、詳細についてやっていきたいと、このように思っております。

それでは次、質問の内容を変えます。

先ほど市長の行政報告の中にもありましたけれども、来年度からまた、ひとつの保育所とひとつの幼稚園が民営化をやって行くと、そんな中で、寄付金ですね、これは金津保育所は1,480万計上されてあります。それから本荘幼稚園ですか、これは1,470万計上してあると、この寄付金の基準は、あわら市の条例で持って決めているのかどうかという事をお願いしたいと思います。

福祉保健部長(清水芳文君) 議長。

議長(山川 豊君) 福祉保健部長。

福祉保健部長(清水芳文君) ただ今の穴田議員のご質問でございますけれども、金津東保育所につきましては1,480万円という事でございます。とりあえず、この

1,480万円につきましては、1千万は基本財産の分につきましては、寄付すると、これは本荘幼稚園1,470万のうちの1千万円につきましては同じでございます。それから480万と470万の差でございますけれども、これにつきましては、運営費の12分の1をとりあえず用意しなくては法人の設立は出来ませんので、とりあえず東保育所の運営費12分の1、約480万ぐらいになります。それともうひとつ本荘幼稚園、これが大体12分の1で、470万という事で今回予算を計上させていただいたという事でございます。

本来ならば、役員の中から寄付を申し出てやるのが筋でございますけれども、地域に密着した保育所を建てるという事で、皆様方をお願いをしているというような状況になってございますので、運営費につきましても、市の方から寄付をするという事で計上をさせていただいた訳でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

16番(穴田満雄君) 議長。

議長(山川 豊君) はい、16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今、部長の答弁で、大体の事は理解できましたけれども、そうしますと、昨年、細呂木保育所ですね、ここも公設民営化をやっていると、今年からやっていると、この寄付金の計上が、昨年も12月議会でしたかね、計上されたと思います。そうすると、細呂木保育所の場合は1,400万の計上をしてあるんですね。寄付金に対して。そうすると、今言いましたように、今回は金津東保育所、本荘幼稚園ですか、それぞれやね、増額となってきていると。この増額にしたのは、何か根拠があるのかどうかと、私が理解できるような、ひとつ説明方お願ひしたいと思います。

福祉保健部長(清水芳文君) 議長。

議長(山川 豊君) 福祉保健部長。

福祉保健部長(清水芳文君) これは、とりあえず現在の入所申し込みがございまして、それぞれに保育単価が決まっているわけでございます。金津東保育所は90名定員でございます。90名定員に対しまして、約80名ぐらいは入所があるであろうというような状況の中で、措置費を計算しまして、その12分の1という事で、約480万、実際はもうちょっと下がるかもしれませんがけれども、現実的に支払いする場合につきましては、実際の12分の1を寄付したいという事でございます。

なお、本荘幼稚園につきましては、60名定員でございまして、60名で措置費を計算しまして、その12分の1を寄付すると、ちなみに細呂木保育所につきましては、当初1,420万予算要求したんでないかと思っておりますけれども、現実的には、400万の運営費という具合になった訳でございます。

以上でございます。

議長(山川 豊君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) これをもって、質疑を終結いたします。

議長(山川 豊君) よって、ただいま議題となっております議案第84号から議案第

９２号までの９議案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第９３号から議案第９５号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第１２、議案第９３号、あわら市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１３、議案第９４号、坂井北部丘陵地農業団地センター条例の一部を改正する条例の制定について、日程第１４、議案第９５号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上の３議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第９３号から議案第９５号までの３議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第９３号「あわら市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第９４号「坂井北部丘陵地農業団地センター条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第９５号「あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の内容の説明を申し上げます。

議案第９３号につきましては、あわら市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

乳幼児に係る医療費の助成措置につきましては、現行制度では原則３歳までの助成となっておりますが、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上を図るため、１８年１月から助成対象年齢を小学校入学前までに引き上げることについて、この条例の所要の改正を行うものであります。

なお、改正条例の施行日につきましては、平成１８年１月１日とするものであります。

議案第９４号につきましては、坂井北部丘陵地農業団地センター条例の一部を改正するものであります。

平成１８年３月２０日の坂井市の設置に伴い、坂井北部丘陵地農業団地センターがあわら市と坂井市の共有施設となることから、坂井市に住所を有する者についても使用料を徴収しないこととするため、この条例の所要の改正を行うものであります。

なお、改正条例の施行日につきましては、坂井市の設置と合わせ、平成18年3月20日とするものであります。

議案第95号につきましては、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

介護納付金の支払額が増加してきている状況を考慮し、介護納付金分に係る国民健康保険税の税率等について、国民健康保険の適正な財源確保を図るとともに、坂井郡介護保険広域連合内での均衡を保つ必要があるため、この条例の所要の改正を行うものであります。

なお、改正条例の施行日につきましては、平成18年4月1日とするものであります。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

4番（山川知一郎君） 議長、4番、山川。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 4番、山川です。

国民健康保険条例の一部改正についてですが、この改正によって、応益負担と応能負担の割合は、全体としてどのようになるかお伺いをいたします。

総務部長（伊藤清明君） 議長。

議長（山川 豊君） 総務部長。

総務部長（伊藤清明君） お答えします。

応益割と応能割の状況はどうかというご質問でございますけれども、比率的にはどうかというのはお答えできない、大変申し訳ないんですけれども、委員会ではっきり申し上げたいと思います。

今回の改正につきましては、条例でお示しのと通りの状況でございますけれども、改正の目的といたしましては、いわゆる広域連合が出来た時点の状況で、いわゆる同一の負担で、同一のサービスを行うのは基本でございますので、これに合わせまして、構成市町と打ち合わせ、改正を行ったのが目的でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山川 豊君） 他に質疑はありませんか。

議長（山川 豊君） 質疑がないようございますので、よって、ただいま議題となっております議案第93号から議案第95号までの3議案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第96号から議案第99号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第15、議案第96号、福井県市町村職員退職手当組合を組織

する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更等について、日程第16、議案第97号、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について、日程第17、議案第98号、福井県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更等について、日程第18、議案第99号、福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について、以上の4議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第96号から議案第99号までの4議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第96号「福井県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更等について」から議案第99号「福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら4議案は、福井県内の市町村合併に伴い、各一部事務組合の規約等の変更を行うものであります。

議案第96号の福井県市町村職員退職手当組合、議案第97号の福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び議案第98号の福井県市町村交通災害共済組合につきましては、平成18年2月1日の福井市への美山町、越廼村及び清水町の編入、2月13日の松岡町、永平寺町及び上志比村の合併による永平寺町の設置、3月3日の大飯町及び名田庄村の合併によるおおい町の設置並びに3月20日の坂井郡4町の合併による坂井市の設置に伴い、各組合理約等の変更についてそれぞれ協議する必要があるため、提案するものであります。

また、議案第99号の福井県自治会館組合につきましては、本年10月1日の武生市と今立町の合併による越前市の設置及び11月7日の和泉村の大野市への編入に伴い、この組合を組織する地方公共団体の数の変更について協議する必要があるため、提案するものであります。

なお、自治会館組合については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定を適用しているため、合併後の最終的な構成団体で議決をお願いするものであります。

以上、4議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっております議案第 96 号から議案第 99 号までの 4 議案につきましては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 96 号から議案第 99 号までの 4 議案については、委員会付託を省略することに決定しました。

議長（山川 豊君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 96 号、福井県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更等について、議案第 97 号、福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、議案第 98 号、福井県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更等について、議案第 99 号、福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について、以上、議案 4 件を一括して採決します。

議長（山川 豊君） 議案第 96 号から議案第 99 号までの 4 議案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 96 号から議案第 99 号までの 4 議案については、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

議案第 100 号から議案第 104 号の一括上程

・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第 19、議案第 100 号、坂井郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、日程第 20、議案第 101 号、坂井郡水道用水事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、日程第 21、議案第 102 号、嶺北消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、日程第 22、議案第 103 号、三国あわら斎苑組合規約の変更について、日程第 23、議案第 104 号、坂井郡介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更について、以上の 5 議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号から議案第 104 号までの 5 議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

議長(山川 豊君) 市長、松木幹夫君

市長(松木幹夫君) ただいま上程されました議案第 100 号「坂井郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」から議案第 104 号「坂井郡介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更について」までの 5 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら 5 議案は、平成 18 年 3 月 20 日の坂井郡 4 町の合併による坂井市の設置に伴い、坂井地区内の市町で組織する坂井郡環境衛生組合、坂井郡水道用水事務組合、嶺北消防組合、三国あわら斎苑組合及び坂井郡介護保険広域連合の規約等の変更についてそれぞれ協議する必要があるため、提案するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(山川 豊君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

16 番(穴田満雄君) 議長。

議長(山川 豊君) 16 番、穴田満雄君。

16 番(穴田満雄君) 16 番、穴田です。

議案第 100 号なんですけれども、これ私実際に、坂井郡環境衛生組合に所属している議員として、本当は総務常任委員会の方に付託されると思いますから、この場所ではっきり皆さんにお伝えしたいと思います。といいますのは、この坂井郡環境衛生組合の議員定数に関しましては、先日の全員協議会、全協の中におきまして、現在の議員の定数で行きますよと、といいますのは先ほどから、市長縷々説明しておりますように、来年の 3 月 20 日には、新しく坂井市ができあがります。この坂井市ができあがることに関しまして、こういう組合規約の改正、あるいは議員定数の改正に繋がってきたんですけれども、当坂井郡環境衛生組合に関しましては、これは今ほど言いましたように、来年の 3 月 20 日に坂井市ができあがり、それ以降、議員の、市長を含めた議員の改選が行われると、ですからこの前の全協の中では、皆さんの申し合わせとしまして、現行の定数でいきましょうと、全協の中ではこういう申し合わせをしております。といいますのは、現在の 4 町、4 町で 8 名、あわら市が 4 名と、これはあくまでも現行のとおりでいきましょうと、そうしまして、今ほど言いましたように、新しく坂井市が発足した時点で、改めて定数問題を話し合いたいと、このようになっております。ですから今回、この議案として、提案された事に対しては、ものすごく憤りを持っておりますし、また、先日の全協に出席した、他の 3 議員も私と同じ気持ちじゃないかと思えます。

ですから、ひとつ総務常任委員会の中でも、付託されて充分審議されると思います

けれども、今言いましたように、ひとつ総務常任委員会の方々、ひとつそれを念頭においた審議方をお願いしておきたいと思えます。

議長（山川 豊君） はい、要望としてお聞きしておきます。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

4番（山川知一郎君） 議長、4番、山川。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 4番、山川です。

今の穴田さんと共通するところがありますが、今まで、あわら市が合併する前、6町は全部、人口の大小にかかわらず、同じ、大体、それぞれの組合は全部、同じ定数でやってきたと思えますが、今回のこれでは、何を基準にしてこういう提案がされているのかわかりませんが、どう考えても不平等としか言いようがないと思えますが、どういう考えで、こういう定数の提案がされるのか伺いたしたいと思います。

議長（山川 豊君） この件につきましては、組合議会での独自の判断になると思えますので、今後の組合議会でご相談願いたいと、このように私の方から申し上げます。

議長（山川 豊君） 他に質疑はございませんか。

5番（山口峰雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 5番、山口議員。

5番（山口峰雄君） 5番、山口です。

今議長が、組合議会で決める事だとおっしゃったんですけど、この提案見ますと、もう決まったように感じられてですね、私も消防の組合へ行ってましたけれど、5対10ってことは、案ってことで聞いておまして、その後また審議されるものと思ってましたんで、その点ちょっと不可解なんで、その辺もどう考えておられるかお聞きいたします。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午前11時41分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

議長（山川 豊君） これをもって、質疑を終結いたします。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっております議案第100号から議案第104号までの5議案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第105号から議案第108号の一括上程

・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第 2 4、議案第 105 号、三国・あわら丘陵地営農推進協議会の廃止について、日程第 2 5、議案第 106 号、坂井北部丘陵地営農推進協議会の設置について、日程第 2 6、議案第 107 号、坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託の廃止について、日程第 2 7、議案第 108 号、坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託について、以上の 4 議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号から議案第 108 号までの 4 議案を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第 105 号「三国・あわら丘陵地営農推進協議会の廃止について」から議案第 108 号「坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託について」までの 4 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

これら 4 議案につきましても、平成 18 年 3 月 20 日の坂井郡 4 町の合併による坂井市の設置に伴うものであります。

議案第 105 号の三国・あわら丘陵地営農推進協議会の廃止につきましては、坂井市の設置に伴い、この協議会を構成する三国町が平成 3 月 19 日をもって脱退するため、同日付けで、この協議会を廃止することについて協議する必要があるため、提案するものであります。

議案第 106 号の坂井北部丘陵地営農推進協議会の設置につきましては、坂井北部丘陵地の広域的な農業振興に係る事務の管理及び執行を図るため、平成 18 年 3 月 20 日の坂井市の設置に伴い、同日付で規約を定め、坂井北部丘陵地営農推進協議会を設置することについて協議する必要があるため、提案するものであります。

議案第 107 号の坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託の廃止につきましては、坂井市の設置に伴い、三国町から受託しているこのセンターの維持管理に関する事務について、平成 3 月 19 日をもって廃止することについて協議する必要があるため、提案するものであります。

議案第 108 号の坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託につきましては、このセンターの維持管理に関する事務の管理及び執行について経費節減と合理化を図るため、平成 18 年 3 月 20 日の坂井市の設置に伴い、同日付で規約を定め、この事務を坂井市から受託することについて協議する必要があるため、提案するものであります。

以上、4 議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっています議案第 105 号から議案第 108 号までの 4 議案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第 109 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第 28、議案第 109 号、字の区域の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第 109 号「字の区域の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、国土調査法に基づく地籍調査事業の実施に併せ、あわら市井江葎地係の字の区域を変更し、字の区域と現況を合致させる必要があるため、提案するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっています議案第 109 号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

議案第 110 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第 29、議案第 110 号、あわら市営土地改良事業計画の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 市長から提案理由の説明を求めます。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君

市長（松木幹夫君） ただいま上程されました議案第 110 号「あわら市営土地改良事業計画の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 力年で計画されていた農村振興総合整備統合補助事業「芦原南部地区」について、合併後の精査設計を行

ったところ、農業集落排水事業の廃止や農道整備路線の延長減等の整備水準の見直しによる計画変更が必要であるので、提案するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） よって、ただいま議題となっています議案第 110 号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

陳情第 1 号の上程・委員会付託

議長（山川 豊君） 日程第 30、陳情第 1 号、県営かんがい排水事業新規採択に係る陳情を議題とします。

議長（山川 豊君） 事務局長をして、原案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（笹原徳明君） 陳情第 1 号、平成 17 年 12 月 2 日受理、県営かんがい排水事業新規採択に係る陳情。

陳情者、十郷用水土地改良区理事長山本文雄、坂井土地改良区理事長竹内章一、高間川土地改良区理事長森川信雄、金津西部土地改良区理事長車谷君夫、金津南部土地改良区理事長広部秀世、芦原本荘郷土地改良区理事長川端 勇、芦原新郷土地改良区理事長高橋正徳、芦原下番土地改良区理事長土田好美。

陳情の要旨、当地区は、県下最大の穀倉地帯でありながら、農業地域への混住化と農業用水路に塵芥物等の流入に起因する水質悪化により地域生活環境と農業振興を阻害する要因となっております。これらを打開するために、現在進められている国営事業と連携して、老朽化した用水路をパイプライン化する県営かんがい排水事業により、良質で安全な米作りの環境が維持出来るよう計画をしておりますので、あわら市議会におかれましても特段のご援助を賜りますよう陳情致します。

新規採択要望地区調書、裏面のとおりでございます。

以上です。

議長（山川 豊君） ただいま議題となっています陳情第 1 号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 55 分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 00 分）

一般質問

議長（山川 豊君） 日程第31、これより一般質問を行います。

笹原幸信君

議長（山川 豊君） 一般質問は、通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

2番（笹原幸信君） 議長、2番、笹原幸信君。

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信。

2番（笹原幸信君） 2番、笹原、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

師走に入り、何かと慌しさを増す今日この頃でございます。本年も残るところ20日を切りまして、もうすぐ新しい年を迎えることとなります。

光陰矢のごとしと申しますが、選挙に当選させていただいて以来、半年があっという間に過ぎ去ったように思います。

今年は非常に寒い日が続き、12月4日には初雪のたよりを聞きましたが、昨年より20日ほど早いということでした。

いよいよ冬本番、皆様方に置かれましては、お体に充分注意をされて、新しい年をお元気でお迎え下さいますよう、ご祈念を申し上げます。

それでは、早速質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、1点目の質問は、市税並びにその他の滞納についてということで質問をさせていただきます。

自主財源の根幹である市税の収納に当たっては、税負担の公平性の確保と健全な財政を図る観点からも、収納体制のさらなる強化など、一層の努力を願いたいところでございますが、平成15年から平成16年度において、残念ながら収入未済額が増加をしており、不本意な結果となっております。

まず、平成15年と平成16年度を比較いたしますと、次のようになっております。まず、市税においてでございますが、市税のうちの市民税、平成15年度の滞納が8,362万円、16年度の滞納が9,676万円、1,314万円の増となっております。また、固定資産税におきましては、15年度7億9,720万円、平成16年度巨額でございます8億902万円、1,182万円の増となっております。さらに、細かい所でございますけれども、軽自動車税、これにつきましては平成15年度461万円が16年度534万円と、73万円の増でございます。その他に、平成15年度には300万円の滞納、また16年度には21万円の滞納となっております。

トータルでございますが、平成15年度市税の滞納額は8億8,845万円、平成16年度におきましては9億1,135万円となっております。滞納額で2,560万円の増加、不能欠損額はこれで4,450万円の増加となっております。また、市税以外にも、国民健康保険税が2億3,400万円の滞納、また下水道会計でも、1

億強の滞納。公営住宅関係で970万円の家賃の未納があり、計12億5,500万円の多額の滞納額となっております。

ただ今申しあげましたように、平成15年度、平成16年度の滞納額は以上のとおりであります。本年度平成16年の現状はどのようになっていますか、ご答弁をお願いしたいのと、またこの滞納の具体的な内容、それから発生原因等のご答弁をお願いをいたしたいと思っております。

また、これらの滞納についての収納対策はどのように実施され、効果が得ているのでしょうか。税収の強化の為に、坪田副市長をトップに職員50人体制の市税収納対策本部を設置をいたしまして、9月から11月までの3ヶ月間で、集中的に未納税の徴収に取り組んでこられたところでございますが、その効果はどのように出ているのでしょうか。この点についても、ご答弁をお願いしたいと思っております。

私思いますに、このような収納強化対策につきましては、期間限定でなく、息の長い取り組みを今後、お願いいたしたいところでございます。また、この収納対策本部は、名前のとおり、市税収納対策本部となっております。市税が主な対策だと思っております。その他に先ほども申し上げましたように、市税以外の国民健康保険税の滞納、上下水道会計の滞納、公営住宅の家賃未納の収納対策は、重ねてお伺いしますけれども、どのように対処しておられるのかお聞きしたいと思っております。

次に、2番目の質問でございます。

企業誘致について質問をさせていただきます。

当市においても、先ほど市長から、行政報告があった中にもございましたように、人口の減少が始まってきております。このまま放置すれば、人口減少のスパイラルに陥る事は必定であります。この現状を正面から、真剣に受け止め、市政の発展の為に、人口減少に歯止めをかけなければならないと思っております。そのために、私は企業誘致を当市の最優先課題として取り組まなければならないと思っております。

市長におかれましても、第2回臨時会の招集挨拶の中で、工業では既存の企業とのバランスを考慮しながら、企業誘致に力を入れてまいりますと、提案をされておられるところでございます。まず、1番目としまして、企業誘致の現状についてお答えをいただきたいと思っております。

ところで、他市の企業誘致の状況を見ますと、越前市は福井県一の工業製品出荷額を誇り、企業の力が市の発展にも大きく寄与しておりますが、さらなる企業誘致を目指していると聞いています。また、企業誘致をめぐる自治体間の競争は、激しさを増す一方であり、各自治体が優良企業の誘致にしのぎを削り、助成金等の優遇制度のさらなる充実を図っております。鯖江市では、今年4月に企業立地促進助成制度を8年ぶりに大幅に改正し、用地取得の助成金の増額等の条件を見直した事により、この制度の適用を受けた進出企業が、半年で5社にのぼっているとのことでございます。また、新規雇用は120人ほど見込まれるとのことであります。

福井市においても、企業立地助成金の引き上げ等の実施しているところであり、こ

の結果、テクノパークへ2社、テクノポートへ1社の誘致が決まったと聞いております。

2番目の質問といたしまして、当市の企業誘致の優遇制度の内容をご説明いただくとともに、この制度の見直しをお考えかどうかをお答えいただきたいと思っております。

仕事があれば、地元に戻りたい、地元に戻りたいという人は多いはずですが、企業誘致と地元企業を発展させる事で企業が増えれば、若者が定着して活気あるまちづくりにも繋がってまいります。若者の職場なしに地域の未来はなしということを念頭に、企業誘致に邁進していただきたいと思っております。

経済産業省によりますと、2004年の工場立地は景気回復を背景に、前年比24%増加したということでございますが、最近では立地条件の良い、大都市近郊の自治体も大変誘致に積極的でありまして、助成金制度も地方との差がなくなるほど、競争が激化しているということでございます。自治体間の企業誘致合戦が激化する中で企業を訪問する、県の職員の方は自分の顔の特徴を強調した写真入りではなしに、似顔絵などを刷り込んだ名刺を使って、少しでも企業担当者に印象を残そうと懸命になっておると聞いております。

県は、県内経済の活性化を図るために、企業立地推進室、県、東京、大阪事務所職員が年間500社を訪問し、誘致活動を展開し、2003年度からは、28社の誘致、増設に繋がったということでありまして。

現在、当市では企業誘致は県任せになっている部分が多いのではないかとと思っておりますが、企業誘致を積極的に自前で実施するというお考えをお持ちでしょうか、これについてもお答えをいただきたいと思っております。

企業に取りまして、当市が、あわら市がどれだけメリットがあるのかをアピールできる市独自の専従者も必要であると私は思います。そして息の長い取り組みが必要なのではないかとと思っております。

最後に私といたしましては、市長が先頭に立っていただいて、企業誘致問題に取り組んでいただき、将来の展望を切り開けていただきたいと切に願うものであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 傍聴者の皆さん、今日は大変ありがとうございます。たくさんの皆さんに、今日はおいでいただきまして、議員の皆さんも非常に、奮発しとるんじゃないかと思っております。

あまり、通告のないことを聞かないように、よろしく申し上げます。

笹原議員のご質問にお答えいたします。

1点目の市税の滞納についてのご質問でございますが、10月末現在の本年度の市税全体の収納状況は、57.76%、27億7,565万円で、去年同期と比較して約0.6ポイントの増となっております。

また、国民健康保険税では、43.72%、4億8,867万円で、去年同期とは

ば同様の状況であり、収納率の向上には至っていないのが現状であります。

滞納の要因としては、法人等の固定資産税額の税額に占める割合が大変大きく、一部の法人の滞納により、市税全体の収納率に影響を及ぼしていることが考えられます。

近年6法人が破産したことに加え、一部の企業においては、景気の低迷等により個人消費の落ち込みなどが製品等の生産に影響を与えていることもその一因となっております。

また、観光産業面でも観光客が減少し、これら観光産業の従事者へも影響を及ぼしていることも滞納の一因と考えられます。

地方税は、翌年度課税制度のため、納税時に収入が少なくても前年度の所得で課税されること、また、法人等の破産及び競売事案は、国税徴収法に基づき交付要求の手続きを取ることとなり、その清算には長期間を要するのが現状であります。

なおこの間においても、固定資産税は賦課調定されることになるため、滞納額が増加する要因の一つであります。

これらの対応策といたしましては、税務課内に専従職員4人の収納対策室を設置し、臨戸徴収をはじめ、税務課職員による期間を設けた一斉徴収を行うほか、国民健康保険税については、市民課保険年金グループの協力を得て、昼夜を問わず徴収に取り組み、納税相談による納付誓約や債務承認による計画的な徴収を推進しているところであります。

特に長期間の滞納者や高額滞納者について、分割納付をしても滞納額が増え続ける場合などは、担保として抵当権の設定を求めるほか、所得状況や預貯金、建物共済保険、不動産等の調査を行い、差押を実施しているところであります。

また、国民健康保険税の収納対策といたしましては、保険証更新時に納税相談を行い、納税の意志を確認して、短期保険証や資格者証を交付して収納の確保に努めているところであります。

さらに、本年9月1日から3カ月間、副市長を本部長とした市幹部職員50人による市税収納向上対策本部を設置し、徴収強化による一層の公平、公正な収納の実現と信頼される税務行政の推進を図っております。

税務課だけの対応では新たな滞納者と接触する機会に限界があるほか、連絡が取れず面談のできなかつた滞納者に対し、対策本部による今回の個別訪問による納税相談が、今後の徴収に向けた対応につながるものと確信しているところであります。

次に、市税以外の収納対策についてお答えをいたします。市税以外の収納すべき使用料等には、下水道使用料受益者負担金・分担金、水道料金、住宅使用料などがあります。

これらのうち、平成16年度末の収入未済額は、下水道関係で約1億2,600万円、住宅使用料では約970万円となっております。

このことから、上下水道課では2班体制のもと、定期的な個別訪問と徴収に加え、料金関係では、毎月、督促状を発送するとともに、電話連絡による納付指導や呼び出しを実施し、滞納整理に努めているところであります。

特に悪質な滞納者に対しましては、給水停止の予告と措置を行使する考えであります。

また、住宅使用料の滞納については、入居者の収入が比較的低いこともその一因であることから、休職やリストラ等で収入が途絶え、家賃を納められない場合も見受けられます。

しかし、収入がありながら滞納する入居者もいるため、今年度新たに「あわら市営住宅家賃滞納整理要綱」を定め、これに基づき職員による滞納徴収を行っております。

特に滞納月数が24カ月以上、または滞納金額が30万円以上の悪質滞納者については、今後明渡し訴訟等も視野に入れ対処する予定であります。

また、収入に比べ高額の家賃を納めている人については、収入に見合った家賃の住宅へ引っ越すなどの指導も考えております。

今後は、収納対策室ほか関係各課が歩調を合わせ、適正な納付と滞納額の縮小に鋭意努力して参る所存であります。

次に、2点目の企業誘致に関するご質問にお答えいたします。企業誘致は、雇用対策や人口減少に歯止めをかけるためにも、重要な施策の一つであると認識をいたしております。

具体的な誘致の活動内容といたしましては、県からの紹介や企業から直接の問い合わせあった場合、現地の案内や担当者を企業に派遣してのPR活動を行っております。

また、「あわら市工業団地」のパンフレットを作成し、県庁はもとより県の東京事務所、大阪事務所などにも配置し、PRに努めております。

次に、企業誘致における優遇制度でございますが、企業立地の促進を図るために必要な措置を定めた「あわら市工業等振興条例」では、具体的な助成措置として、建設用地の取得費の一部を助成する「用地取得助成金」、建設費の一部を助成する「工場等設置促進助成金」、基盤調査に要する経費の一部を助成する「基盤整備助成金」など7項目の助成措置を定めております。

このほか、進出企業には、固定資産税の免除や県の助成金制度も摘要されております。

また、この制度では製造業だけでなく、コールセンターなどの新業種の進出にも対応できる内容を規定いたしております。

これらの優遇制度につきましては、企業誘致をさらに促進するために、見直しも必要であると考えております。他の市町村で実施している助成金の限度額の引き上げ事例等も参考にしながら、今後検討して参りたいと考えております。

企業誘致を効率的に進めるためには、県との情報交換も必要でありますので、県と密接な関係を保ちながら、工業団地の情報を的確に発信し、積極的な誘致活動に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2番（笹原幸信君） 議長、2番、笹原。

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） それではただ今の、ご回答いただきました件、それから疑問に

思っている点を、まず質問をさせていただきます。

まず、不能欠損処理でございますけれども、代表監査委員からも処理できる物件については、不能欠損処理をするようにとのお話もあったように伺っております。その取り立て不能な場合、不能欠損処理について、どういう基準で処理をされているのか、そういう点をお伺いしたいのと、それから固定資産税ですが、6法人が破綻をして滞納額が膨らんでいるということをご聞きしまして、具体的にこの破綻した企業から、滞納額がある程度回収できるのかどうか、そういう点についても説明をいただけたらなと思っておりますし、破綻した以外にも滞納があると思っておりますが、その件に関しまして、差し押さえとか、法的な措置を取るおつもりはあるのかどうかもお伺いをいたします。

もう1点、軽自動車税が530万円未納になっているわけですが、1台5、6千円の税額ですから、約千台近くのものがお金を払わずに車に乗っていると、そういうことではございますが、県の自動車税なんかも未納の車には、差し押さえをするということも考えていると、差し押さえをするという事で対処しているということでございますので、納得の行く税金の収納をしていただきたいと、お金がありながら税金を払わないのは、これは脱税と同じではないかなと、私はそんなふうに思いますので、ある程度、強行的に、特に軽自動車とかこういう小さな税額でございますけれども、徴収をしていかないかんのではないかと、そんなふうに思いますのでよろしくお願い申し上げます。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） 総務部長。

総務部長（伊藤清明君） 笹原議員の再度のご質問、4点かとおもいますので、順次ご答弁申し上げます。

まず不能欠損の考え方につきまして申し上げます。不能欠損とは、すでに調停された額につきまして、徴収できないと認定したものを言うものでありまして、いわゆる国税徴収法、また地方税法等におきまして、手続き方法が定められております。

その要件といたしまして、滞納処分することができない財産、できる財産がないとき、また、滞納者の住所が不明のときなど、いわゆる滞納処分をすることができない、徴収が停止の状態が3年以上継続した場合に、不能欠損ということになるものであります。

また納期限から5年間、徴収を行使しない、言い換えれば行使できない状況の場合は、時効により消滅する、こういう規定も定められております。このことから、不能欠損処理を行うに当たりましては、対象者の所在調査、財産調査を徹底して行い、死亡や行方不明が5年以上のもの、また破産処理のあった案件等について不能欠損処理を行っているものであります。

また、所在が確認された場合、また、法人等に対しましては、民法の時効中断規定を準用し、納付誓約、債務承認書の提出を求めまして、計画的な納付と時効中断を図っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、冒頭の質問の中にもありましたように、平成16年度の決算におきまして、5,828万円、前年度と比べまして、4,450万円増となる額を不能欠損して処理しておりますけれども、この大幅増の要因といたしましては、ある旅館の競売物件が落札されたことによりまして、固定資産税の一部配当がありましたので、その差額を当年度決算処理したことによりまして、大幅な増となったものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから6社の倒産による状況でございますけれども、今申しあげました、このように競売物件があれば、税はなくなりまして、不能決算処理ができるわけでありまして、競売事件が依然として継続している場合、そのまま税額は増えていきます。先ほど市長が答弁したとおりでございます、その事案が長引けば長引くほど、税はどんどん膨らんで行くのが現状でございますので、これもご理解していただきたいと思ひます。

また、これら普通の滞納の場合の強制措置でございますけれども、これも先ほど市長がお答えしたとおり、差し押さえ、抵当権の設定等の事務処理を行っております。現時点では、差し押さえをしてある案件は12件、抵当権の設定は、現時点では4件しておりますので、法手続きに悪質な場合はこのような処理を行っている状況でございます。

次に軽自動車の状況でございますけれども、軽自動車は今、ご質問の主旨にもありましたように、車検時には納税証明書が添付されているのが現状でございます。そういうことで、2年以上の滞納は事務処理では考えられないんですけれども、現状ではなかなかうまく行きませんので、継続して滞納される自動車が依然としてある、その行方は先ほど申し上げましたとおり、ナンバーの返還はないのかかわらず、そのまま継続してあるという状況であります。その車は依然としてあるかどうかにつきましては、なかなか追いかけていけないというのが現状でございます、なかなか2年の車検有効期間とのずれが生じているのが現状でございます。

以上でございます。

2番（笹原幸信君） 議長、2番、笹原。

議長（山川 豊君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 今、お答えいただいたんですけれども、普通、軽自動車を車検するには必ず納税証明書があるんですね。廃車する時は軽自動車は、ディーラーで聞きましたら、廃車するときはいらないと、そういうような回答をいただいたんですけれども、一体、車検をしないで放置してある車もあるわけなんではないでしょうか、どうなんではないでしょうか。

総務部長（伊藤清明君） 議長、総務部長。

議長（山川 豊君） はい、総務部長。

総務部長（伊藤清明君） その実態はなかなか掴みきれないのが現状でございます、先ほどの私の答弁では、そういうこともあり得るということでございます。いわゆる2年以上の滞納が継続してある事例があるということで申し上げまして、今議員ご質

問の主旨とは、ちょっとずれるかもしれませんが、実態はそうであるということで、お答えをさせていただきました。

2番（笹原幸信君） 議長、2番、笹原。

議長（山川 豊君） 2番、笹原君。

2番（笹原幸信君） はい、ありがとうございました。

それでは2番目の質問のお答えに対する、また質問をしていきたいのですが、現在、誘致できるような、できるとかできないはともかく、現在手がけているような誘致の案件はあるのでしょうか。

また、それと先ほど市長がおっしゃってたような情報発信ですね、情報発信の仕方、または情報収集する新しい方法とか、何かお考えでしょうか。その辺、ちょっとお願いしたいんですけども。

経済産業部長（小林幸夫君） 議長、経済産業部長。

議長（山川 豊君） 経済産業部長。

経済産業部長（小林幸夫君） 笹原議員の再質問にお答えさせていただきます。

17年度の誘致の状況といたしましては、5月に芦原の舟津地籍にあります、芦原研修会館跡地に、コールセンターの建設の為に、損害保険会社が現地を確認に来ておりまして、県と土地所有者でありますその担当者とともに現地を案内し、優遇制度等を説明いたしております。しかしその後、いろいろ検討していただいたわけですが、残念ながら県外のほうに進出されたと聞いております。またこの土地につきましては、旧芦原町時代から継続的に誘致を進めております。関西の通信関係の企業がございまして、現在検討を協議しながら、その会社を訪問したり、誘致活動を行っているところでございます。また、この企業につきましては、市内の他の土地、これにつきましても検討していただくようお願いをしているところでございます。

その他では、熊坂工業団地の方に進出計画のあります製造業の県内企業、これに対しましても、継続的な話し合いを行っているところでございます。

次に誘致に関する情報発信につきましてですが、市長の答弁で申し上げましたように、あわら市の工業団地というパンフレットを作成いたしまして、芦原、金津、両商工会をはじめ、県の企業立地推進室、それから出先機関であります、産業情報センター、それに東京事務所、大阪事務所、更には福井銀行の東京支店、大阪支店、それから北陸電力、関西電力等にも配布させていただき、PRに務めているところでございます。また、県主催の企業立地セミナーや展示会にもパンフレットを配置いたしまして、来場企業の方にPRする方法も行っているところでございます。

それから新しい試みですが、来年度には市内企業の総務担当者を対象とした研修会、それから懇談会の開催を予定計画しておりまして、その会議の中で、いろいろな情報の発信や新たな建設計画の情報収集を図りたいと考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

山口峰雄君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、5番、山口峰雄君の一般質問を許可します。

5番（山口峰雄君） 5番、山口。

議長（山川 豊君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 議長のお許しをいただきましたので、事前通告させていただきましたコンピュータシステムのオープンソースソフトウェア化についてと、あわら市の河川の管理についての質問をさせていただきます。

まず最初にコンピュータシステムのオープンソースソフトウェア化について質問をさせていただきます。

私、30年余り、今までコンピューターシステムの開発とかいろいろ関連の仕事をしてきてきている関係上、あわら市の情報システムについて関心がありまして、それについての質問をさせていただきます。

近年の急激な業務のIT化は非常に目を見張る物がありまして、私をはじめた頃は、全然コンピューターなんて大会社の品物ということで、ほとんどなかったんですけど、最近では全ての業務にコンピューターが使用されていると言っても過言ではありません。企業、自治体を問わず、そのため非常に情報関連の予算が増えてきて、無視できないのではないかと、あわら市でもこの急激な業務のIT化の促進により、年々情報システム関連の費用が膨らんでるのではないかと思います。

最近では、誰もが無料で、自由に使われるオープンソースソフトウェア、以下OSSと略しますけれど、注目を集めております。このオープンソースソフトウェアというのは、基本ソフトウェア、リナックスをはじめとして、OSSの業務利用が非常に注目を集めています。OSSというのはライセンス料が無料で、一般企業のみならず自治体においても最近情報システムをオープンソースソフトウェア化する、すなわちOSS化するところが増加しております。

そこでOSSとはどういうものかとお説明させていただきますと、建物なんかでいいますと、構造図面とか施行図とかいろいろ細かい図面等がありますけれど、それを全て公開してもらえると、すなわちプログラムのコードが公開されていれば、公開されているソフトウェアのことをOSSと申します。ソースコードが公開されているため、無料で利用できるのがほとんどです。無料だからといって市販されている製品に匹敵する性能を持つソフトウェアも非常に多くあり、企業等では情報システム構築において積極的に利用されています。ひと昔前までは、OSSは主にサーバーソフト、サーバーとは情報を端末に提供するコンピューター、そこに情報が溜まっているコンピューター中心でしたが、最近ではワープロや表計算ソフト等、通常業務でも私用するオフィスソフトウェアもOSSの物が充実して来ており、業務の全てをOSSで済ますこともできるようになっております。

このOSSの最大の特徴は、文字どおりソースコードが公開されてる。無料で利用できる。無料で利用できるのも通常市販されているソフトウェアを導入する際に必要

なライセンス料等が必要ではありません。そのためOSSの導入は近年、業務のIT化に伴う費用を削減することが期待できると思います。また、OSSは通常インターネット等でソースコードが公開されているので、世界中のソフトウェア技術者の目にさらされています。そのため、もしソフトウェアに欠陥があっても、発見されやすい環境にあるといえます。通常、市販ソフトウェアは使用がある程度公開されている事があっても、その設計図であるソースコードまでは公開されていないのがほとんどであります。そのため、市販ソフトウェアには少なからず、ブラックボックスと言われる、何もわからない部分が存在します。ところがOSS化された場合はソースコードがすべて公開されているので、ブラックボックスは存在いたしません。ゆえに利用者側にとってもよりオープンで安全、安心なシステムといえると思います。

OSSはソフトウェアの使用が全て公開されているので、システム導入時の企業に必ずしも次年度以降のメンテナンスソフトウェアの修正を依頼する事はないと、最初作った、従来のように特定企業に依存するソフトウェアを使用すると、メンテナンスの方もその特定企業しかできず、弊害が出る恐れがあります。契約の初年度こそ、競争入札という形を取りながら、次年度以降は随意契約になることがあります。次年度以降、そのまま無競争で随意契約を獲得できるのであれば、初年度の価格を安値で落札し、次年度以降、利益を回収するという構造が成立します。

1円入札というのは、まさにこの典型例ですが、このような自体は健全な競争を阻害する物であることは明らかです。結果的に全体の費用が割高になる場合もあります。そのためOSSでシステムを構築すると、ソフトウェアの使用が公開されているため、他の企業でもソフトウェアの修正が可能になります。万が一、発注した企業が倒産しても、その他の企業がこれを引き継ぐ事が可能です。

また、複数企業への分割発注が容易な事から、小規模な企業を含む幅広い企業の参入が可能となり、小規模の地元企業にも受注の機会が与えられます。また、多数の企業が参入可能なことから、競争原理が働きその結果、情報システム構築のコスト削減が期待できます。また、国を上げて情報システムのOSS化を推奨する動きがあります。自民党の経済産業政策担当、金融担当大臣であり、前政務調査会長の与謝野 薫氏が6月10日、日経リナックスと日経ガバメントテクノロジー主催のセミナー、自治体リナックス最前線の講演でこう語りました。「特定の商用ソフトウェアに依存しない社会を実現する事は、安全、安心な社会を実現する上で、不可欠であると、政府と自治体はオープンソースソフトウェアを積極的に利用し、実績を作る事で民間市場への波及効果を狙うべきであると」この与謝野氏はイージャパン、重点計画特命委員会の委員長であります。イージャパンとは内閣に設置された高度情報通信社会推進本部で決定されたIT化戦略であります。システムのOSS化を進めている自治体としては、長崎県、鹿児島県の奄美大島の徳之島町、天城町、伊仙町、宮崎県名取市、佐賀県呼子村町、玄海町、薩摩町、岡山県薪備町、埼玉県さいたま市、東京都目黒区、山梨県、沖縄県、兵庫県淡路島洲本市というような自治体があります。それであわら市においても、OSSの活用を視野に入れた情報システムの構築は、費用の削減はも

とより、安全、安心なシステムの市民への提供、それから地域産業の育成において極めて重要なことであると思います。

今後、この取り組みについて、積極的なご意見をお伺いいたします。

それから2番目の質問について、申し述べます。

あわら市の河川管理についてです。昨年7月18日の福井豪雨による足羽川氾濫において、近隣住民に多大なる被害を及ぼした事は、皆様も記憶に新しいと思います。また、同年10月20日、超大型台風23号により、当あわら市も台風の伴う大雨で、竹田川南地区、宮谷川、熊坂川、観音川周辺と約3,700世帯に避難勧告が出されました。そのため住民の河川管理に対する意識が非常に高まってきていると思います。そこであわら市の河川管理に関する質問をさせていただきます。

河川とは、河川法上、公共の水流及び水面とされており、河川法で指定された河川と、河川法に指定されない河川があり、その区分は次のとおりであります。河川法で指定されている河川には1級河川、国土保全上、国民経済上、特に重要であると国土交通大臣が指定した河川。2級河川につきましては、公共の利害に重要な関係があるとして、都道府県知事が指定した河川、準用河川、1級、2級河川以外の河川で、各市町村長が指定します。河川法の指定を準用して管理する河川であり、管理は市町村長が行います。その他、1級、2級、準用河川以外で河川法に指定されていない河川があります。これを普通河川と呼びます。

そこで、現在あわら市内を流れる河川の中で、市が直接管理する準用河川と区が管理する普通河川があります。私の地元の細呂木地区を例にとると、柿原区を基点とした東谷川が昭和48年9月1日に準用河川に指定され、河川法により市が管理しております。一方、滝区を基点とする川、通常、辻川と申しますけれど、指中区を通過して、東谷川と合流し、それから観音川に流れ込んでおります。この辻川は河川法の河川ではなく、普通河川であります。しかし、現状では辻川の方が水量ははるかに多く、細呂木駅前、指中、滝からの生活排水も流れ込んできており、市民生活に直結した重要な河川であります。河川の構造も東谷川がアーム柵であるに対して、辻川は検地石構造であります。辻川に使用されている検地石構造というのは、東谷川に使われているアーム柵よりも普通、大きな川に使用されております。当時河川に指定された理由はどのようなものであったかわかりませんが、現在では滝区、指中区を流れる辻川の方が住民の生活により密着した河川であると思われれます。また、坂井北部丘陵地の開発のため、一時大量の水が辻川に流れ込んできて、水量が非常に多くなっております。しかし、辻川は河川法に指定された河川ではない普通河川であるため、辻川の管理は区である、指中、駅前、滝が直接しなければならなくなり、住民により負担をかけております。辻川も河川法による管理が望まれます。

そこで、どのような基準で準用河川と普通河川とを区別しているのか、また、管理してきたのか、ご回答をお願いいたします。

あわら市内の他の河川でも、同様な事があると思いますが、場合によっては現状に即した見直しが必要でないでしょうか、ご見解をお伺いします。

以上で、この場での質問は終わらせていただきます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 山口議員のご質問にお答えいたします。

あわら市のコンピュータシステムにつきましては、基幹業務の住民記録や税関係システムをはじめとする32業務を福井坂井地区広域市町村圏事務組合で行っておりますし、また、介護保険関連業務は、坂井郡介護保険広域連合で共同処理を行っております。

広域圏では昭和51年4月から、圏域内の13市町村による集中型の共同処理を実施し、システムや帳票等の共通化及び機器等を共同導入することによるスケールメリットを生かし、経費の削減に努めて参りました。

また、広域連合では平成12年2月から、旧坂井郡内6町による介護保険料の統一や介護サービスの平準化、介護サービス基盤の効果的、効率的、広域的な整備を目的として、安心して暮らせる介護サービスの充実を図っております。

これらの共同利用とは別に、内部情報系の単独導入といたしまして、戸籍システムを始めとする16業務が現在稼動しております。

なお、広域圏のシステムは、平成14年度から分散型の共同システムへ移行し、現在に至っておりますが、次期システムの入替時期を当初計画より2年延長し、平成21年度まで使用する予定となっております。

しかし、市町村の合併に伴い、平成18年度における構成団体が、広域圏では4団体に、広域連合は2団体に減少いたします。このことから、今後、電算処理のあり方が大きく変化していく可能性があります。

議員ご指摘のとおり、国内企業のサーバー用OSとしてのOSS利用状況は、20%を超えております。

また、今年度から独立行政法人・情報処理推進機構による4つの自治体でのOSS導入実証実験がスタートしたことや地方公共団体での基幹業務への導入など、OSS化がさらに進展するものと考えられます。

このような状況におきまして、市の業務システムの多くを処理している広域圏では、次期システムの導入等に関し、昨年より専門部会を設置し、検討に入ったところであります。

市といたしましては、基幹業務全般を含めオープンシステム化や共同アウトソーシングなど、共同利用団体として情報化を推進する上でコスト削減はもとより、安全で安定したシステムを構築し、市民への提供サービスの充実、地域産業の育成等、それぞれの状況に応じて柔軟に対応していく必要があると考えております。

今後もこの専門部会等を通じ、OSS化も含めて協議、検討を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の河川管理についてのご質問にお答えいたします。

河川は、国指定の1級河川、都道府県知事指定の2級河川、市町村長指定の準用河

川及び河川法の適用を受けない普通河川に区分をされております。

あわら市には、国が県に機関委任している1級河川の竹田川、高間川、熊坂川、下金屋川及び権世川の5河川と県指定の2級河川北潟湖と観音川の2河川があり、これにあわら市指定の準用河川宮谷川、東谷川及び波松川の3河川があります。

このほかに、用水路や排水路、掘などの通称青道と言われている普通河川があり、機能管理は地元区や土地改良区等をお願いをしております。

さて、議員ご指摘の東谷川は、柿原地籍の谷あいを起点として観音川に合流する延長2,700m、柿原台地約180haに降る雨水を受ける河川として、昭和48年9月1日付けで河川法施行令第55条の規定により準用河川に指定されております。

準用河川に指定し、市が管理する河川と、そうでない河川いわゆる普通河川との区別をどうしているのかとのご質問ですが、これまでの考え方といたしましては、土地改良区などの管理者がなく、治水上の一貫した補強を必要とし、河川法に基づく規制の網をかぶせる必要があるなど、住民生活上重要な公共水流であるか否かで判断してきたところであります。

その意味におきまして、滝、指中地籍を流れる辻川は、流量が東谷川よりはるかに多く、また、生活排水の流入比率も高いことから、準用河川の基準を満たしているのではないかとのご意見でございますが、市といたしましても、辻川が土地改良により整備された当時より流域環境がかなり変化していることは事実として受け止めております。現状に即した見直しが必要とのご意見についても理解するところであります。

しかし、一定の基準を持たず、その時々判断で準用河川に指定することは、市政上の問題となりますので、平成18年度中に準用河川の指定基準を定めるとともに、市内全域を対象に普通河川の実態調査を行った上で、準用河川の指定の有無を判断し、適切な河川管理に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

5番（山口峰雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 山口です。

ただ今、ご回答いただきました中で、再度、疑問がありましたので質問させていただきます。

広域圏での検討を行うと、これからOSS化も必要だという認識はいただきました。しかし、次期システム導入に向けて、21年度までのスケジュール及び市単独16システム、広域連合で行っている介護関連サービスについてのOSS化について、関連した今後の方針をお伺いいたします。

OSS化に伴って、情報化推進室の職員の中にも、専門家が必要になってくると思いますが、その要請についてどのようにお考えになっておられるのか。専門家が必要という考えがある場合、簡単なシステムは自己開発すれば、更にコスト削減、職員のスキルアップにも繋がると思いますので、この点につきましても考えを再度、お聞きしたいと思っておりますのでお願い致します。

総務部長（伊藤清明君） 議長。

議長（山川 豊君） 総務部長。

総務部長（伊藤清明君） 山口議員の再度のご質問にお答えいたします。

広域圏での次期システムの導入に関します、スケジュールでございますけれども、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、平成18年度から構成団体が3市1町の4団体となること、また、合併市町の電算担当部局等が確定することなどから、専門部会によります本格的な協議、検討は平成18年4月以降になる予定であります。

平成18年度から19年度にかけて、オープンシステム化や協同アウトソーシング、OSS化を含めた次期システムの方向性を、要請団体に図りながら、更新の概要計画が決定される予定となっております。この概要計画に基づきまして、平成19年度中にはプロポーザルコンペ等を実施し、事業化に向けた予算等の準備を行いまして、平成20年度から更新事業の発注、平成21年10月を目標に、新システムの本稼働というスケジュールになる予定であります。

なお、広域圏で処理しています35業務中、あわら市はこのうち32業務につきましてシステム構築されているところですが、議員ご質問の市で単独導入しております、戸籍システムをはじめとする16業務につきましても、広域圏システムとのデータ連携等が必要となってまいります。このことから、概要計画策定時にはこれらの単独導入システムの共同利用化や、市民サービスの充実を図るための、新システムの導入等も含め、広域圏並びに構成団体と十分な協議が重要と考えております。

また、広域連合で処理しています介護保険システムにつきましては、現在、合併によります、新坂井市との対応と現行サービスの見直し等、平成18年度の制度改正に向けた、システム改修作業に入っておりますので、当面はこのバージョンアップにした現行システムを使用することになるかと思っております。

次にOSS化に伴います、情報処理部門の専門職員の必要性和、その要請でございますけれども、現在、情報化推進室では簡易なシステムであれば、市販ソフトを活用して構築しております。今後も各課からの要望等も踏まえまして、引き続き庁内で処理できるものにつきましては、自己開発していきたいと考えております。しかしながら、近年、情報技術の進展には著しいものがあり、情報関連における専門技術者においても随時研修が必要な状況となっているとこのことでございますので、OSSを利用した構築となりますと、職員の研修等もさることながら、専門職としての職員採用やシステムエンジニアの外部委託など、対費用効果を含め、総合的に勘案し検討する必要があると考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

5番（山口峰雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） それでは、河川の問題についても、ちょっと質問しようと思ってたんですけど、辻川につきまして、我々地区から準用河川への格上げについて、要望が出ているんですけど、これは先ほどのご回答の中で、18年度中にもう一回見直しをするという話なので、非常に期待を申し上げましてこれで、私の質問を終

わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

篠崎 巖君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、10番、篠崎 巖君の一般質問を許可します。

10番（篠崎 巖君） 議長、10番、篠崎。

議長（山川 豊君） 10番、篠崎 巖君。

10番（篠崎 巖君） 10番、篠崎、質問に入る前に一言申しあげます。

今日、世界的に地震が多発し、甚大な被害が発生、特に日本は地震の多い国として知られているにもかかわらず、耐震強度偽造問題が発生した事は重大なことであり、非常に残念でなりません。そして広島県、栃木県の下校途中の小1の女の子が相次いで殺害されたご家族様に謹んで哀悼の意を表したいと思います。

このように、愛しい子供達が殺害されるという痛ましい事件が相次ぎ、社会全体に不安が広がっている事はご案内のとおりであります。子供たちの安全を守る為、法的負担を持ってその環境を作っていかなければならないのではないのでしょうか。つまり地域全体で子供に関心を持ち安全確保に取り組んで、このような犯罪の起こらないよう願っている所でございます。

さて、通告してあります2点について、順次質問をさせていただきます。

まず、農林水産省が10月に公表しました、経営所得安定対策についてお伺いをいたします。

11月30日に私が所属する、環境対策調査特別委員会が愛知県の碧南市へ視察へ行ってきました。碧南市の環境基本条例は、前文として次の分が掲げられており、全国でも珍しい条例となっているそうでございます。その時の碧南市基本条例のコピーをいただいておりますが、前文を読ませさせていただきます。「朝、窓を開けて深呼吸をすると空気がおいしい、小鳥のさえずりに誘われて川辺を散歩し、群れなす魚たちを見るのはとても心地よい時代があった。母なる矢作川、県下随一の天然湖沼の油が淵、そして世界に通ずる紀の浦の海と豊かな水に恵まれた私たちのまち。碧南市はかつてそのような日々の生活を送り、自然の恵みを受けながら自然に優しい歴史と文化を培ってきた。しかしながら・・・」と続いて、最後に自然と生き物が共生できる環境に優しいまちを実現する為にこの条例を制定すると結んであります。

また、私の母校でありますこれは去年の一般質問の時に申しましたが、小学校の校歌の一節に、竹田川の川辺、ふるさと栄という歌詞があります。しかし、どうもそのふるさとのすばらしい自然も、いつまで続くのか不安を覚えるのは私だけではないでしょう。

水田の持つ多面的機能を考えると、適切に営農を継続しなければ地域環境の保持も困難だと考えます。農業はまさしく、人間が生きていく上で、欠かせない産業である

ことから、母なる産業とか、生命産業とか位置付けられています。最近の水田農業の衰退は目に余るものがあるのではないのでしょうか。

ご案内のとおり、第一次産業である農業は、農作物の生育が天候に左右される要因が多いことから、一生懸命がんばっても見込んだ収入を得ることは容易ではありません。このことから、本市においても兼業農家の占める割合は95%にもおよび、まさに兼業者と高齢者に支えられている農業であると言っても過言ではなく、将来が大変危惧されている状況にあります。

このような中、10月に農林水産省が公表いたしました、経営所得安定対策大綱は力強い農業構造の確立に向けた、品目横断的経営安定対策と農業が本来有する自然環境機能の維持、増進に向けた農地、水、環境保全対策を取りまとめたものでございます。中でも平成19年産から導入されます、品目横断的経営安定対策は、全農家を対象に、品目毎の価格に着目して講じられてきた価格政策を見直し、担い手に対策をしばり、その経営全体に着目した所得政策に大きく転換を図るものであり、まさに戦後の農政を根本から見直すものとなっております。

新しい所得政策の対象となる担い手は、集落営農では原則20町以上、経営規模や経理の一元化、さらに将来に農業生産法人化計画や主たる従事者の所得目標の作成等の要件を満たすことが必要とされています。しかしながら、現在、全国の8万にも及ぶ水田集落のうち、集落営農が営まれているのは1万集落程度に過ぎず、さらに今回示された担い手要件を現時点で満たす集落は、ほんの一握りと見られています。あわら市においても89集落のうち、単純に20町以上の水田を有する集落が50集落となっており、新しい国の政策が本市の兼業農家に与える影響は大きいものがあると考えております。

このような農政の大転換を迫られている状況下において、本市としましても生産者、集落、JA関係機関や団体が一体となって協力かつ早急に担い手対策を進めていく必要があると考えますが、今後の国の政策に沿った本市の担い手対策の推進、さらには高齢化の進行に伴う集落機能の低下が予想される中において、すばらしい地域環境を次の世代に継続するための営農活動の継続方法をどのようにお考えか、お伺いをいたします。

2つめの質問でございますが、少子化対策についてお伺いをいたします。

急速な少子化で、人口減少社会に突入しつつあることはご案内のとおりでございます。これも私の小学校の例でございますが、私の小学校の生徒数は、現在72人ですが、6年後には今のところ43人になる予定でございます。集落別児童数を見ても同じ傾向にあります。これは行政報告がありましたが、10月1日に実施されました国勢調査の速報値が12月1日に発表されましたが、本県人口7,358人減、あわら市人口1,098人減、これは県都を取り巻く形で、ドーナツ化減少が起こっています。小児科、産婦人科の医師が少なくなっておりますが、若夫婦達が引越し先の決め手は職場はもちろんです。育児支援制度や小児科医院の数だとも言われています。

人口減少、少子高齢化が進むと、働き手が減り、労働力不足から経済が衰える、働

く人なしでは税収を落ち込ませ、自治体の将来を大きく左右するのであります。また、年金や医療保険等、社会保障制度の入り方が、一層困難となることが想定されます。子育て支援策、子育て世代の呼び込みは、地域の活力維持に必要な大きな課題であります。

合併後の年代別、転入転出では、10代、20歳代の転出が大きくなっております。人口減少の主なものは、出生数と死亡数による差、また、転入転出者による差、これらが減少の要因となっています。16年度では、212人の減となっていますが、少子化に喘ぐ市町村では、独自の支援策を打ち出しています。例えば、就学前児童の医療費無料化に踏み切り、また、出産祝い金の支給、また、地価や比較的安いという立地と手厚い支援策が威力を發揮して、出身者の回帰や若年層の生み出しをしている自治体もあります。その上、若者の職場なしに若者の未来はないのであります。若者が気軽に働ける事業所を誘致するとか、総合的施策が安心感をもたらし、出生率低下に歯止めをかけるのではないのでしょうか。雇用確保や育児支援への取り組み、あわら市独自の政策が必要ではないのでしょうか。

子供がいる家庭に支払われている児童手当の拡充、平成16年度では1億3千万が支給されていますが、現在小学校3年生以下に対して、第1子、2子には月額5千円第3子からは1万円が支給されていますが、所得制限があり、それ以上は受け取れないのであります。児童手当の支給拡大についてはいかがでしょうか。また、出産費用については現在一時金、30万となっています。あわら市独自での上乗せをお考えいただきたいのであります。

このように自治体の将来を大きく左右する子育て支援策、しかし財政的には限界がありますが、少子化に歯止めをかけるべく、家庭、地域、企業、総ぐるみで知恵と工夫を出し合い、すばらしいあわら市、すばらしい温泉のあるまちに、まちづくりに邁進していただきたいのであります。

あわら市の少子化対策はどのように考えているか、市独自の上乗せ、支援策をお伺いをいたします。

以上2点質問をいたしまして、終わらせていただきます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 篠崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の経営所得安定対策に関するご質問でございますが、農林水産省は、10月27日に経営所得安定対策等大綱を決定し、その中で3つのポイントを示しております。

その1つは、米の生産調整支援策の見直しであり、あとの2つは、議員ご指摘の「品目横断的経営安定対策」と「農地・水・環境保全向上対策」であります。

今、私たちが生活をしていく中で、自然と生き物が共生できる環境は、重要な要素の一つであります。水田や農業の保全は、このような環境を守るためにも非常に大切なことだと認識をいたしております。

市といたしましても、農業を母なる産業や生命産業と位置付け、農地を適切に保全していくことを、農業政策の基本理念といたしております。

国も大綱の中で「農地・水・環境保全向上対策」の推進には、地域住民の多様な参画が必要であるとしており、今後これらの活動組織に対して支援策を講じることを示しておりますので、市といたしましても、国の動向に沿った支援を行って参りたいと考えております。

次に、品目横断的経営安定対策の対象となる規模要件等を満たすための支援策でございますが、行政報告でも申し上げましたとおり、本市では、すでに県、市、JAの支店長からなる「あわら市地域担い手育成総合支援協議会」を設立いたしております。

精力的に集落説明会を開催して参りました結果、すでに2集落において集落営農を行うための法人組織が立ち上がっております。

来年の1月から2月にかけては、JAの集落座談会を通じ、さらに周知徹底して参りたいと考えております。また、集落営農組織で対応できない集落については、認定農業者を地域の担い手として位置付け、農地保有合理化事業を積極的に活用し、担い手に農地を集積する取り組みも併せて進めて参りたいと考えております。

次に、2点目の少子化対策についてのご質問にお答えいたします。

先般発表された国勢調査速報値においても、あわら市では、人口で1,098人の減少となっております。一方、世帯数は増加しており、核家族化の進展が一層顕著になっているところであります。

ご質問の市独自の子育て支援策につきましては、平成18年1月から、市単独事業として、乳幼児医療費の助成対象枠を小学校就学前まで拡充する予定であり、本定例会において、条例改正案及び所要の補正予算を上程いたしております。

市におきましては、これまでも県の補助事業を活用した様々な子育て支援策を行ってきたところでありますが、原則3年程度で補助が打ち切られております。

しかし、補助廃止後もこうした事業は継続していく必要がありますので、市単独事業として行う場合、大きな財政負担にもなっているところであります。

こうした点を踏まえますと、福祉行政においても「負担の公平」の観点から、厳しい財政事情に対処するため、受益者負担の見直しも必要になってくるものと考えております。

また、子育て支援・少子化対策は、国の重要な施策の一つでもあり、出産育児一時金の支給、児童手当や乳幼児医療費負担割合の拡充等、国レベルでも諸施策を検討しているようであります。

他の自治体では、人口増、人口流失防止等を図るために、結婚祝金や出産祝金の支給、転入者に対する定着促進のための新築住宅に対する助成等、様々な施策を講じているところもあるように聞いておりますが、こうした事業については、今後の検討課題として参ります。

本年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援策として、延長保育事業や一時保育などの14事業の計画を推進しているところでございます。今

後は、国の動向を十分注視しながら、事業の見直しも含め、地域や保護者のニーズに対応して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

向山信博君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、8番、向山信博君の一般質問を許可します。

8番（向山信博君） 議長、8番、向山。

議長（山川 豊君） 8番、向山信博君。

8番（向山信博君） 8番、向山でございます。一般質問をさせていただきます。

小泉政権が圧倒的な勝利を収め、新内閣が誕生して国民の期待は大きなものでありました。国際的には拉致問題をはじめ、外交的に解決をしなければならないいくつかの問題を抱えています。3ヶ月が過ぎましたが、構造改革も我々の目にはなかなか前に進めきれないでいるようにしか見えません。景気も大手や中心部の企業は、相当良い傾向にあります。中小や零細、そして地方の企業はまだまだ良くなってきておりません。従って、新卒の学生の採用も、多少向上はしておりますけれども、まだまだ改善の様子が見られない状況でございます。このような中で、弱い者いじめ、地方いじめの政策が、次々と論じられております。私は真に構造改革を実行する意欲があるならば、まず国会議員の定数削減、中央官庁の人員削減、天下り先の徹底廃除、これらをきちんと国民の皆さん方に示し、それから改革の為の国民に痛みの分かち合いを、訴えるべきであるというように思うわけでございます。

地方の市町村を合併させ、一般市民とのパイプ役である議員を減らさざる得ないような政策は、表面ではいいパフォーマンスを繕いながら、国民を愚弄していると思われません。地方の議員を減らさなければならないようにする事は、市民一人一人の要望や、意見の反映を少なくするということから、そういうような思いでございます。民主主義に逆らう暴君としか思えません。民間の大手がバブル崩壊から立ち直ったのは、中心部の大きな本社の人員削減から始めたからであります。格好いいこと言っても、考えてみても、我々の力ではこれをどうすることも出来ないのが現状でございます。

我々は小さな市の小さな議会であります。お互いの主張に耳を傾け、是正非々で議論をし、その方向性と実現に向けて、スムーズに進めることがもっとも市民のためになるというように考えます。すなわち、お互いの主張を論ずるだけでなく、建設的な考えで市政を引っ張らなければならないというように思うわけでございます。市長におかれましては、そういう面で、パブリックコメント制度を取り入れ、広く市民の意見や、要望を聞き、行政を進めようとするにつきまして、敬意を表するものであります。私も前から一般質問でお願いをしてきましたし、昨今の状況を見ましても、段々理解を得られるようになってきたと思えますし、市民の皆様方が、自らまちづくりに参画する意欲が見えてきたように見え、大変喜んでおるところでございます。

さて、ここで質問に入らせていただきますが、市民がまちづくりに参画する意欲を高める為にも、ある程度の財政内容を公開をする必要があると思います。それは合併特例債といえども、政府の厳しい財政状況を乗り切る為の、アメの部分であります。最後は市民の負担になるわけでございます。従って特に私は、中心部も周辺部も関係なく、特に生活に密着した環境を享受できるように、また権利もあると思いますし、それに対して、行政は利用頻度、数は関係なく、努力をすべきであるというように思うからです。そういう点では、今年度で完成をする、ケーブルテレビの架設につきましては、特例債の行使をしての執行につきまして、感謝を申し上げる次第でございます。

今、事業を展開している下水道事業につきましても、それぞれの世帯において、日頃の生活設計があると思いますし、下水の引き込みにつきましても計画があるというように思います。従って、この事業の推進につきましては、事前に計画をつめ、早めに情報を公開する必要があると思います。

このような観点から、いろいろございますが、今後の合併特例債を行使する主な事業について、事前に市民の皆様方に公開をする必要があると思いますし、また、その事業内容は市民に、平等、公平でなければならぬというように考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で、私のここでの1回目の質問を、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 向山議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のように、合併特例債は、新市建設計画に基づき行う事業について、合併後10年間に限りその財源として借り入れることができる地方債で、事業費の95%に充当でき、そのうち70%が普通交付税に算入されるものであります。

あわら市の発行限度額としては、普通建設事業に約95億円、基金造成分に約13億円が配分されておりますが、普通建設事業では、これまでの2年間で、都市計画道路金津三国線整備事業や葬祭場改築など、5事業に対し総額8億9,000万円余りを充当し、基金分としては、地域振興基金の造成に12億3,000万円余りを充当いたしております。

高い充当率と普通交付税算入率など、非常に有利な地方債ではありますが、市の借金となることは違いはなく、新市建設計画におきましても、建設事業費の限度額95億円のうち、約65億円の充当に止めております。

ご指摘のように、市として進めるべき事業は、真にあわら市民の利益となるものでなければなりません。

建設計画に計上されている事業であっても優先度の低いものもあり、また、建設計画に定めのない事業であっても真に市民に必要であると判断されれば、これを優先して行うべきであります。

事業の実施については、まずその事業が市民にとって本当に必要な事業かどうかを判断し、必要とされたものについて、合併特例債の充当が可能であるならば、これを検討するという順序で進めることが重要であると考えております。

そして、その充当については、議会とも協議しながら、新市建設計画及び策定中の総合振興計画に基づき、市の均衡ある発展に資するものを最優先にしたいと考えております。

このため、合併特例債を充当すべき事業は、「新市建設計画に定める事業で、合併に伴い必要なもの」という条件を踏まえながら、弾力的にこれを活用すべきものであると考えます。

このことから、中長期的な財政計画の中で、合併特例債を充当して行う具体的事業を明示することは、社会経済情勢の変化に対応しきれないものとなり、施策の硬直化にもつながることから、いささか慎重にならざるを得ないものと考えられます。

なお、市の予算や決算については、地方自治法の規定に基づき、定期的にその概要を広報紙で市民の皆様にお知らせしておりますが、ご提案いただきましたように、今後は、ホームページなどでより詳細なものを公表するとともに、予算や決算に係る合併特例債の充当事業を明示するなどして、市民の皆様にも広くお知らせするよう努めて参りたいと考えております。

また、公共下水道事業につきましては、できる限り早い時期に地元の説明会を開催し、工事計画の周知を図るとともに、生活環境の改善に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

8番（向山信博君） 議長。

議長（山川 豊君） 8番、向山信博君。

8番（向山信博君） 何回も繰り返し言いますが、合併特例債というのは、借金であります。従ってこれの行使につきましては、市民全員の公平な使用をしなければならぬということは、市長も理解しているということでございます。

ただ、我々の住んでいる周辺部、そして中心部との間では、いろいろとこれまで施策について、もちろん今年度中に完成いたしますケーブルテレビの架設につきましても、それから今工事中の下水道事業につきましても、それぞれ年数に大変な差がございます。少なくとも市民は同じであり、市の施策につきましては、平等に享受を受ける権利があるというように考えております。

従って、今進行しています下水道事業につきましても、きちんとその計画が決まりましたら、市民の皆様方にお知らせをしながら、その敷地に於いてはそれぞれの個人負担分がいろいろあります。従ってそういう面での早急な対応もお願いしたいと思います。

また、今後は学校問題、いろいろございますけれども、少なくともこの合併特例債が市民の為に、有効に使われますように今後とも慎重に対応をすることをお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。
再開は45分から、再開をいたします。

（午後2時33分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時44分）

山川知一郎君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

4番（山川知一郎君） 議長、4番、山川。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 当面する3つの問題について質問をさせていただきます。

まず最初に、中学校の統合問題でございますが、質問に入る前に先日、ご承知のように、塾において、塾の講師が小学生を殺すという事件が起こりました。私は犠牲となった小学生に心から哀悼の意と、残された家族の皆様に心からのお悔やみを申しあげてでございますが、私がこの事件で注目するのは、この犯人でございます。この犯人は、同志社大学法学部に在学中の学生ということでございますが、恐らくこの犯人は、小学校、中学校、高校を通じてよくできる、良い子ということで今までの人生を歩んできたのではないかと。しかし、この事件を見ますと、余りにもゆがんだ人格形成がされているのではないかと、ということをおもうものでございます。

私は現在のこの学校教育、小学校、中学校、高校の教育の中にも、こういう危ない側面と申しますか、非常にゆがんだ人格を形成するというような側面がありはしないか、もう一度根本から見直すべきではないかと、ということをお痛感するものでございます。

さて、当面する統合問題ですが、教育委員会の元に中学校建設検討委員会が設けられて、7月から5回に渡って検討を行い、このほど2校建設、統合もやもなしという両論を併記した報告が出されました。また老朽化いちじるしい芦原中学校については、改築は逼迫した課題であるというように記載をされておりますが、私はなぜこういう両論併記の報告になったのか疑問に思うものでございます。

検討委員会にしても、教育委員会にしても、真に教育的観点から統合すべきかどうかの検討がなされたのか、この間の検討委員会や教育委員会の状況を聞きますと、今のままの2校がいいというのが、圧倒的ということでありました。にもかかわらず、そのような結論にならなかったというのは、市長の側からの財政的に無理との強力な圧力と言いますか、働きかけがあって、議論が捻じ曲げられたのではないかと、ように考えます。

教育委員会が子供の健やかな成長にとって、何が望ましいかという教育的観点ではなく、市長の意向や財政事情など、他の理由によって教育行政の判断をすることは、教育委員会の存在を自己否定するものであり、教育委員会無用ということになるので

はありませんか。教育基本法の本質にのっとり、教育の公平、平等、中立、機会均等が保障され、全ての子どもが人として尊重されるためにはどうすべきか、今こそこの原点に立って、しっかりと考えるべきではないでしょうか。

私は9月議会でも申し上げましたが、少子化が進む今こそ、多数による競争によって落ちこぼれを生む教育ではなく、一学級の人数を減らし、全ての子どもが学ぶ喜びを感じ、全ての子どもが100点取れる教育を目指すべきではないでしょうか。

そこでまず教育長に伺います。今回、教育委員会は検討委員会の検討を踏まえて、その結果を市長に提出をされたということですが、改めて検討委員会の報告内容について、どのような報告になったのかご説明をいただきたいと思います。

また、私は財政問題は市長が判断すべきことであって、教育委員会は純粋に教育的観点から結論を出すべきと考えますが、今申しあげた教育的観点から、今回の結論は妥当であるとお考えでしょうか。伺います。

次に市長に伺います。

市長自身もこの間、金さえあれば2校が望ましいと発言されておりますが、今回の教育委員会の報告を踏まえて、最初の招集のあいさつでは、統合という判断を示されましたが、この問題について今後具体的にどのように市民に判断を仰ぐ為に、どのような取り組みをされていくのか、そして最終判断はいつ、具体的にどのようなことによって判断をされるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

ふたつ目は新幹線問題についてでございます。

北陸新幹線問題は少しずつ前進しているようではありますが、関西までの全線開通がいつになるのかは、全く見えておりません。金沢までの開通は具体的に見えてきましたが、福井まで、南越まで、さらに関西までは建設されるにしても、それぞれ少なくとも20年から30年の間隔を置いてされるのではないかと考えられます。

福井まで来たとしても、それから先へ進むまでの2、30年は、福井止まりになります。そうなれば現在のJR線は第三セクター化され、特急はなくなり、福井から南へ向うには、福井で乗り換えることが必要になります。しかも芦原温泉駅から福井駅間の乗車料金は、現在の320円が最低、3倍以上の千円以上にはなるというように言われております。

こうなりますと、市民にとっては便利になるどころか、大変な不便と大きな負担を負わせるものになります。関西方面からのお客も芦原温泉に来るには不便になります。その上、建設費の地元負担や第三セクター会社の負担など、莫大な費用が必要になり、あわら市にとってはマイナスばかりになるのではないのでしょうか。私はここで新幹線建設が市民にとって、本当にプラスになるのかどうか、立ち止まって真剣に考えるべき時だと思えます。

そこで市長に伺います。新幹線建設や第三セクター化に伴う負担は、どれくらいになると見込まれるのでしょうか。また、市民の通勤や通学の足は、どうやって守るとお考えでしょうか。

三つ目の問題について伺います。

11月からコミュニティバスが運行されました。40日程度経過がいたしました。この間の利用状況と今後の見通しはどうかお伺いをいたします。

より多くの皆さんに利用していただくためには、高齢者と子供を中心にして、路線バスとの接続や、運航時間の見直し等が必要と思います。具体的には、劔岳地区では2分ぐらいの差で、路線バスと接続ができておりません。また、利用者は病院への通院や市役所への用事、通学等が多い様ですが、JR駅から病院や市役所、学校までも歩かなくても済むよう改善をする必要があるのではないかと考えます。

以上について、見解を伺います。

教育長（児島博光君） 議長、教育長。

議長（山川 豊君） 教育長。

教育長（児島博光君） 山川議員のご質問にお答えをいたします。

中学校の改築計画につきましては、芦原中学校を単独校とするか、金津中学校と統合新設とするか緊急の課題であります。

このような状況のなか、あわら市の教育を取り巻く現状を踏まえ、教育環境の整備について検討するため、市内小中学校のPTAの代表、及び校長20人による「中学校建設検討委員会」を7月に設置しました。統合又は2校化を検討するんじゃなくして、生徒たちの学びがより豊かになり、楽しい学校生活を送ることができる教育環境の整備について、議論を深めたところであります。

これまで5回の検討委員会が開催され、現状と課題、教育環境の整備方針、あわら市の中学校教育のあり方、多面的な検討結果を報告書としてまとめ、去る12月1日に、検討委員会の奥村委員長より教育委員会に報告がなされました。

教育委員会では、早速、教育委員会協議会を開催しましたが、もとより、検討委員会の開催に合わせて、その都度協議会を開催して参りました。直ちに当該報告書をもとに、意見集約を主とした検討を行ったところであります。

この中では、全ての生徒たちが将来を立派に生きていくための良好な教育環境を早期に整備することは、最も重要であるとの意見の一致を見ております。

少人数学級や個別指導を行う教育も重要としながらも、大きな集団の中で切磋琢磨し、多くの友達を得て、たくましく大きく成長することのできる教育も重要であるとの意見が交わされたところであります。

また、同じ市内の中学校教育において、教育施設や学校運営に大きな格差をつけることは避けるべきとの考えも出されました。

それぞれの教育環境に応じたメリット・デメリットが考えられますが、多くの問題解決には、教師をはじめ、全ての関係者が最善の努力をするべきであり、教育的観点からは、どちらが良くて、どちらが悪いとは言えないとの結論を得たわけでありです。

市の財政状況や今後の生徒数の減少など、多面的に検討を進めた上での結論としては、現時点ではやむを得ないものと考えております。

また、12月5日の市長への報告につきましては、検討委員会の報告を尊重するとともに、老朽化が進んでいる中学校施設については、早期改築に最善を尽くしていた

だき、一日も早く安全、安心な教育環境を確立していただくことをお願いしたところ
であります。

なお、12月の9日、5時から臨時の教育委員の会議がありました。一応いろいろ
なお話をしまして、教育委員の会議では、一応、統合のほうへ方針を決めました。教
育委員として統合の方針をしました。これは報告いたします。

よろしく申し上げます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 山川議員のご質問にお答えをいたします。

学校施設につきましては、安全でかつ教育内容や指導方法に適切に対応できる環境
とすることは極めて重要なことであると考えております。

そのような中で、特に、老朽化が進んでいる中学校施設の早期改築が大きな課題と
なっていることを踏まえ、教育委員会において、7月に「あわら市中学校建設検討委
員会」を設置して、教育環境の施設整備について多面的に検討をいただいたところで
あります。

検討委員会は5回開催され、多くの意見を出し合うなど議論を深められ、検討結果
を報告書としてまとめられたとのことで、教育委員会ではこれをもとに協議を行い、
去る5日に報告をいただいたところであります。

委員の皆様方には何かとご多用の中、ご検討をいただき、厚くお礼を申し上げる次
第であります。

私といたしましては、教育的観点から検討をいただき、今後の施設整備の方向性を
出していただけると期待をいたしておりましたが、報告書では「2校建設」、「統
合もやむなし」と両論併記となっております。

報告書によれば、老朽化著しい芦原中学校については、「改築は逼迫した課題」と
していることや「安心・安全な教育環境の整備をあわら市の最優先課題と位置づけ、
老朽施設の早期改築を強く求めるとの意見集約を得た」とのことです。

これらの報告を基に、庁内でも検討を加えて参ったところでありますが、本日の冒
頭のご挨拶でも申し上げましたとおり、新市「あわら市」の子供たちが、統合中学校
でともに学び、ともに巣立つことが、互いの地域の理解を深めることになり、市民の
一体感の醸成につながると考えるものであります。

加えて、2つの中学校の教育環境格差の是正や今後の生徒数の見通し、あわら市の
財政事情等を総合的に勘案いたしまして、統合中学校の建設が現時点でのよりよい選
択であると判断をいたした次第であります。

今後は、市民の皆様のご理解を得るべく、関係者一丸となって最善を尽くし、地区
懇談会や住民説明会等を開催し、説明責任を果たして参りたいと考えております。

2点目につきましては、土木部長の方から、答弁をさせていただきますので、よろ
しくお願いを申し上げます。

次に3点目のコミュニティバスについてのご質問にお答えいたします。

まず、利用状況でございますが、11月に運行を始め、まだ1カ月余りでございますが、この1カ月間の利用者数は、延べ3,135人、1日当たり104.5人、1便当たり3.37人となっております。

利用者数が最も多かったのは、細呂木・吉崎方面の北ルート2号線で、1,492人。次が伊井・坪江・劔岳方面の南ルート2号線で、683人となっております。

また、利用者数のうち全体の約半数が65歳以上のお年寄りであり、小・中学生が約4分の1となっております。

一方、観光ルートにつきましては、1カ月で200人の乗車となっております。

今後の見通しでございますが、これまで及びこれからの実績を踏まえ、時刻の変更等も考え合わせ、市民の皆様にとって、できるだけ利便性の高いものとなるよう検討して参りたいと考えております。

2点目のバス路線との接続などの改善についてでございますが、利用者の利便性を第一義に考え、解決できる部分的な問題であれば、全体的な影響も考慮しながら、検討、改善して参りたいと考えております。

全体的な見直しにつきましても、相当期間の実績を基に、実施して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

土木部長（神尾秋雄君） 議長、土木部長。

議長（山川 豊君） 土木部長。

土木部長（神尾秋雄君） 2点目の新幹線建設と第3セクター化に伴う財政負担につきまして、私よりお答えをさせていただきます。

新幹線に伴う負担としては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が整備する新幹線建設費用に対する地元負担と、それから、あわら市が中心となって事業を行う駅周辺整備に係る事業費に分けることができると思います。

まず、整備新幹線の建設に伴う地元負担につきましては、事業費の3分の1を県が負担することになっております。また、その内、駅部、用途地域にかかる工事区間については、県負担額の1割がですね、市町村の負担となり、その他の区間につきましては市町村の負担がないということになっております。

したがって、対象区間の事業費の30分の1が市の負担になると。また、負担金の一部は交付税措置がされることから、実質的な市の負担は対象区間における新幹線建設費の約1.8%程度になるということで聞いてございます。

これをあわら市の場合に当てはめると、芦原温泉駅を中心に用途地域内における約900mの区間の線路の延長と駅舎の工事費が対象となるものと思われま。

詳細な事業費につきましては、認可前という事で公表されておませんが、概算費用といたしましては、県境から福井駅までの建設費と、それから延長で試算しますと1km当たり約77億円ということになります。これに0.9kmをかけた事業費と駅部建設に伴う費用を加えた金額が負担の対象になるものと考えられます。

また、新幹線開業に伴いまして、ストロー現象を防ぐ上でも駅周辺の整備が求められているわけでございますが、現在、あわら市では駅周辺整備基本計画を策定中であ

りまして、この中で、必要な事業と概算費用が明らかとなります。

開業までに整備すべき事業の選択をする等、優先順位を付けるとともに、財政状況を考慮した、長期にわたった整備になると考えております。

第3セクター化に伴う財政負担につきましては、これまで新幹線開業時に並行在来線を継承した全国の第3セクター4社の先行事例では、概ね開業の1年半前には新会社が設立されているようでありまして、

石川、富山でも金沢までが認可されまして、開業時期が明らかとなった時点で、ようやく並行在来線の運営を協議する「並行在来線対策協議会」が設立されたという状況となっております。

一方、福井県内では、まだ線での認可がされておらず開業の時期についても明らかになっていない中で、並行在来線につきましては、先に県と沿線市町村で設立されました「県内整備促進会議」で今後の取り組みの一つとして協議と研究が始まるという状況でございます。現段階では将来の第3セクター化に伴う財政負担についての見通しは困難でございます。

また、市民の通勤や通学の足の確保につきましては、北陸新幹線は、東京と大阪間を結ぶ延長約700kmの新幹線でございます。現時点では平成26年度末に金沢までの開業と福井駅部の平成20年度末の完成が決定しておりますが、では現在そういう状況でございますので、次回のスキーム見直しでどこまで延伸なるかは不明でございますので、県では金沢開業と同時に福井までの延伸を求めています。大阪方面へ延伸する中で、一定の期間、福井駅で乗り換えになるのではないかと、という前提でお答えさせていただきます。

整備新幹線が開業いたしますと並行在来線は経営分離されることとなります。第3セクターが運行を引き継ぎますが、現時点では、不確定要素が多くありますので、これまでに経営分離された路線の例によりまして、在来線を走る列車は、第3セクターが運行する普通列車とJR貨物の貨物列車のみが走行することとなります。

従いまして、ダイヤ編成を行う上では制約が減ることになりまして、普通列車の運行本数を増加させることができるということで、同時刻発の規則的なダイヤ編成が可能となるということで、通勤、通学においては、現在よりも利便性が高くなるものと聞いております。

また、福井駅以南につきましては、福井駅で鉄道事業者が異なることとなりますが、特急や普通列車への乗り換えを重視した運行になると思われまして、一定の利便性の確保はされると考えております。

何分にも不確定要素が多い、新幹線の問題でございますので、具体的な答弁ができませんが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） まず、統合問題について再質問をさせていただきますが、先ほど言われました、統合したほうが良いという、いくつかの理由が上げられましたが、

現在の2校の格差を是正することができるというお話がありましたが、具体的にどう
いう格差が現在あるのかということと、それから、この間教育委員会は財政的な制約
があるとはいえ、市から独立した権限と責任を持っているわけでありましたが、この間、
私が何回も、いろんな教育委員会、その他の関係者と話しをいたしますと、中々本当
は2校のままがいいけれども、市長の意向には逆らえないという発言をされる方が、
何人もおられました。私はそういう点では、この教育委員会の独立性といいますが、
そういうことについて、非常な不安と、危機感を感じております。

未来を担う子供の教育に、責任を負う機関として、毅然とした決意と高い見識を持
って、ことに当たっていただきたいと、強く期待するものでありますが、この点につ
いても、教育長の認識と決意を伺いたいと思います。

教育長（児島博光君） 議長、教育長。

議長（山川 豊君） 教育長。

教育長（児島博光君） 教育委員会は3点で判断しました。その第1点は、将来の生
徒数の増減、減少ですね。これが第1点。第2点目は、今は芦原中学校と金津中学校
ですけども、これが一緒になって統合すると、市民の融和を含めて、将来、同じ学校
を出たということがポイントになりますので、これが2点目。3点目は財政の問題で
す。これらを鑑みまして、3点で統合を決めました。

4番（山川知一郎君） 格差是正とは、どういう事ですか。

教育長（児島博光君） 今、次長が答えます。

教育次長（吉村幸夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 教育次長。

教育次長（吉村幸夫君） 山川議員の格差という事につきまして、これまでに会議で出
たことにつきまして、述べさせていただきます。

当然、金津中学校も芦原中学校も建てられた年数は数年でございます。ただ、見た
目には金津中学校は、大規模改修を行っておりますし、表面的には美しいわけでござ
いいますが、構造的には非常に、耐力度は落ちております。

そこで新しい中学校を作りますと、当然、今日の耐震制度、それから最新の教育設
備が整うわけでございます。その後、そういった学校を作った後、金津中学校を作っ
た場合に、そのものは市が作れるかということでございますが、それには数年時間か
かるということでございます。

これにつきましては努力せなあかんわけですが、できた時点で格差ができるという
ことでございます。具体的な例を申しますと、現在、丸岡町で中学校2校化している
わけでございますが、従来の丸岡中学校と新しい中学校の間では、建物並びに設備で
は、相当格差があります。それがいわゆる、市民の、町民でございますが、町民の方々
の格差じゃないかということ、伺っているわけでございます。

以上でございます。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） この問題について、もう一点、申しあげますが。

市長は、検討委員会の報告を踏まえて、今日、先ほど議会の冒頭あいさつで統合したいということを表明されました。

それから、検討委員会の報告書自体も、議会に対しては今日始めて説明をされました。私は、この統合問題は今、圧倒的多数の市民が最大の関心を持っていることだと思いますが、こういうこの、議会にですね、十分な説明がなくて、本当に十分な議論ができるのかどうかと、はなはだ疑問に感じる所でございますし、このようなやり方は議会軽視ではないかというように、言わざるを得ません。

私は本当に、これから市長は統合に向って住民説明会等を進めたいということでございますが、先ほどもお伺いしましたが、具体的にこれからどのような方法によって、市民の最終判断を仰ぐのか、そしてその時期はいつ頃と考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 再質問にお答えします。

議会への質問は、全協でもお話しいたしましたように、新しくあわら市が発足して、私が市長に就任をいたしましてからの、学校の改築の問題は喫緊の問題でございましたので、議会の皆さんとも在任期間中、種々検討、いろいろと議論をしてまいりまして、その当時の議会の皆さん方には、概ね了解を得ているものと、私は認識をいたしております。

ただ、先ほど議員ご指摘のように、違うというお話しがちょっと聞こえてまいりましたけれども、それは概ね私の意見が正しいと思っております。新しい議員さんにつきましては、今回7月に選任されまして、以来のことにつきましては、ちょうど検討委員会で依頼をしていたということもございまして、議論的には進んでなかったかなと思いますけれども、それについては報告書が上がってきた段階で、議会の皆さんと大いに議論したいということで、そのままきていた訳でございますが、その在任特例の議員の皆様方とは充分お話をし、概ね賛同を得ていたものと私は思っています。

ただ、市長としましては、もう少しきちっとした議論をして、皆様方にご意見を聞いてから、判断をしたいということで、今回、教育委員会7月をお願いをしております、半年をかけて報告書をだしていただきたいというような形をお願いをした訳でございます。

今回、教育委員会で先ほども申しあげましたように、両論併記というような形でございますので、市長部局で、課長会あるいは部長会で、全員の課長、部長に統合の問題についてお話しを聴きました。議員ご指摘のように、市長の強い要請とかなんか、仮にあったとしても、ないと思いますけれども、部長、課長になってですね、みんなひとりづつのご意見を聞かれてですね、それで機嫌取るんでは話にならないんで、私はそんなに思っておりません。その中で、50人います課長の中で、5人が2校の方がいいというだけで、後全員、45人ぐらい、残りの方は統合したほうがいいという

お話です。

部長級については全員が統合したほうが良いというお話でございまして、先ほど教育委員会の中でも、統合していかなければならないというような、そういった判断をしたということで、私としては、市内の体制、あるいは教育委員会の体制としましては、あわら市はやっぱり統合していかなければならないという強い判断をいたしたわけでございます。

今後につきましては、これは相手があることでございますので、市民の皆さんがご理解いただかないと、これは中々難しい問題でございます。今、市の中では市民の皆さんへ向けての、PR用、あるいは広報用の、そういったプロジェクトチームを今立ち上げて、2ヶ月間ぐらい、それに要する期間がございます。その後、各地区の懇談会、説明会を今、予定をいたしております。

それがどれくらいかかるかというのは、ちょっと今の所わかりません。議会の皆様方にも、この12月の定例会並びに、3月の定例会までに議論を深めていただきまして、ご理解をいただきたいと思っております。その中で、理解が頂ければ、判断をしていきたいと思っておりますが、中々難しいようでございましたら、なお一層いただけるまで議論して行きたいと、こんなに思っております。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） はい、4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 新幹線の問題につきましては、今日の福井新聞にあわら市の今年度の10大ニュースというのが発表されておまして、その第1位が都市計画道路の建設着工、2番目がこの新幹線の駅部調査費がついたということでございますが、これが10大ニュースの1位と2位とるのが、私にはちょっと理解に苦しむところでございますが、先ほど説明ありましたように、新幹線が来れば、すべてバラ色みたいな宣伝ばかりされておりますが、先ほど説明ありましたように、第3セクターに伴う費用はまだ検討もつかないというようなことですし、かなりの期間、市民の足はかなり不便になると。

普通列車はダイヤが組みやすいというお話しでしたが、遠方へ行くとなれば福井で乗り換える必要がある。こういうですね、しかも総務委員会でえちぜん鉄道を視察に参りました時に、えちぜん鉄道の社長は、乗車料金は必ず、最低でも、まあ千円以上になると、現在、福井・金津間、320円ですけども、これが千円以上にはなりますよというようなこともおっしゃっておられましたが、こういうデメリットの部分もですね、きちんと説明をしていくことが、必要でないかということだけ申し上げておきます。

それから、コミュニティバスについてですが、いまこの雪が降ってまいりまして、全く野原の中ですね停留所は、お年寄りにとっては、雨よけもできない、座る所もない、こういう停留所は非常に待っている間に苦痛といいますか、そういう状況で、ぜひこの点についても、なんらか改善をしていただきたいなと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

ちょっと伺いたいと思います。

市民生活部長（山田重喜君） 議長。

議長（山川 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（山田重喜君） 山川議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバスの停留所の件でございますけれども、これは出発する前にですね、いわゆる施行するまえに、いろんな事で、福祉バスの絡みもありまして、福祉バスの方はですね、各地元の方で建物とか、停留所をやっていただいたわけでございます。

公共交通活性協議会でも論点になったわけでございますけれども、今の所の考え方としては地元で建てていただいた福祉バスの関係もございまして、市の考え方としては、補助金的なもので検討して行きたいということでございまして、今後また検討はしていきますけれども、現段階ではこういうことございまして、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） コミュニティバス、本当に多くの市民の皆さんに利用していただけるように、特に弱者が利用が多いわけでございますので、そういう点を配慮して頂いて、ぜひ改善をお願いしたいというように思います。

以上で質問を終わります。

卯目ひろみ君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

14番（卯目ひろみ君） 14番、卯目ひろみ。

議長（山川 豊君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 通告順に従いまして、質問をいたします。

私は人口の減少の原因とその対策について質問をいたします。

12月2日付けの福井新聞に、先ごろ行われました国勢調査の結果速報が発表されておりました。中身につきましては、これまでの質問に何回か出ておりますので省略いたしますが、さて、我が町、あわら市はといいますと、旧芦原町と旧金津町とで、別々に発表されていまして、両町とも5年前に比べて、人口は減っております。合計で1,098人の減少となっておりました。

特に私が驚いたのは、旧芦原町の減った人口が983人という数字でした。1,098人のうち、旧金津町で115人の減少。旧芦原町においては983人の減少と、県内でも、越廼村、旧今庄町、和泉村について、減少率が4番目に高い位置にあったことです。

世帯数にしても、旧金津町は180戸増えているのに対して、旧芦原町では95戸

減っているんです。人口や世帯が減るということはさみしいものです。なんか活気さえもなくしたようで、何かすごく寂しい思いをいたしました。

県内全体、いえ国全体の人口が減る傾向にあるということは、新聞の記事からもわかりましたが、私が疑問に思うのは、市町村によって増えている所や、減っているところがあるということなんです。特に近くの坂井町、春江町、丸岡町など、福井市周辺では人口、世帯数共に増加している所があるという事実です。

旧芦原町での役千人近い人口の減少と、やはり百戸近い世帯数の減少について、どこかにその原因のようなものがあると思うんですが、あわら市においては人口動態や実態の調査は、もう済まされていらっしゃるのでしょうかお聞かせ下さい。

人口が減っても、世帯数が変わらないのなら、家族の中に亡くなられた方がいて、自然動態の結果だと言えますが、もし家族ごと町外へ転居していかれた数が95世帯あるというのならとても気掛かりです。

どういう世代の方が、どんな理由で転出されていかれるのか、その訳を知りたいと思います。人口が減るという事は、交付税にも反映されて、収入の面でも基本的なダメージが大きいと思いますし、あわら市にとって重大な課題と位置付けて、今後人口を増やしていく為の方策を練るのは急務だと考えますが、これからどんな方策、どのような取り組みをされていくのか考えをお聞かせください。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 卯目議員のご質問にお答えいたします。

本年の国勢調査におけるあわら市の人口、世帯数等の速報値は、議員ご指摘のとおりであります。

その要因につきましては、一言で申しますと「少子化の進展」と「地理的要因」が如実に表れてきたものと言わざるを得ません。

各調査区においては、区画整理事業により新規住宅やアパート等が建設されたところを除き、ほとんどの地区で減少をしており、5人から10人、多い集落では20人から30人が減少する結果となっております。

また、芦原地区の大きな減少につきましては、旅館等の廃業などマイナス要因が多いことが考えられ、金津地区につきましては、金津南部や金津東部等の土地区画整理事業に伴う宅地供給や工業団地への企業進出により、ある程度の歯止めがかけられたものと考えております。

人口動態におきましても、平成12年10月から平成17年9月末までの5年間では毎年減少の傾向にあり、出生・死亡の自然動態で466人、転入・転出の社会的動態で294人の減となっております。

世帯数につきましては、あわら市全体では、85世帯の増であります。地区別では、芦原地区において95世帯の減、金津地区では逆に180世帯の増となっております。

この要因につきましても、人口と同様これまでの住宅施策等の関係が表れたものと

考えられ、人口と世帯数の相対関係につきましては、核家族化の進展に伴うものと考えられます。

国の人口推計では、平成17年をピークに全国的に人口が減少していくことが予想されており、加えて都市と地方の格差が、ますます進むことも予測されております。

政府においては、少子化・男女協同参画担当大臣のポストを新設するなど、止まらない少子化に危機感をもっておりますが、人口減少、特に自然動態の減少は、一つの自治体のみ問題ではなく、フランス等の先進諸国が行ってきた対策と同様、国策として取り組む必要があるものと考えられております。

議員ご質問の人口増加対策、特に社会動態については、今回の国勢調査の結果でも明らかのように、その市町村の地理的要因も大きな要素の一つとして考えられますが、単に一つの政策のみで人口増につながるという単純なものではなくて、企業誘致や魅力的な住環境づくりなどのハード面をはじめ、子育て支援策や高齢者福祉対策等ソフト面の充実など、複合的な対策が不可欠であります。

現在、市では総合振興計画、都市計画マスタープランをはじめ、農村環境計画等各種のまちづくりの基本となる計画を策定中ですが、今後ともハード・ソフト両面からの施策展開が必要であると考えております。

本年度においても、乳幼児医療費無料化の就学前までの延長や子育て支援事業をはじめ、コミュニティバスの運行など各種福祉政策の充実に取り組んでおりますが、さらに事業の充実、拡大に努めるとともに、企業誘致や町並み整備などに積極的に取り組み、人口増につながるような職住近接型のまちづくり施策を推進して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

14番(卯目ひろみ君) 議長。

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) ただ今のお答えは、私が危惧していたのと当たってしまし、特に私は元の芦原町の観光を中心としている所で、人口の減少が減っているという事が気掛かりでしたし、心配していました。おそらく観光業の景気低迷とかで、そこで働いている人が、やっぱりこのまちを去っていくというのも原因のひとつに有るのではないかと考えているんですね。

私の回りでも、特に旅館で働いている方などから、中々収入が上がらないですとか、家賃が高いので、安いところへ変りたいですとか、子供と親を抱えて毎日が大変とか、いろいろな悩みを聞きます。やっぱり、人が定着するというのは、しっかり働きやすい職場、それから安定した収入があれば自然と定住に繋がって行くもんだと思いますし、それがまた、まちの中の経済発展にも繋がっていくと思うんですね。それでそのためには、観光地、保養地としてのあわら温泉の景気対策、そういうものにぜひ力を入れるべきだと思っています。

私はひとつの方法としまして、役所内の観光商工課ですね、その観光商工課がいっそ、まちの中へ進出しまして、出張所みたいなのを作ってはどうかと思って考えました。その形の問題ではないと思われるかもしれませんが、まちの動き、人の流れ、

まちが抱えている悩み、不満など、そういうものを身近に、謙虚に受止め、それがいわゆるまちの空気をじかに感じてもらって、旅館群、商店群、農家群、そういうその観光を取り巻くような環境が、うまく横に繋がって、良い方向へ回転していくような、一本筋の通った根本的な対策を考えていくこと、そういうことも人口の増加とまでは行かなくても、減少に歯止めをかけるひとつの形ではないかなと考えています。それがなにより必要だと思います。

そういう事については、どのように考えられますでしょうか。そして、これは私のひとつの例なんですけれども、国内有数の温泉所といわれています、九州の湯布院にまいりました。湯布院というのは本当にメジャーな所で、全国どこでも取上げられる所なんですけれども、まちの中に若い男女がたくさん働いている姿があるんですね。そういう姿を見ました。そして直接その方達にお話しを聞きましたら、高校を卒業すると、地元の企業、湯布院では旅館ですとか、お土産店、あとは農家なんですね、そういう所が観光産業となってると思うんですけども、そういう所に就職する人が多い、そして、その勤務形態ですとか、社会保障制度等が整っていて、働きやすい、そして地元に残るといって、そういうことをその方達が言っていました。

私には外から見ただけですので、それ以上詳しいことは、ちょっとわかりませんが、若い人たちがそうった場で働く姿が見られるということは、私の周りでは少なくとも、今の所はあまり多くありません。そういうことからとっても新鮮に目に映りました。

行政がリーダーシップを取って、そしてその雇用促進ですとか、企業の指導ですとか、そういう所に力を発揮されることで、そんな中から、そこに集まった人達の中から、結婚する男女が生まれて、また、そこに子供が生まれ、それが人口増にも繋がっていく可能性というのは期待できるのではないかなと思っております。

長期的な取り組みをしながらも、まず5年先、次の国勢調査の人口増加に向けてですね、今何をなすべきなのか、再度お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○市長室理事（長谷川賢治） 議長。

議長（山川 豊君） 市長室理事。

○市長室理事（長谷川賢治） それでは卯目議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどですね、あわら市の人口減少のことにつきまして申し上げましたが、特にですね、旧芦原町につきましては、国勢調査の人口、今回983名という事で大きく減少しているんですが、特殊な例でございまして、実は福井県内でおきましては平成12年度までは、福井県内35市町村の中で、人口動態、要するに住民基本台帳と住民登録、外国人登録を足したものが、通常、住記人口と言っているんですが、この人口と国勢調査の人口、要するに10月1日現在住んでいらっしゃる方を比較しますと、敦賀市とあわら市のみが住記人口を上回っているということで、平成10年度までできました。ところが、平成17年度になりまして、旧芦原町の人口につきましては、住記人口とは207名少なくなっております。

前年度は確かに225名程度、住記人口とは大きかった国勢調査です。今回、国勢

調査の人口増比で比較しますと、983名ということで、住記人口と比べますと、先ほど言いましたように207名しか減少していないというのが現状です。

そういう事をまずご理解をいただきたいと思います。

それから、先ほどですね、観光等という事で特にあわら市ですね、その他あわら市がですね、人口が落ち込んでるといふ減につきましては、旧芦原町はですね、観光と農業を基幹産業としておりまして、自主財源の基本となる税金につきましてもですね、観光産業を中心に支えてきたと、その他、旧芦原町の自主財源の大きなものは、昭和43年から始まりました、収益事業、モーターボート競走事業、これがですね大きな町の財源になってきたということで、それぞれにあわら市には、現在あわら市には企業誘致条例がございますが、旧芦原町におきましても、企業誘致条例があったんですが、昭和50年代にですね、企業の誘致はしないということで、企業誘致の廃止条例が出されました。

そういう事で、あくまでも観光産業を中心にやってきまして、それがですね現在、企業、特に旅館関係の業態者が、廃業なり、倒産に追い込まれている関係からですね、特にそこに従事します旅館従事者、この方が減ってきたのが大きな要因と。それから従来ですね、旅館等につきましては、従事者を住民登録外、住登外ですね、住民登録してなくて雇ってる方がけっこういたんですが、それがですね、今回の国勢調査の内容を見ましても、人材派遣センターから派遣されているというのがございます。ですから人材派遣センターですと、当然住民登録をしていないとですね、なかなか採用がされないということでございまして、そういう関係で大幅に減ったのではないかと推測されます。

それから旧芦原温泉のですね、活性化ということで、提案をいただきましたが、観光産業確かに現在落ち込んでおりまして、そういう関係からですね、今年地域再生マネージャーということで、こちらの方へ申請しまして、現在進めているわけございまして、その中にですね、あわら温泉再生ビジョンの構築とかですね、あわら湯のまち遊休地を核としたものとか、そういうことをしておりますし、それから当然、総合振興計画の中でもですね、観光面に力を入れなければならないということで、あわら市全体でですね、今後取り組んでいかなければならないということで、平成20年度の地域再生マネージャーの事業が完了するまでにはですね、何らかの方針をだしたいというように考えておりますのでよろしく願いいたします。

14番(卯目ひろみ君) 議長。

議長(山川 豊君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今、全体的な人口を増やすという事につきましては、いろんな対策をお聞きしたわけですね、それが、さっき理事の方から、旧芦原の方には誘致の条例がないということであったとおもうんですけど、このあわら市というのは、ひとつになったのですから、誘致できるところへは、どんどん誘致をしていただく、それから観光産業のあるところは、そういったゾーンとしてとらえて、そこんところに力を入れるというようにしていけば、それでお互いの活性化っていうのは生まれて

くるはずだと思うんですね。

観光産業とかそういうことは別にしまして、宅地ですね、要するに定住してもらうための宅地化して行く環境整備、そういうものについての政策と言うのは今後どういうように考えておられるのかお聞きしたいと思うんですけれども。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 卯目議員の再度の質問でございますが、観光と企業誘致のゾーンに分ける、これは今回あわら市が誕生いたしましたして、観光は大きなあわら市の産業の柱でもございます。これについては、あわら市としましても、特段に大きな力を入れていきたいと、それと旧金津町の方は工業が大きな柱でございましたので、工業につきましても既存の企業を大事にしながら、先ほども他の議員のご質問にもお答えしましてように、企業誘致に務めてまいりたいと考えております。この誘致の場所につきましては、旧芦原町も適切な場所があれば、そこに誘致してまいりたいとも考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、もう一点の宅地の提供でございますが、これにつきましては、今の所、旧金津町の南部区画整理事業と、それから東部ニュータウンのところはまだ埋まっておりますし、若葉台の所もまだ埋まっております。こういったことで、県に新しい宅地の所をお願いしてもなかなか難しいというお話しを聞いております。ただ、あわら市としましては、将来、やはり宅地を整えていかないと、若い世代がその集落から独立して、新しい所へ求めるということが非常に多いわけでございますして、そういったものを、やっぱり適切に開発していかないと人口減に繋がるということでございますので、模索していきたいと思っております。

よろしくお願いを申し上げます。

橋本達也君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、21番、橋本達也君の一般質問を許可します。

21番（橋本達也君） 議長、21番、橋本。

議長（山川 豊君） 21番、橋本達也君。

21番（橋本達也君） 合併前の町民意識調査では、市内周辺地区の行政サービス低下に対する懸念が大きな比重を占めておりました。合併後、この住民意識に対する配慮がなされているかどうかの観点から、ふたつの質問をいたします。

まず、浄化槽の清掃料金等について質問をいたします。

浄化槽の処理および清掃については、大別してふたつの料金があります。処理すなわち汲み取り料金と、年に一度の実施が義務付けられている清掃料金であります。前者については坂井郡環境衛生組合の条例によって料金表が定められており、あわら市および坂井郡4町で違いはありません。

問題は後者の清掃料金であります。この清掃料金は基本的に業者独自の設定価格であり、私の手元に、坂井地区内で営業する7社のうち4社の清掃料金表があります。これによると、平均的家庭と思われる2立方メートル浄化槽の清掃料金は、最低が34,000円で最高が38,605円となっており、その差額は4,605円となります。ちなみに、あわら市内で営業する業者の価格は36,096円であり、差額は2,096円となっております。

さて、以上のことを踏まえて3点お尋ねいたします。

第1点目は、今ほど申し上げた7業者は自治体ごとに営業許可が与えられており、あわら市内での営業を許可されているのは1社だけであります。この許可権限は坂井郡環境衛生組合にあります。事実上はあわら市の判断によっております。

市内での営業を1社が独占し、市民の業者選択の自由が奪われている現実は今ことに不自然というべきではないでしょうか。今期の許可期限は来年3月でありますので、この際、複数の許可を与えるお考えがないかどうか、ご答弁を求めます。

第2点目は、先ほどご紹介した清掃料金は各社の料金表によるものであります。丸岡町では実際の料金はそれをかなり下回っているようであります。単純な比較はむずかしいのですが、私が調べたところでは、先ほど申し上げた浄化槽規模で13,000円程度もの差がでる場合があるようであります。

なぜこうなるのでしょうか。実は、丸岡町の許可業者は4社なのであります。競争原理が働いている所とそうでない所の違いと言わざるをえません。

理事者はこのような現状を把握しておられるのかどうか。そして、この矛盾を解消するために最も有効な方法は何だとお考えなのか。ご答弁を求めます。

第3点目は、浄化槽の設置者は、汲み取り、清掃、保守点検のほか法定点検も行わなければならない。煩雑なうえに、各種の割り増し料金が設定されているため大変わかりづらい料金となっております。しかも、それらの明細書がかなりルーズになっているため、市民の不信感が募っております。

さらには、不明瞭な料金に対抗して支払いを拒否したところ、これに年率5%の延滞料を請求された市民もおります。

以上のようなことも競争がないために起こることであり、その責任の一端は市にあると言わざるをえません。業者に対し、これらの是正を強く指導すべきと考えますが、理事者にそのお考えがあるのかどうか、ご答弁を求めます。

ところで、現在、下水道が整備されていない地区は人口比で約23%であり、これを世帯数に換算すると、推計で2,200世帯が浄化槽の設置を余儀なくされていることとなります。そして、これら世帯が市内の周辺地区に偏っていることもご案内のとおりであります。

まことに粗い計算ではありますが、この2,200世帯が平均的浄化槽規模と仮定して、先ほど申し上げた丸岡町のある業者との料金差額13,000円を乗じますと、その額は約3,000万円にも上ります。市内周辺地区の一部市民に対し、他に比べて3,000万円もの負担を強いているという現実を直視したとき、そして当該事業

が行政事務であることの責任を考えたとき、早急に対処すべき課題と考えるのは私だけではないはずです。要は、業界論理を追認して市民に負担を強い続けるのか、あるいは競争という経済原理に基づいて市民の側に立った行政を指向するのか、あわら市はそのいずれを選択するのかが問われているものと考えます。

次に、コミュニティバスの運行計画について質問をいたします。

これにつきましては、先ほど同僚議員が質問をいたしましたけれども、主旨が多少違うところもあるようでありますので、あえて質問をいたします。

この11月よりコミュニティバスの運行が始まりました。合併後の市内全域における均一的公共交通サービスという意味で評価でき、市民の利便性と効率的で安全な運行に心がけた事業展開を期待しているところであります。

サービスが始まってまだ間もない時期ではありますが、現在までに市民から直接もたらされた要望や苦情、あるいは運行事業者から報告を受けた意見や問題点はそれぞれどれほどの数にのぼり、また、代表的なものとしてはどのようなものがあるのかにつき、まずご答弁願います。

さて、私も市民の皆さんからいくつかのご意見を伺っておりますが、なかにはわがままなものもありますし、全ての要望に応えることができるはずもありません。ただ、大事なことは、何を基準としてルートや時刻表を作成するかではないでしょうか。鉄道など他の交通機関との接続が重要なのは言うまでもないことですが、要は、バスを利用する市民の生活パターンにどこまで肉薄できるかが鍵になるように思われます。

例えば、最寄りの病院に通うお年寄りが多くいる市内のある周辺地区では、行きはよいものの、帰りの便が非常に遅いといったものがあります。特にこの地区では、旧町時代に路線バスが廃止になり、その代替措置としてタクシーの利用券を発行していた経緯があります。周辺地区であるがゆえの不便ではありますが、なんとか対応したいケースのひとつではないでしょうか。

このように改善すべき点はたくさんあると思われませんが、私は、できるところから、なるべく早く対応すべきと考えます。そこで、まず来年の4月から、運行計画の第1期の見直しをすべきと考えますが、そのおつもりがあるかどうか、ご答弁を求めます。

さて、コミュニティバスは路線バスとは異なるために、運行計画の変更に対する監督官庁の規制は幸いにも緩やかなようであります。そうであるならば、この事業は市民と企業と行政が協力し、時間をかけて改善、見直しを繰り返しつつ、あわら市にとってよりよい形に練り上げていくという、ある種の地方分権型事業として捉えることが可能ではないかと考えます。そしてそれを可能にするのは、ユーザーたる市民の声をまず受託事業者がどこまで営業に生かすかであり、次に、その企業感覚を行政がどこまで形にするかにあります。

したがって、企業努力が請負金額に影響しないからといって、改善意欲もなく、時刻表だけ守って漫然と運行を続けるような企業は排除すべきであります。逆に、強い改善意識を持ち、質の高いサービス提供を心がけるような企業なら、行政のパートナーとしてある程度継続した委託をすべきではないでしょうか。極めて専門性の高いバ

入運行事業でありますから、質の高い企業の社会的責任に事業全体を委ねるくらいの感覚も必要ではないかと思えます。この点についての理事者のお考えを求めて質問を終わります。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 橋本議員の1点目のご質問にお答えいたします。

し尿の収集や浄化槽の清掃をあわら市及び坂井郡内で行う場合は、坂井郡環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、管理者の許可を受けなければならないとされておりまして。

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法の規定によるものであります。

議員ご指摘のとおり、現在あわら市内で許可を得ているのは1社だけですが、これは、あわら市や坂井郡環境衛生組合が1社だけに許可を制限しているのではなく、業者からの申請がないことによるものであります。

行政側としては複数の業者に許可を与える考えであり、坂井地区で営業を行っている7業者でつくる「坂井郡清掃業者連合会」へ坂井郡環境衛生組合が文書で申し入れを行っているところであります。

今後とも、早急に行政側の申し入れを受け入れるよう、要望をして参りたいと考えております。

清掃料金の格差につきましては、丸岡町の業者4社が過去の浄化槽の設置が増加傾向にある時期に、過大なダンプングにより生じたものであると業者間で認めております。

現段階では、坂井郡環境衛生組合管内において、このような価格差が生じないように、また、住民の理解が得られるには、複数の業者に許可を与えることが最も有効な方法と考えております。

坂井郡の合併により、同組合もあわら市と坂井市の2市体制になりますので、これを機によりよい方法を検討して参りたいと考えております。

また、料金がわかりづらいとのご指摘ですが、浄化槽の管理・保守につきましては、浄化槽法により、新たな設置による法定検査、毎年実施しなければならない定期検査及び保守点検、そして清掃の4点が、料金が発生する作業として定められております。

これらのことが利用者が理解でき、さらにに料金が明瞭となるような明細書を発行するよう「坂井郡清掃業者連合会」へ指導を行って参りたいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

11月1日より運行を始めましたコミュニティバスについて、この1カ月間に寄せられた要望や苦情の件数でございますが、市に直接あったものが15件、運行事業者から「お客様の声」として報告を受けているものが、18件となっております。

その内容は、「病院近くに停留所を望むもの」や「中学校の登下校時間に合わせたダイヤ編成を望むもの」、「増便を望むもの」など様々なものとなっております。

運行計画の見直しにつきましては、相当期間の実績、また、冬場と夏場を踏まえた上での、運行見直しを図って参りたいと考えております。現段階では4月からの見直しは考えておりませんが、軽微な改善等につきましては、随時検討し、改善できるものから実行に移して参ります。

また、受託事業者についてのご指摘でございますが、現在、10日ごとに業者との連絡会を行い、運行について問題点等の報告を受けております。この中では運行に対しての建設的な改善提案もございます。

提案等で軽微なものにつきましては、その都度事業者との調整の中で、改善の検討を行っております。

今後、あわら市地域生活交通活性化協議会等の意見も取り入れ、さらには、事業者の改善提案も視野に入れながら検討し、より利便性の高い効率的な運行を図って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

21番(橋本達也君) 議長、21番、橋本。

議長(山川 豊君) 21番、橋本達也君。

21番(橋本達也君) 浄化槽のことについて、ちょっと再質問をいたします。

複数の業者の許可ってことについては、業者からの申請がないと、基本的になるべく申請がないということですが、この辺はなかなか業界の体質と言いますか、それがあるのかなと思います。

それともうひとつ、丸岡町の方での価格が安かったのは、ダンピングであったと、これは業者が認めているというお話しです。これ、いずれもこの業界側の言い分といえますか、論理なんですね。これを踏襲していく限り、なかなか問題は解決できないのかなというような気がします。

要は現在のあわら市民が負担している料金を下げることだと思うわけなんですね。今、ダンピングだというように、業界はいつているということなんですけれども、果たして本当にダンピングなのかどうか。ダンピングというのは、利益を度外視した安売りといえますか、そういう事をいうんだろうと思いますけれども、ダンピングであるということの検証が果たして、行政の方でしたのかといえ、これは恐らくしてないと思うんですね。この辺をいいなりになってたんでは、いつまでたっても解決しないんじゃないかと思います。先ほどの丸岡町の安い料金の例を言いましたけれども、1万3千円ほどの差額があると申し上げましたけれども、これ、価格でいいますと、2万3千円になります。この規模で、ところがですね、お隣、加賀市の業者は、実はここも1社だけなんです。しかしながら、さらに4千円安い、1万9千円でやってるんですね。これはですね、いいようがないというか、言い逃れがないのではないのかなと。

理事者の辛いお立場も、私、よく理解できますので、もし、従来どおり行政側の要請に応えることなく申請が上がってこない、と、相変わらず単独であるという状況が続くようでしたら、加賀市の例も上げてですね、単独でも単価を下げることは可能なんだということについて、ぜひ、担当課の方も努力をしていただきたいというように思

いますけれども、その点についてのご答弁を求めたいと思います。

市民生活部長（山田重喜君） 議長。

議長（山川 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（山田重喜君） 橋本議員の再度の質問の件でございますが、これなかなか難しい問題があるわけでございますけれども、いわゆる丸岡町の業者を除きましてではですね、一応基本的な、いわゆる汲み取り料金、汚泥の掴む量の問題、それから諸経費等を踏まえまして、一応基本的なパターンがございます。

恐らく丸岡町の場合は、その発展途上にある時にですね、ダンプングをしたと聞いております。今後といたしましてはですね、加賀市の問題もあるわけでございますけれども、こういった実例を上げまして、坂井郡環境衛生組合といたしまして、坂井郡の清掃業者連合会の方に、強く要望して行きたいと思っております。

ご理解をお願いしたいと思っております。

議長（山川 豊君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、予め延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長する事に決定しました。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午後 4 時 05 分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 19 分）

穴田満雄君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

16番（穴田満雄君） 議長、16番、穴田。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） ただ今、議長の指名がありましたので、特に今は、全国的に話題となっております、アスベスト対策について質問してみたいと思っております。

今ほどいいましたように、今、全国的に一番話題性に飛んでいるのが、このアスベストじゃないかと思っております。このアスベストに対する健康不安や、健康被害が拡大しております。これは国や企業が、アスベスト対策を先送りしてきたことが主な原因と言われています。労働災害から、家族や住民等への被害が広がっております。

ここでアスベストについて、ちょっと触れてみますと、日本では今から241年前

の明和年間にすでに、耐熱用として用いられております。金糸光沢で動局性があり、溶融点が約1,300度なので、耐火材料としても使用されております。大別しますと、蛇紋石質と格線石質と分けられ、特に前者に属します温石面は、商品価値が高いといわれております。

温石面や後者に属します、静寂面アモサイトは糸状にして、ブレーキバンド、あるいは石綿のようにして、防火服、防火幕等の保温耐熱材料に、また石綿板や紙にしまして、電気絶縁材に、また建築用材等にも使用されております。

その他に、ロックウール、これ岩綿ともいいますが、こういうものもあります。これはアスベストよりも、軟化点も低いんですが、軽くプレスしたものは、断熱性、あるいは吸音性が非常に良く、強度を必要とする石綿の代用としては適しませんが、耐熱材、あるいは吸音材として重宝されています。

このように耐熱性や耐磨耗性に優れ、その上価格が安いことから、アスベストは昔から建築材料や、自動車部品など、様々な所で使用されております。ところがアスベストは静かな毒、あるいは静かな時限爆弾と呼ばれるほど、危険な鉱物でもあります。

人間の肺に注入しますと、30年から40年を経過した後、肺がんや中皮症を発症するといわれております。健康被害を受けるのは、工場従業員だけとは限りません。例えばマスメディアでも報道されましたように、大手電気メーカーのクボタでは、元社員の奥様が、中皮症で3年前に死亡しております。死亡の原因は、夫の作業服に付着していたアスベストを洗濯の際に吸入していたと診断されておりますし、さらに同社工場周辺では住民数人が、中皮症を発症し、死亡したことも判明しております。

ところで、この静かな時限爆弾、あるいは静かな毒と呼ばれる、アスベストの使用箇所の有無について、当市の教育委員会においても、市内の12の小学校や、公民館、図書館等の公共施設を調査しております。その調査結果は、芦原小学校のプール監視棟はトイレと更衣室の天井に使用され、トイレについては、園児が6月のプール学習時から使用しており、更衣室は数年前から児童の利用はなく、飛散防止の工法が施されているため、危険性はないとしております。

金津、新郷の2校では放送スタジオ、金津、金津東、伊井、吉崎の4校ではボイラー室がそれぞれ、壁や天井に断熱や防音の目的で使用されております。放送スタジオは両校とも物置として使用しているため、児童の入室はないとしておりますが、念のため全箇所を立ち入り禁止にする処置を講じたとしております。

そこでお尋ねいたしますが、まず1番目に、当市にある学校や公民館、図書館等の公共施設の調査は、全て完了しておるのか。二つ目としまして、物置として使用している放送室への児童や先生方の入室はなかったのか、三つ目としまして、ロックウール、岩綿の使用箇所はなかったのか、四つ目としまして、旧町時代に町の補助金で建設しました公民館等の調査はどうなっているのか、この4点を質問して、一回目の質問を終わります。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

副議長（東川継央君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 穴田議員のご質問にお答えいたします。

教育関係の公共施設に係るアスベスト使用調査は、8月末で全て完了いたしております。この調査から学校5校と公民館など3施設の公共施設でアスベストを数パーセント含むロックウールが使用されていることが判明いたしました。

このなかで、金津小学校と新郷小学校の放送室スタジオのうち、金津小学校は、隔年ではありますが、アスベスト浮遊調査を行っており、その結果は、「検出なし」との報告を受けておりました。

両小学校とも児童の安全を第一に考え、倉庫としての利用のみとなっておりましたが、関係者以外の出入りを禁止するなどの措置をとっていたところであります。

今回のアスベスト問題を受けて、安全を最大限に考慮し、芦原小学校プール管理棟、金津小学校、新郷小学校の放送室スタジオは、緊急に夏休みを利用し、天井張りによる飛散防止処置を8月末に完了したところであります。金津小学校、伊井小学校及び吉崎小学校のボイラー室等につきましては、今年度中に固化処理による飛散防止処置を行うこととして、今回の補正予算で所要の経費を計上いたしております。金津東小学校は、建設後に大規模改修事業を行っており、当時の設計事務所の調査で、アスベストを含んでいない材質であることを確認いたしております。

また、中央公民館機械室のロックウールにつきましても、検査の結果アスベスト含有がないという報告を受けております。なお、勤労青少年ホームの機械室につきましては、平成18年度に対処することといたしております。

さらに、区民館等におけるアスベスト使用の報告は、今のところ受けておりませんが、そのような報告等があった場合には、適切な処理をするよう各区に対して指導して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

16番（穴田満雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 今ほどの市長の答弁によりますと、当市におけます公共施設ですね、学校を含む公共施設の検査は全て完了しましたと、私大変結構なことじゃないかと、内心喜んでおります。ですが、別に疑う訳じゃございませんけれども、このアスベストが集中的に使われたのが、大体1970年から1980年代だと、このようにいわれていおります。

そうしますと、本庁の場合の公共施設等の建築も、そういう時期にあったんじゃないかと思えます。私、いくつか把握しておりますけれども、あえて名前は出しませんが、市長の答弁によりますと、それらも含めた全ての、公共施設の調査を完了したと、このように私、理解をしていきたいと、このように思っております。

それから、ふたつ目の物置として使用している、放送室への児童や先生方の入室ですね。これですけれども、私、ちょっと余談になるかもわかりません。私も昭和35年に、国鉄福井間区へ就職しまして、昭和36年から俗にいう釜たき、機関助手を約10年間やってまいりました。蒸気機関車といえますと、皆様ご存知のように、ボイラーの中に水を入れまして、下から石炭で火を焚いてやね、蒸気を作って、そのエネ

ルギーでもって機関車、あるいは後ろの牽引している車両を引っ張ってくと、こういうしくみになっているんですけど、その運転室、私らはキャブ内、キャブ内と言葉を使ったんですけど、キャブ内には、運転室の中には、そのボイラーの中にどれだけ水が入っているか、どれだけ水が残っているかということで、機関士側と機関助手側、私は機関助手でしたから、このふたつのところに水面計というものが設けてありました。この水面計でもって、ボイラーの中にどれくらい、現在水が残っているか、これを把握していると、ですがこの水面計の材質そのものはガラスですから、気温の変化、あるいは他の障害等で割れる場合がございます。割れた場合どうするかといいますと、その予備の水面計を持っておりますから、例え運転中でも交換していくと、ですけども、そのガラスの製品を入れただけではボイラーの水が漏れてきますから、当時、石綿で作りました、栓といいますか、それを捏ねていくと。私らはまだ若かったし、先輩からもその栓作りに当たっては、つばをつけて作りなさいよと、こういう指導がされたんですね、その当時はアスベストの字も知りませんし、石綿という言葉しか知りませんでした。ましてやこの石綿が、健康に害するなんて、当然、私らしりませんでした。ですが、これ一ヶ月ほど前でしたかね、JR西日本の方から、追跡調査をしてくれたおかげでやね、昔、国鉄にいた人、JRにいた人は、そういう石綿を扱ってる人もいます。あるいは電気機関車の天井等も、石綿で覆われていたと、ですからこれに対する健康被害が危惧されますから、医者行って健康診断を受けてくださいよと、こういう案内を貰ったんですね、そうしますと、話しをもとに戻しますが、この物置として使用していましたからやね、先生や生徒方の入室はなかったと、こういうものの言い方されてますけれども、これ以前に対するそういう追跡調査を行っているのかどうか、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

教育次長（吉村幸夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 教育次長。

教育次長（吉村幸夫君） ただ今の穴田議員の、2点目の追跡調査をやったかということでございますが、まず1点目に金津小学校のいわゆる放送室でございますが、これにつきましては平成2年の時に、同様の問題を、今日は欠席されておりますが、杉田 剛議員がされております。

そして、その時点でその問題を、先ほども市長の答弁にもありましたが、調査を行っているわけでございますが、念のためということで、その放送室は使っておりません。と申しますのは、その放送室はいわゆる、先ほど申しましたように、アスベスト本来の吸音、耐熱という吸音の方をいわゆる利用していたわけでございますが、その後の学校での放送施設が変ってきました関係上、使われないわけでございます。

これにつきましては、学校の先生そのものも代わっておりますし、ずっとその間、いわゆる平成2年からいた先生いませんので、私どもも確認しているわけでございますが、私どもも現場へ行った時には、ほこりにまみれた物置であったわけでございます。

そこで私どもも、いくら使っていないといえども、今後のことでもありますので、今回、

天井を張りましたし、今後とも倉庫としてやっていくわけでございます。

そういったことで平成2年から、金津小学校のいわゆる放送室につきましては、気を配ったということでございますので、その点よろしくご理解いただきたいと思います。

また、新郷小学校でございますが、これにつきましても私、今年行ったわけでございますが、やはり同様でございます。全く放送室としては使っておりません。いわゆる、昔の学校で使っていた、廃品になった備品、それから放送器具の使われなくなったものとか、いわゆるくもの巣だったわけでございますが、それが結果的につかっていないということではないんでございますが、いわゆる、あんまり人の出入りはなかったというように理解できるんじゃないかと思えます。

以上でございます。

16番(穴田満雄君) 議長。

議長(山川 豊君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今ほどの次長の答弁ですけれども、新郷小学校ですね、これ校舎が完成したのは、昭和58年に完成しておりますね。金津小学校ですが、これが昭和49年の6月に下の教室等が完成と、それから昭和50年7月には、本館の音楽室等が完成しておりますし、昭和51年の7月には、体育館等が完成しておると、そうしますと、今ほどの次長の答弁ですと、平成2年にやね、かつて金津町時代に杉田議員が一般質問で取上げてきたと、それ以降本当に、金津町時代に杉田議員が一般質問に取り上げて以降、徹底した調査をしているのなら結構なことです。

ですけれども、今ほどいいましたように、私の場合ですが、国鉄からJRになったと、それはJRもいろいろな事故をおこしております。最近ではJR福知山線において、あんな大きな事故も起しておりますけれども、人命に関わること、人命に関わることはやね、他のことはさて置いてでもやね、追跡調査をしてくれると、私、これが本当じゃないかと思えます。ましてや少子化の中で、人口減がささやかれております。ましてや子供というのはやね、そんなに抵抗力がない、体に、免疫力もないと、こういう中でやね、やっぱりそういう追跡調査をするんだと、こういう姿勢が聞きたかったんですね。

そういう気持ちがあるのかどうか、再度、次長、お願いします。

教育次長(吉村幸夫君) 議長。

議長(山川 豊君) 教育次長。

教育次長(吉村幸夫君) いわゆる追跡調査というのは、健康調査でございますね、これにつきましては、対象を誰にするかというのが、非常に問題でございますが、金津小学校の件につきましては、平成15年度の結果でございますが、市長の答弁にもありましたように、アスベストは検出されていないわけでございます。

と申しますと、これにつきましては、もう一度検討しますが、非常にこれからもどのような事をしていいかということのを慎重に考えてみます。

まして、次に新郷小学校でございますが、一番いい方法につきましては、アスベス

トの分析をやってみたいと思います。それによって、そのロックウールの中に、繊維物が含まれているか、いわゆる石綿が含まれているか、含まれていないかを確認しまして、今後のことも判断するのがいいのかと思います。

ちなみにひとつの例でございますが、金津中央公民館でございますが、これは昭和58年の完成でございます。実はサンプルということで調査をしたわけでございますが、石綿は含まれていないという結果が出たわけございまして、新郷小学校につきましても、そのような結果が出ればいいなと思っております。

後のことにつきましては、そういうことで課題とさせていただきたいと思います。
議長（山川 豊君） アスベストの質問、ひとつなんですな。

アスベスト関連で、3回です。

16番（穴田満雄君） それでは、ここで質問は終わりますけれども、再度、市長はじめ理事者の方々にお願いしておきます。

人命に関わることですから、早急に、早急に調査すればいいってもんじゃないと、これだけは念頭に入れていただきたいと、こういことを申しまして、質問を終わります。

大下重一君

議長（山川 豊君） 続いて通告順に従い、3番、大下重一君の一般質問を許可します。

3番（大下重一君） 議長、3番、大下。

議長（山川 豊君） 3番、大下重一君。

3番（大下重一君） それでは、通告順に従いまして、私の方から2点、ご質問をさせていただきます。

まず第1点は、住民参加のまちづくり条例の制定についてということと、もう一点は、先ほど同僚議員からも質問させていただいている件でございますが、中学校建設問題についてと、この2点についてご質問をさせていただきたいと思います。

地方分権に始まって、現在、三位一体の改革、これが着々と進められているような状況の中で、三位一体の改革というのは、どうやら税源の移譲ををうたってはいるものの、基本的には補助金カット、交付税の削減というようなことで、地方は自立をなさいということばかりの声に聞こえるような感じがします。

国から突きつけられた、地方の自立、合併したとはいえ、慢性的な財政難の中、肥大化した行政コスト、住民ニーズの多様化にどう対応したらいいのか、これは住民と行政の協同によるまちづくり、このことが大きなキーポイントになってくるのではないかと思いますし、このことを何とか成功させなければならないというような状況ではないかと思います。

そこで、住民の知恵と汗と、そしてやる気、これを何とか啓蒙し、啓発をしていきたいと、そのように私も思っております。そこで振興計画の中でですね、中に市民参

画条例、自治基本条例等の制定を視野に入れて、市民のまちづくり参画システムの構築を推進すると書いてありますが、大いに私も賛同したいところですし、できればシステムの構築だけに終わらずにですね、一步踏みこんだ条例化をひとつ制定に向けて、努力をしていただきたいと思います。

そこでその条例化につけて、あるいはシステムの構築にしてもですね、その中に明記していただきたい、基本的な考え方について、3つほど項目別に質問させていただきます。

第1点目は、この時代ですね、大変時代の流れが速い、ということはいろんな事業をやっけてこられますし、これからもやっけて行こうかとお考えだろうと思うんですが、その実行の段階、いわゆる計画を建てて実行をして評価をするというような手順で、事務事業は進んで行くかと思うんですが、実行の段階、計画の段階が終わって、実行の段階においても、まともに生活者の視点というものをに入れて、その事業そのものの中身を見直すということが必要ではなからうかと。

ましてや、一定の期間が終わった評価の段階においては、今度は次の計画をですね、さらに堅実で建設的なものにするには、やはり生活者の視点をしっかり入れた意見を貰う、あるいは判定を貰うということが、大変重要なかなと思いますので、そこで、ここで聞きをしたいんですが、このまちづくり市民参画まちづくりのシステム、条例化を目指して、市の方では、この計画の段階での市民の参加と言うのは当然なんですけれども、実行とか評価の段階で、住民参加、いわゆる住民の意見、判定を貰うと言うことを明確にする、あるいは明確に明示した、そういう文書で書き込むというようなお考えはあるのかどうかについてお聞きをします。

第2点目は、いわゆる住民と行政が一体となつてのまちづくりというのは、私は相互の信頼関係がとにかく大前提であるというように思うわけです。ですから、お互いが信頼をどう築き合えるかということ、大変重要なポイントとして据えて、それを事実、現実化していくための方策を練って欲しいということなんです。信頼を築く上には、まずは双方に理解しあうということが前提であろうと思うんです。その理解をする為には何が必要かといいますと、いわゆる行政のもつ情報をですね、可能な限りオープンにして、住民に積極的にひとつ提供する。そして一方では、住民の意見や思いを積極的に求めて、また受止めるという、こういうことが必要かと思います。ですから、住民の幅広い意見の把握、そして情報の公開により、住民等の情報の共有化、お互いに同じ情報を持ち合うということ、市の責任として、明確にする考えはあるかどうかを、市長にお聞きをいたします。

そして3点目ですが、もう一点納得という、これも住民と行政が一体となつたまちづくりについては重要なキーワードになると思います。ですから行政からの納得できる説明があるからこそ、住民は協力するという気持ちになり、しいてはまちづくり全般に意欲的になるものと確信をしているところですが、ぜひですね、計画や事業の内容を納得行くように説明すること、市の責任として明確にする考えはありますか。ここも市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

それから中学校の建設問題でございますが、冒頭、今日の一般質問に当たる前にですね、市長の方が通告にないことを質問しないというお話がありましたが、よく考えていただければ、通告内の範囲のことでございますので、ひとつ市長の見識を持ってらっしゃる市長の事ですので、その範囲内でお答えいただきたいと思うんですが、これからの説明会を、どう展開していくかということについて、検討委員会の結果をたたき台といいますか、それを住民の協議、説明会での席でのひとつ問題提起として、検討委員会の結果というものをきちっとご報告しながら、市民との協議を広めていくようなお考えはないかと。これは新聞報道で検討委員会の結果、両論ありということが大変大きくでていきますので、説明会場でこのようなところが、関心事になるかと思しますので、検討委員会の結果を素直にそのまま出すような形で、協議を広めていっていただけないかということです。

以上、最初のご質問をさせていただきますので、ご返答をお願いしたいと思います。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 大下議員のご質問にお答えいたします。

これからのまちづくりを進めるには、施策の立案や実施段階において、市民の皆様をいかに巻き込み、その力を取り入れていくかが、事業の成否を左右するものであることは、ご指摘のとおりであります。

まず、ご質問の第1点、「計画実行と評価の段階における市民参画」についてお答えいたします。

総合振興計画をはじめ、各種基本構想の策定の際には、これまでも公募により市民の皆様に参加をいただき、市と市民が力を合わせて作業を進めております。こうして策定した計画の中には、たとえば地域コミュニティを核としたまちづくりなど、市と市民の皆様が協働で汗を流さなければならない事業も、当然含まれております。

市といたしましても、各種計画の実施については、積極的に市民の皆様に参加を呼びかけ、市民と行政がともに作りあげるまちづくりを目指して参りたいと考えております。

さて、西川福井県知事は、本年7月に、マニフェスト「福井元気宣言」の達成状況について、県民アンケートや評価委員会の外部評価を実施し、一定の成果を上げております。

あわら市でも、事務事業に対する行政評価を導入すべく、今年度からその調査研究を行っているところでございますが、今後これを実施するに当たっては、外部評価の採用も念頭に置き、パブリック・マネジメントの観点から総合的に判断して参りたいと考えております。

次に第2点の「市民との情報の共有化」及び第3点の「計画や事業の内容に対する市の説明責任」についてお答えいたします。

あわら市では、市の施策に市民の皆さんのご意見を取り入れる方策として、本年9月からパブリックコメント制度をスタートさせました。

対象となるものは、総合振興計画などの基本計画、市政の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し権利を制限する条例などの制定や改廃で、先月下旬から今月初めにかけて、あわら市行財政改革大綱(案)を第1号の案件として実施したところであります。

残念ながら、寄せられたご意見は1件だけでしたが、今後この制度をさらにPRし、市民の皆様からよりご意見をいただきやすい環境を整えながら、政策形成時における情報の公開、市としての説明責任の履行に努めて参りたいと考えております。

2点目の中学校建設問題については、先ほどの答弁の中で、私の考えを申し上げたところでございます。

この問題は、市として最優先に取り組むべき行政課題でございまして、芦原中学校の現状を見ますと、早急に対処すべきものでございます。

そのためには、一日でも早く方針を決め、市民の皆様への周知と対話を行う時間をいただきたいと考えております。

具体的には、市広報やケーブルテレビなどのあらゆる手段を通して情報公開に努めるとともに、積極的に地域に出向き、地域懇談会や住民説明会などを通して、市民の声を聞き、ご理解をいただきたいと考えております。そして、その中で市の置かれた現状も説明させていただき、課題とされている諸問題の取り組みに、膝をまじ合えながら、お話をさせていただき、今後の、まちづくりの考えを示させていただきたいと思っております。

議員ご指摘の検討委員会の報告につきましては、これは元にはいたしますけれども、PRの時間、住民説明会も長い時間は掛けられないと思っておりますし、また、住民の皆様方のご意見を賜ることが重要なことと思っておりますので、その報告書につきましては何らかの形で、情報公開をするような形で進めて、住民説明会ではもっと突っ込んだものにしていきたいなど、そんなにかかっているところでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

3番(大下重一君) 議長、3番、大下。

議長(山川 豊君) 3番、大下重一君。

3番(大下重一君) ご答弁をいただきまして、それぞれの住民参加のまちづくり条例の制定についての基本的なところは積極的に、市長もお考えていただいているというように理解させていただきます。

そこで、この条例、あるいはシステムを構築されまして、その後ですが、その以前にですね、現状でいろんな形の事業、事務事業が進められておりますが、その現在行われている事務事業についても、今度、新しくお作りになるまちづくりの条例、制度にぜひ、積極的に乗っけていただきたいと、条例制定化とシステム制定化と同時に、起き得る事業だけではなく、現在行われているものから見直しをお願いしたいと思います。例えば、創作の森事業ですね、これとあるいは市民体育祭、観月会、長寿祭いろいろと現在あります。昨今では中高一貫教育の導入とか、始まっておりませんけれども、取り合えず始めようと、始まっているものについてもできるだけ、この時代

の流れに合わせてまともにですね、生活者の視点というものを入れる、そういうものを積極的に入れていただいて、ひとつ評価制度というものを、確立していただきたい。

そこで出来れば、市長からご答弁いただいた、西川知事のうんぬんという所で、お答えなろうかと思うんですが、ぜひ評価委員会というものを、市民からなる構成を元にですね、市民の構成を元に評価委員たるものを立ち上げていただいて、これも20人、30人、どの程度の人数がいいのかとなりますと、出来るだけたくさん的人数でやったらどうかな思いもあるんですが、これはまた別の議論になると思います。開催時期とかですね、適当な時期の選び方等あると思うんですが、評価委員会の設定を、ぜひお願いしたいということと、そこでの内容についての公開、これも適宜にお願いしたいと思いますので、重ねての私の質問となるかと思うんですが、今一度、市長の方のご答弁をお願いしたいと思います。

○市長室理事（長谷川賢治） 議長。

議長（山川 豊君） 市長室理事。

○市長室理事（長谷川賢治） 私の方から、ただ今の大下議員の再質問につきまして、お答え申し上げます。

現在、あわら市におきましては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、市民参加といたしましては、総合振興計画への審議会の委員、それから都市計画マスタープランへの審議会への住民参加ですね。その他、事業に対する評価といたしましては、パブリックコメント制度を持ちながらですね、意見を求めているところでございます。

それで、今後の住民参加関係のこの前にですね、市の情報公開の共有化ということにつきましては、あわら市の行財政改革大綱案の中にもあると思うんですが、行政情報の公開ということで、行政情報の公開は、市が担う説明責任を果す為に、基本的条件である為、行政の公正の確保と透明性向上を目指し、個人情報の保護に配慮しながら、適切に情報公開を進めますということであってあります。それから、その他ですね、朝ほど向山議員さんのご質問にありましたが、行政コスト関係のことで、市の財政状況、予算決算を含めですね、バランスシート、こういうものも積極的に情報公開をいたしますということであってあります。

それから先ほどいいました、今後の行政評価ということなんですが、行政評価システムの導入につきましても、政策、施策及び事務事業について、必要性、成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ、効果的な行政運営を進めるため、事務事業評価、政策評価との行政評価システムの構築に努めますということで、いってあります。それで、実際この市民参加条例というのは、全国各市で行われております。最近の例で行きますと、神奈川県の大和市が自治基本条例を作っています。20万人程度の大きな市なんですが、これにつきましては平成14年の4月に公募委員26名、学識経験者1名、市の職員5名ということで、32名のもとで、2年5ヶ月かけまして市民参加条例を作ったということもあります。

その他、平成14年の5月には埼玉県の和光市には、人口7万人程度のところなんですが、これも全て市民なんですが、15名で市民参加条例を作ったということござ

います。内容的には、あわら市の現在行っていますパブリックコメントと内容的にはほとんど変わらない状況でございます。

今後あわら市といたしましても、このパブリックコメント制度を行っておりますが、この自治基本条例というものをですね、進めながら、その中で先ほどいいました評価システム関係も進めてまいりたいと思いますし、この事務事業の評価につきましては、具体的には来年度から、実質、事務事業の方から始めまして、その次に政策、施策という具合に行います予定で、現在、先ほど大下議員のご質問にありました、現在行っておる事務事業そのものについても、評価システムに上げてやって行きたいという具合に考えております。

よろしく願いいたします。

3番（大下重一君） 議長。

議長（山川 豊君） 3番、大下重一君。

3番（大下重一君） それでは2点目の中学校建設問題について、またひとつ、お聞きをしたいと思うんですけれども、今後、市の方でいろんなアピール、説明等を行って行くとういようなお話をお聞きしましたけれども、そのまちではですね、こういう声があるんです。

結局、理事者の方、行政の方との説明会とか、話し合いの会といいますと、参加された方っていうのは大概ですね、結論ありきの話しの形にどうしてもなっているようだし、聞こえてくると、ですから今さら何を言っても駄目な感じがすると言われるんですね。それで私も、同僚とか行政の方とにお話しをしまして、やはり市長が何も考えを決めない状況の中で、住民との対話とか話し合いは駄目なんですか、それが一番必要ではないんだろうかと話をしたんですね。そうしましたら、それだとすると、その場で、市長はどう考えているんだと言われると、どう答えればいいのか、当然、市長は考え方を持っていないと、それは議論ならないよっていうような、こんなお話をしたんですね。私もすっかり納得されまして、なるほどと思ったんですが、今言ったように、市民の方からしてみますとね、逆に最初、結論ありきの話しとして出て来ますと、議論にならないということもあると思うんですね、やはり市長から比べれば、市民というのは弱い立場、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、弱いけれども、個々の思いはしっかり持っているというところがあるものですから、この説明会というのは、先ほどの検討委員会のその資料そのものを、そのまま出されてというお話をしましたのは、いわゆる結論ありきの話でない形の、いわゆる住民から意見を、とにかく聞きだすというような形に、エネルギーを出していただきたい。今、多分、市民の方は、とにかく個々にですね、思いを持ってらっしゃる人は、やっぱり市長にこの声を届けたいと思ってる人は、結構、私、いらっしゃるように思います。

先般の住民意識調査でもですね、結局、住民行政、市民行政が共に、話し合いながら進めていくべきだというのが7割ほどあったと、それと総合振興計画でもまちづくりの主役は市民ですというようなことを、きっちと案という提出された書類には書

いてあるものですから、そういうことから行きますとですね、とにかくしっかり意見を聞くというところも、併せ持って会議に臨んで頂きたいなと。充分時間を使ってやっていただきたい。

再三再四、市長の答弁の中には、しっかり意見を聞いてとか、皆さんが納得しなければ前に進められないんだというようなお話も、しっかり私の耳に届いていますので、財政の問題にしましても、この前教育厚生委員会でやったように、5年後の試算は普通建設事業費だと1.8億しかないと、それでもってですね新幹線もある、これもあるというようなことを、普通で考えますと本当に1校にしても2校にしても、新築なんてのは可能なのになって、やっぱり素直に心配になるんですね。

それで財政課長の話によりますと、今この段階で10億ほど新に借入をしてしまうと、5年後償還が始まると、公債比率も20パーセントになってしまうんだと、こんなお話も、財政課長のお言葉でいただきました。

先ほど、市長言われるように、確かにこの地域を融合、一体化させるためには、やっぱり子供の時から、一緒に顔を合わせて、体を触れ合っというのは確かに良くわかるんですが、その前に、結局この10年ほどですね、大変なマンモス、950から800台を10年間は推移しなければならんと。そうなると、学校ってのは生徒指導と生活指導が中心となってきますと、顔が見える教育、ましてやこの所、子供達が殺されたりですね、学校の先生がどうだこうだとかって、私も塾やってるもんですから大変本当に、あの話しは身につまされて、心配な話しなんですけれども、そういうことを思うと、またこんな情報を、市民の方と共に語り合わなければならない話したと思いますし、生徒の減少にしても、県では2007年から1クラス30人、1クラスを30人にしなさいというような、そういう通知というのでも出てるように聞きます。どんどん減ってきて30人ですね、これはやっぱり先生方の方も中々目が行き届かないということで、いわゆるみんな揃って、顔が見える教育をやっていこうというような思いじゃないかと思しますので、ぜひですね、早急っていいですか、拙速な判断だけはしないで、いろんな事情があるのはわかります。でもここは、いろんな意見を市長に届けたいと思ってるのは住民の素直な気持ちだと思いますので、ひとつ胸襟を開いて、いろんな意見をひとつ市長に聞いていただきまして、ぜひ、説明会の結果を踏まえて、判断する時は、住民一体となって、そうだと、これにしようという所へ何とかたどり着くような結論を出していただくように、ひとつ全力を上げていただきたいと、かように思います。

質問になってませんが、もうひとつこのところで、市長に説明会に望むご意志を確認させてください。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 大下議員の再度のご質問でございますが、言われることはごもっともでございますが、市民の皆さんのご理解がないと市としても進められないと思っております。ただ、これはやはり、どちらにするかっていうのは決めなければいか

んわけです。右に行くか、左に行くかっていうのは、真中はあることはないわけですね。だから右に行くか、左に行くかっていうことは、やはり市民の皆さんを交えながら、市の状況、あるいはこれからの選択した場合にどうなるか、右にいった場合にどうなるか、左に行ったらどうなるかっていうことを充分ご理解していただいて、やはり決めていかなければならないかなと思います。

最後はやはり皆さんで、どちらにするかって話しが大多数っていうか、これは民主主義の原理でやっていかなければならないかなと思うんですが、そうなる前に、充分、大下議員が言われるように、市民の皆さんのご意見を聞きたいと思っておりますので、結論出すまでには各地区、あるいはどんな小さな所でも、私ももちろん出かけますけれども、私以外にたくさんの部隊を作って、いろんな所で状況等を説明して、意見を吸上げる、そういった事をやって行きたいと思っております。

結論ありきっていう話しでございますけれども、今回こういう具合な形で表明をさせていただいたのも、やはり先ほどもいわれたように、市長はどうなんだと、市はどう考えているんだっていうことを、やはり明らかにしながら、それをご理解していただくのが、私はやはり、きちっとした説明責任になるんじゃないかと、どっちでもいいから市民の皆さん方にご意見を聞くっていうのは、なかなかオープンな様でいて無責任なんではないかと、市としてやはり、こういった姿勢でやりたいということを明確に示しながら、それに対してご意見を伺うっていうのが本来の、やっぱりあり方ではないかなと思って、今回、こういった形で提案させていただきました。

今、議員ご指摘のきちっと胸襟開いてですね、取り組めっていうお話でございますので、その辺は充分肝に銘じながら、今後、対応に当たって行きたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

3番(大下重一君) 議長。

議長(山川 豊君) 3番、大下重一君。

3番(大下重一君) 今、市長の答弁をお聞きしまして、ぜひひとつ胸襟開いて、後々この地域の、子孫のために責任を担うのは、やはり住民になってきますので、しっかり判断をしていただきたいと思います。

はい、以上で質問を終わります。

八木秀雄君

議長(山川 豊君) 続いて通告順に従い、1番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

1番(八木秀雄君) 1番、八木秀雄。

議長(山川 豊君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 通告従って質問をさせていただきます。

質問の前に、一言お話をさせていただきます。

私は長い間、スポーツを通じて、青少年の健全育成に長く活動を携わってきました。

スポーツ少年団活動は、ただ競技志向の勝負にこだわる活動だけではありません。指導者はスポーツの大切さ、体力、忍耐力づくり、また精神面で人への思いやり、仲間の絆づくり、また他市町村団との交流、また保護者同士、指導者間の交流も併せて活動をいたしております。

指導者を含め、青少年健全育成に一番大切なことは、地域とどのように係わりながら活動していくことと思います。活動に行く道中に、いってらっしゃいとか、おかえりとか、今日の試合はどうやったのと、身近にサポーターがいることが児童生徒の励みになると思います。

人々のかかわる機会が多ければ多いほど、地域を意識した活動行動をしてくれると思います。地域の思いやりが、自発的に深まるのではないかと、このように思います。

それでは一般質問をさせていただきます。

3つございます。まず最初に、前回の議会でもお話ししましたが、挨拶の励行について前回の一般質問において、質問をさせていただきました。その後、どのように具体的に対策されているか、お聞きしたいと思います。

それから次に、児童生徒の通学路の安心、安全確保について。

最近、広島市、栃木市において、小学校1年生の児童が通学中に殺害されております。痛ましいことと思います。当あわら市では、児童生徒が安心、安全で通学できる通学路を確保するには、どのような対策をとられているかお聞きしたいです。

3番目の質問、あわら市の芦原中、金津中建設問題について。

私が議員になりまして、5回の市政報告会を行いました。中学校建設は2校ですと、大多数の意見がございました。このことについて、市長はどう思うか、どう考えているかお聞きしたいと思います。

以上の3点でございます。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 八木議員のご質問にお答えします。

9月議会におきまして、八木議員からあいさつ運動についてのご質問を受け、答弁を申し上げましたが、その後、どのような対応をしたのかとの再度のご質問でございますが、過去20数年前からこの運動を実践しております、ゆうゆうと輝く市民の会や市民生児童委員、市青壮年団体連絡協議会、各学校などの団体への協力を依頼し、実施して参ったところであります。

今年度は、実施回数を増やし各小学校では、毎月100人余りの自主参加のもと運動を展開しているところであります。

あいさつ運動は、参加していただく皆様に無理や過重な負担をかけることなく、地道に継続的に実施して行くことが大切なこととあります。

今後とも、市民の皆様のご理解、ご参加を得られるような実施活動に努めて参りたいと考えております。

これらのことの推進のため、平成18年度においては、市広報紙への掲載や児童、

生徒、一般向けの啓発チラシの配布を行うほか、主要公共施設や市内の各駅に運動推進看板の設置も検討いたしております。

このほか、あいさつの励行を含めて、「毎月15日は青少年健全育成の日」、「毎月第3日曜日は家庭の日」の啓蒙として、「家族でつくろう青少年健全育成標語」の優秀作品を、広報紙1月号から掲載して参りたいと考えております。

ゆうゆうと輝く市民の会は、全市民が会員であります。議員各位もあいさつ運動にご参加をいただいたり、青少年健全育成あわら市民会議が主となって始まりました、各小学校の「見守り隊」に登録をいただいたりしながら、大事な未来のあわら市を担っていく子どもたちをみんなで見守り、育てていけるようお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

2点目については教育長がお答えをさせていただきます。

3点目の中学校建設問題に関しましては、先ほど来、同趣旨のご質問に対する答弁でいろいろと申し上げているところでございますが、八木議員におかれましては、同僚議員とともに、独自に市政報告会を開催され、広く市民の皆様のご意見をお聞きしていると伺っております。

また、この報告会では「2校建設が多数でありました」ということで、私に「どう感じるか」とのことではありますが、一般論からすればごく自然な「市民の声」と考えております。

しかし、先ほどの答弁でもお答えしたとおり、2つの中学校の教育環境格差の是正や今後の生徒数の見通し、さらには、あわら市の財政事情を総合的に勘案いたしまして、統合中学校の建設が現時点でのよりよい選択であると判断をした次第であります。

これからも、市民の皆様と意見交換を持ちながら、合意形成に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

教育長（児島博光君） 議長、教育長。

議長（山川 豊君） 教育長。

教育長（児島博光君） 2点目のご質問でございますが、まず、広島と栃木で起きました小学1年生の女の子の下校中の殺害、大変な憤りを感じております。

児童、生徒の通学路の安心安全の確保につきましては、学校での全校集会はもとより、各クラスの帰りの会で、担任がその都度指導をいたしております。

現在あわら市内では、授業の支援や登下校の安全指導を行う「低学年サポートボランティア」これが155人、登下校時の児童、生徒を見守る「見守り隊」418人が活動いたしております。

また、県とタイアップしまして、子供達の下校中、一人になる場所、距離の調査しております。今、学校でやっております。また、PTA、自治会、少年愛護センター等が連携を密にして、学校周辺や校区内の巡回に協力をいただいております。

各学校におきましては、定められた通学路を集団登校し、複数での下校を実施すること及び通学路において見えにくい所、人通りが少ない所などを再点検するとともに、児童、生徒や保護者に注意を促し、仮に万一の緊急事態が発生した場合は、交番や「子

ども110番の家」等に緊急避難すること、大声を出して逃げる等の対処法も再指導しております。

いずれにいたしましても、児童、生徒の安心安全の確保につきましては、地域の皆様のご協力が不可欠でございますので、これからもよろしく願いをいたします。

1番（八木秀雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） それでは順次、質問をさせていただきます。

あいさつ運動ということで、市長の答弁をいただきました。私も小さい子供の時に、学校で先生の方から、あいさつをなささいとか、親の方から、いろんな方に会ったらあいさつをなささいということは、言われてきました。それがだんだんと時期がたちまして、例えば昭和40年代ぐらいには、例えばあわら市で、オアシス通りという言葉掛けの運動も展開しました。ここにくるまで、何回となくあいさつ励行の運動をしましょうと言ってるんですけど、反面、そういう運動をしながら今の子供たちは、あいさつをする人が少なくなったと、また、大人たちもあいさつをするのが少なくなったと、そういうことも良く聞かれています。

どこにその原因があるか、市長、ご回答なんか聞かせて下さい。

あいさつが少なくなったっていう、その原因はどこにあるかと。

教育次長（吉村幸夫君） 議長。

議長（山川 豊君） 教育次長。

教育次長（吉村幸夫君） ただ今、市長にどこに原因があるかということでございますが、私の方から。

私はこれまで、悠々と輝く市民の会にも出ております。少年愛護センターの会議にも出ております、各PTAの会議にも出ているわけでございますが、その会議での意見につきまして、報告させていただきます。

一口に言いますと、少子化でございます。以前は団塊の世代、そのジュニアというのがありまして、非常に兄弟がいたわけでございまして、学校におきましても、クラブ活動が盛んであったと。先輩から後輩、兄から弟へと、そういった形でいろんな形があいさつというものが、無言のうちに出てきたんですが、最近では少子化ということが、一番原因ではないであろうかなという意見でございます。

私もいろんな会議に出ておりまして、やはり少子化というものは、そういうところにも及ぼしているんじゃないかという感じを持っております。

以上でございます。

1番（八木秀雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 少子化だから、あいさつを自発的にする人が少なくなったというのは、ちょっと意味がよくわからないんですけども。やはり私は思うのは、あいさつ運動をしましょうと、あいさつの励行をしましょうと、市長は立派な看板とか、それからそういう学校とか、そういう所にもそういうことを指導するという具合に、

お聞きしましたけど、やはり、私はやっぱり思うのは、我々を含めた、やはりまちのやっぱり、この行政に係わる人間がね、やはり、こう市民の方をね、見かけたら、何も話すことがなくても、おはようございますというぐらいなね、そういうことをやっていただくとね、僕は市民の方も動いてくれると思うし、例えば子供がお会いしても、道路でお会いしても、子供が先にあいさつすべきだというようなね、そういう逆の発想で、我々が先にあいさつをすると、そういう積み重ねがね、僕は子供たちが自発的にあいさつするのが増えてくるのではないかとということで、自分を含めて皆さんで取り組んで行かなければならないのではないかと、このように思いますので、私はしつこいようですが、やっぱり地域のコミュニティを作るというのはね、やはりあいさつということは前にも説明しましたが、心を開くとゆう、近寄るという意味もございますので、その辺を皆さんでやっていけば、少しでもあわら市は、いろんな人が観光に来て、本当にあわら市には、あいさつをしてくれるんだと、このように僕はなると思いますし、お金の係ることではないとないと思いますので、ぜひお願いをしたいと、このように思います。

それから、通学路の安全についてということなんですけど、ご答弁をいただきました。私も安心な安全の通学路の確保ということで、一番身近にどこの地域がやっているかということ調べました。そうしたら、丸岡町ですね、丸岡町が非常に安心、安全の通学路の確保ということで、公民館とか学校とか防犯隊とか、いろんなものを含めましてね、やってることを聞きました。

インターネットで丸岡町のホームページを見ましたら、丸岡町だけが、この安心、安全の通学路の確保についての、そういうことで、ホームページに出てきました。本当に僕は丸岡町というのは、すごく進んでいるなと思いました。

そして、丸岡町の方にも聞きましたら、八木さん、動かなければならないんだと、やっぱり犯人に、隙間を与えては駄目だと、隙間を与えては駄目だということと言われました。ということは、隙間があるから、例えば子供たちにちょっかいを出したり、こういうことをするというので、丸岡町の場合は本当に、真剣に、例えば、防災、防犯灯、通学路と一緒にした、子供たちを参加させたそのマップ作りとかね、それから長畝地区ではタスキリレーっていうんですかね、一方の集落の手前までボランティアの方が子供たちを迎えに行くとか、それから50メートル、県が進めている50メートルは絶対一人にさせないというところを、本当に僕は、丸岡町はやってるなと感じまして、このあわら市、約100万人がね、このあわら市を訪れる人達、このわら市という所は、非常に人の出入りが激しいところです。ですから、いろんな方が来ます。特にいろんなギャンブル場もありますし、この辺にはね、ですから僕は、このあわら市ほどね、子供たちの、子供たちが本当に安心して安全で通学できる確保をね、市の方も対策を建てていると思いますけど、丸岡町に負けないぐらいにね、僕はやっていただきたいと、このように思いますので、もう一度所見をお聞きしたいと思います。

教育長（児島博光君） 議長、教育長。

議長（山川 豊君） 教育長。

教育長（児島博光君） 丸岡はね、数年前ちょっと問題があったんです。不審者がたくさん出まして、僕、長畝小学校の校長やったんです。わかります。それでその対策を考えたんです。それで丸岡町はそれを中心に、今やっています。

僕も一緒に歩いたんです。昔、車で。そういったところから来てるんだと思います。今から取り組んで行きたいと思います。

1番（八木秀雄君） 議長。

議長（山川 豊君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 教育長が言われたように、問題があったで真剣に取り組んだというんで、問題がある前にね、予防的にぜひやっていただきたい、というのが私の意見でございます。

次に学校問題について、質問をさせていただきます。

本当に今日は、学校問題、学校問題ということで、私も実は非常に学校のことが気になりまして、どうしても質問したかったということで、自分なりの意見を言いますと、本当に市長はね、財政難が一番のキーだということでね、財政難、お金があればね、いくらでも2校化に行きたいという気持ちは、ひしひしと伝わるんですけど、財政の為にどうしても市長の場合は、統合で行きたいという、今日の所見もありました。僕思うのは、やはり市民の方もね、しっかりしてると思うんですね。例えば2校化にしたいという、財政難でありながら2校化にしたいというのは、僕は裏腹にはね、他の事業をね、削減してもいいからね、本当にこのまちのあわらをね、今から支えてくれる子供たちに、投資をして欲しいんだというのがね、やはりその2校化にしてほしいのね。お金よりも、そっちの方だと、投資をして欲しいんだと、事業を削減してもやって欲しいんだというのが僕ね、その2校化にして欲しいって人の僕は意見だと思います。

僕は市長ね、本当に大変だと思いますけど、本当に僕なりに思うのは、事業を削ってでもいいからね、他の事業を削ってでもいいから、将来の子供のためにね、託して欲しいというのが私の意見なんです。

市長、どう思いますか。

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 再度のご質問、お答えします。

私は教育と言うのは、いわゆる教育の内容を充実させるソフトの面と、いわゆる環境を充実させるハードの面が二つあると思うんですね。今、皆さんはその二つをごっちゃにしながら、討議をされているんですけども、ソフトの面でやることについては、建物が立派とか立派でなくても関係ないと思うんです。これは指導者、あるいは中にいるものがしっかりとやればうまく行く話しでですね、これは戦後からですね、ずっと建物が立派でなくてもですね、もちろんそのちゃんとした子供たちも育ててまいりましたし、マンモス化やとか小さいとかいうこと関係なしに立派な子供たちが生まれて、育ってきているわけですね。

環境の充実ってのは、やはり行政が子供たちにとっては、やっぱり勉強しやすい環境、最適な環境を作りたいということでハード面として、我々が、いわゆる市長部局が考えなければいけない事業なんですね。

これを今、一緒になって、ごっちゃになって考えるんで難しい部分も出てきてるんですけども、私は財政の状況で、これが建てなくてもいいという話は、なおありがたいんですけども、建てるということになればですね、やっぱりこの将来、あわら市が住みやすいまち、先ほどから少子化の話しも出てますし、企業誘致もあります。例えば子供たちが立派になって、帰ってくる場所がないのでは話にならないわけです。その今企業の立地やら、企業のそういう条例も、応援もしなければいけないし、新幹線も来なくては、まちが栄えませんし、また温泉についてもやはり、きちっとした温泉の活性化を考えて行かないと、温泉街が成り立たないわけです。そうしないと働く場所がなくなるわけです。

従いまして、そういったことを総合的に考えますとですね、やはり子供たちが、自分たちが卒業して、あわら市に帰ってきていただきたい為にもですね、しっかりした基盤づくりっていうか、そういうようなものを整えておかなければならないわけです。

そうしますとですね、今学校に金をかけることになりまして、それに対する応援が出来なくなるわけですね。そうしますと必然的に、人口が減少し、産業が、活力が無くなるということで、やはりトータルに物を考えなければならぬのではないかと、そういう事で、今総合的な判断をしてですね、今皆様のご理解をいただきながら、今後進めていきたいと、そういう具合に思っているわけです。

1 番（八木秀雄君） 議長。

議長（山川 豊君） はい、1 番、八木秀雄君。

1 番（八木秀雄君） 何度も繰り返すようですけども、市長のいうことは良くご理解できました。ですけど、やはり総合的に考えてね、市長が言いましたように、新幹線とか、都市道路を作るとかという対極的なことを考えながら、いかなければならないということは良くわかりますけど、私は思うのは、やはり、今、この状態でね、賢沢というとあれですけど、充分だと思っんですね、そんなに僕は不便でもないと思います。自分の思うのはやはり、そう思われるけど、やはり子供たちに託してやりたいと、そこが僕は市民の方がすごく賛同してくれるように、僕は感じるんです。

ですから、そういうことも何回も繰り返しますけど、感じます。そういう私の所見でございますので、今、先ほど私言いましたけど、地域というのはやはり、地域を尊重しながら、本当に旧金津と旧芦原という地域を尊重しながら、お互いに切磋琢磨して、地域を核にした学校があって、そしていろんな面で融合する。僕は離れてもね、しっかりと離れてれば、離れるほど、僕は融合性はね、強くなると思っんですよ。自分はそう思います。ですから、私はぜひ2校化でお願いしたいというのが私の意見でございます。

終わります。

散会の宣告

議長（山川 豊君） 以上で一般質問を終結いたします。

議長（山川 豊君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から21日までは休会とし、休会中に付託されました案件については、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、12月22日再開します。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後5時35分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成18年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成17年度 第13回あわら市議会 定例会

第 2 日

平成17年12月22日(木)

午後1時47分 開 議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第57号 平成16年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第58号 平成16年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第59号 平成16年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第60号 平成16年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第61号 平成16年度あわら市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第62号 平成16年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第63号 平成16年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第64号 平成16年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第65号 平成16年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第66号 平成16年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第67号 平成16年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について
- 日程第13 議案第84号 平成17年度あわら市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議案第85号 平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第86号 平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第87号 平成17年度あわら市公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第88号 平成17年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正

		予算(第1号)
日程第18	議案第89号	平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第90号	平成17年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)
日程第20	議案第91号	平成17年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第92号	平成17年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第2号)
日程第22	議案第93号	あわら市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第94号	坂井北部丘陵地農業団地センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第95号	あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第100号	坂井郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について
日程第26	議案第101号	坂井郡水道用水事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について
日程第27	議案第102号	嶺北消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について
日程第28	議案第103号	三国あわら斎苑組合同規約の変更について
日程第29	議案第104号	坂井郡介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合同規約の変更について
日程第30	議案第105号	三国・あわら丘陵地営農推進協議会の廃止について
日程第31	議案第106号	坂井北部丘陵地営農推進協議会の設置について
日程第32	議案第107号	坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託の廃止について
日程第33	議案第108号	坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託について
日程第34	議案第109号	字の区域の変更について
日程第35	議案第110号	あわら市営土地改良事業計画の変更について
日程第36	陳情第1号	県営かんがい排水事業新規採択に係る陳情
日程第37	発議第8号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書
日程第38	発議第9号	議会制度改革の早期実現に関する意見書
日程第39	発議第10号	北朝鮮への経済制裁の発動を求める意見書
日程第40	発議第11号	県立養護学校へ送迎を求める意見書
日程第41	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	
日程第42	常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件	

- 1 . 閉議の宣告
 - 1 . 議長閉会あいさつ
 - 1 . 市長閉会あいさつ
 - 1 . 閉会の宣告
-

出席議員 (20 名)

2 番 笹原 幸 信	3 番 大 下 重 一
4 番 山 川 知一郎	5 番 山 口 峰 雄
6 番 北 島 登	7 番 関 山 博 夫
8 番 向 山 信 博	9 番 坪 田 正 武
10 番 篠 崎 巖	11 番 石 田 則 一
12 番 丸 谷 浩 二	13 番 牧 田 孝 男
14 番 卯 目 ひろみ	15 番 宮 崎 修
16 番 穴 田 満 雄	17 番 山 川 豊
18 番 海老田 州 夫	19 番 見 澤 孝 保
20 番 東 川 継 央	21 番 橋 本 達 也

欠席議員 (2 名)

1 番 八 木 秀 雄	22 番 杉 田 剛
-------------	------------

地方自治法第 121 条により出席した者

市 長 松 木 幹 夫	副 市 長 坪 田 雅 一
教 育 長 児 島 博 光	総 務 部 長 伊 藤 清 明
市民生活部長 山 田 重 喜	福祉保健部長 清 水 芳 文
経済産業部長 小 林 幸 夫	土 木 部 長 神 尾 秋 雄
教 育 次 長 吉 村 幸 夫	芦原温泉上水道財産区管理者 竹 田 富九一
市 長 室 理 事 長谷川 賢 治	

事務局職員出席者

事 務 局 長 笹 原 徳 明	事務局長補佐 中 林 敬 雄
書 記 渡 邊 清 宏	

会議成立宣言

議長（山川 豊君） これより、本日の会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後 1 時 47 分）

会議録署名議員の指名

議長（山川 豊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、1 1 番、石田則一君、1 2 番、丸谷浩二君の両名を指名します。

議案第 5 7 号から議案第 6 7 号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第 2、議案 5 7 号から日程第 1 2、議案 6 7 号まで議案 1 1 件を一括議題とし、決算審査特別委員長より、審査の結果について、その報告を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 2、議案 5 7 号から日程第 1 2、議案 6 7 号まで議案 1 1 件を一括議題とし、決算審査特別委員長から審査の結果について、その報告を求めます。

決算審査特別委員長、石田則一君。

1 1 番（石田則一君） 議長、1 1 番、石田。

議長（山川 豊君） 1 1 番、石田則一君。

1 1 番（石田則一君） ただ今、議長のご指名をいただきましたので、決算審査特別委員会のご報告をいたします。

去る、9 月開催の第 1 0 回あわら市議会定例会において、当委員会に付託されました議案第 5 7 号「平成 1 6 年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について」をはじめとする、議案第 5 8 号から議案 6 7 号までの 1 1 議案について、去る、1 0 月 1 1 日から 1 1 月 1 6 日までの 8 日間にわたり審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のとおり、決算の認定は、地方自治法に規定する議会の権限のうち、極めて重要な議案事項の一つとして定められております。

決算は、重要な経営成績の表れであり、予算が如何に執行されているかを監視し、「その行政効果が本来の目的に適合しているか」、「住民負担とその用途が適正かつ効率的に行われているか」等に重点をおき、主要事業の成果の確認と併せその処理及び対応について、審査をまいりました。

特に、今回は、合併初年度の決算であることから、それらの会計における歳入歳出

の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画にどのように結びつくかを主眼として審査をしたところであります。

決算書における計数的な内容につきましては、先の議会において、監査委員から専門的な立場での意見書が提出されておりますので、総括的な事項を申し上げます。

まず、一般会計について申し上げますと、歳入決算の総額は、142億6,151万9千円、歳出決算の総額は、139億5,868万3千円となり形式収支は3億283万6千円となっております。

以下、歳入歳出決算の主な内容について申し上げます。まず、目的別歳入決算のうち市税は、41億7,928万4千円で、法人市民税の増などにより対前年度比0.5パーセントの増となっており、地方譲与税は、税源移譲に伴い対前年比41.3パーセント増となる2億2,841万9千円、地方交付税は、福祉事務所設置費など合併関連により対前年比11.7パーセント増となる33億4,018万3千円、国庫支出金は、合併市町村補助金など対前年比66.7パーセント増となる8億6,898万2千円、市債に地域振興基金の財源となる合併特例債など対前年比77.2パーセント増となる28億5,490万円となっております。これらの中には、一時的な合併効果もありますが、今後の財政見通しについて、三位一体改革の動向を見据え、中・長期的計画を早急に策定するなど、適切な対応を願うものであります。

特に、基幹財源である市税の収入未済額は、9億1,135万円となっており、今後ともその累積滞納額の増加が懸念されることから、今年度設置された「市税収納向上特別本部」の継続など、関係者一丸となった収納対策に特段の取り組みをお願いするものであります。

次に、歳出決算につきまして申し上げます。目的別決算のうち、総務費は14億5,920万8千円で、今年度は合併初年度のことから、新市誕生記念事業など、3億3,541万2千円を執行したほか、ケーブルテレビ第2期エリア施設整備事業及び統合型地理情報システム構築事業等を行ったものであります。

審査の過程で、「市政懇談会」及び「市長お出かけトーク」のあり方及び総合振興計画策定において市民に身近な計画内容となるようにとの意見が出されております。ケーブルテレビの加入率向上促進や統合型地理情報システムの効果的活用など、投資と効果の観点から十分な対応をお願いするものであります。また、公有財産の管理に関し、賃貸借契約の見直しや普通財産の売払など適正な維持管理に十分配慮されたいとの意見が出されております。

次に、民生費は、29億5,507万5千円で、福祉事務所設置に伴う生活保護費支給費など関連経費の増加により前年対比21パーセント大幅な増となっておりますが、特に、児童福祉関係において、幼保一元化における幼児園と保育所・幼稚園のあり方と今後の方向性、児童館の機能充実など論議の集中したところでございます。

次に、衛生費は、11億4,584万4千円となっておりますが、ごみ処理に関する経費が年々増加することから、ごみの減量化に関わる数値目標の設定など総合的な施策の推進と市内における産業廃棄物処理施設等の監視体制の強化など意見が出さ

れております。

一方、労働費は、勤労者生活資金貸付金等の減により前年比67.3パーセントとなる8,828万7千円となっております。

次に、農林水産業費につきましては、対前年比13.1パーセント増となる8億2,207万5千円となるもので、生産調整奨励事業など農業振興に係る各種補助事業のほか、土地改良事業償還補助、基幹林道剣ヶ岳線整備負担金などが主な事業であります。審査の過程で、遊休地対策を含めた丘陵地農業の再生策の積極的対応と新規就農対策における市独自の施策の展開について議論が出されております。

次に、商工費は、3億3,815万2千円で、あわら温泉開湯120周年祭記念事業のほか、セントピアあわらの運営に要する経費が主なものとなっているが、近年の観光入り込み客数の減少に鑑み、数値目標を設定すると、これからへの総合的な取り組みに一層の努力を願うものであります。

土木費は、15億9,718万3千円となっており、道路新設改良事業及び都市計画道路金津三国線に要する経費のほか宮谷川河川改修工事などが主なものとなっております。審査の過程で、都市公園管理の適正化や観光ロードとなる市道の管理について、温泉観光都市にふさわしい維持補修に特段の配慮をいただきたいとのご意見が出されております。

消防費は、嶺北消防組合負担金など6億643万7千円であります。

次に、教育費は、対前年度比5.3パーセント増となる13億943万1千円で、小学校10校、中学校2校、幼稚園5園に係る運営管理及び教育振興の経費のほか、社会教育・保健体育に係る経費が主なものであります。審査の過程で、学校給食における食育の推進と地産地消の対応など積極的な取り組みをお願いするほか、不登校や多動性児童対策として臨時講師の配置など教育体制の充実に十分な配慮を願いたいとの意見が出されております。また、創作の森財団に関しては、独立採算の原則に立った管理運営はもとより、市民と連携した身近な施設となるようその運営を一層の努力をお願いするものであります。

次に、災害復旧費は、台風23号及び福井豪雨に伴う土木施設災害復旧費など3,308万9千円であります。

公債費は、減税補填債の借り替えなど、前年比25.1パーセント増となる19億4,589万4千円ですが、地方債長期計画の策定など公債費比率の適正化に十分配慮願うものであります。

また、諸支出金は14億5,491万9千円と前年に比べ大幅に増加しておりますが、これは、合併特例債を活用した地域振興基金の新たな造成によるものであります。

以上、歳入歳出の主なるものを申し上げますが、合併初年度のこともあり事務事業の選択など、現下の財政状況に配慮した取り組みが見受けられるところであります。しかしながら、三位一体改革の不透明な中、今後の市政運営に多くの懸案事項を抱えておりますので、なお一層の努力をお願いするものであります。

次に特別会計について申し上げます。

先ず、国民健康保険特別会計決算につきましては、歳入決算額 2 億 4,269 万 1 千円、歳出決算額 2 億 4,513 万円で、形式収支は 7,756 万 1 千円となっております。歳入では、国民健康保険税 8 億 4,777 万 9 千円、国庫支出金 8 億 8,943 万 5 千円、療養給付費交付金 5 億 2,678 万 3 千円が主なものでありますが、国民健康保険税の収入未済額は 2 億 3,480 万 4 千円となっており、その収納率は 77.9 パーセントであります。現下の厳しい状況の中であるが、これら滞納の要因を精査するなど収納対策に特段の配慮を願うものであります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費 1 億 5,254 万 3 千円、老人保健拠出金 6 億 6,388 万 8 千円、介護納付金 1 億 4,379 万 7 千円となっております。特に、保険給付費の療養給付費では、前年度比 6.0 パーセントの増となっており、中でも退職者医療費の増加が目立つことから、今後とも保健事業の拡充など医療費抑制に向けた取り組みをお願いするものであります。

次に、老人保健特別会計決算につきましては、歳入決算額、支払基金交付金 2 億 6,753 万 8 千円、国庫支出金 9 億 2,468 万 4 千円など 3 億 6,708 万 3 千円となっており、同額をもって歳出決算額となったものであります。なお、歳出決算のうち、医療給付費は 3 億 6,636 万 6 千円で、前年度比 97.2 パーセントとなっているものです。しかし、一人あたりの年間医療費は 3.4 パーセント増の 820,584 円となっております。医療費の増加は恒常的な傾向にあるため、適正受診の推進などきわめて細かい保健指導に不断の努力を望むものであります。

次に、金津雲雀ヶ丘寮特別会計決算につきましては、歳入決算額 4 億 1,850 万 7 千円、歳出決算額 3 億 8,528 万 4 千円で、形式収支は 3,322 万 3 千円で、基金現在高も 3 億 696 万円となっておりますが、今後の要介護老人の増加等を見据え、介護老人福祉施設の定員増並びに当該施設の民営化など所要の検討をお願いするものであります。

次に、公共下水道特別会計決算につきましては、歳入決算額 2 億 7,503 万 6 千円、歳出決算額 2 億 5,372 万 4 千円で形式収支は 2,131 万 2 千円となっておりますが、歳入決算のうち、分担金及び負担金において 2,235 万 2 千円、使用料において 1 億 116 万 9 千円がそれぞれの収入未済となっております。受益者負担の原則からこれらの徹底した収納対策に万全の対応を求められるよう強く望むものであります。

また、本年度は、補助事業 5 億 5,200 万円、単独事業 1 億円で事業を実施し、整備面積 1,352 ヘクタールに対し、年度末の整備面積は 849 ヘクタール、整備率は 62.8 パーセントとなっており、一方、供用区域内の世帯数 7,507 世帯に対し下水接続世帯は 6,386 世帯となり接続率は 85.1 パーセントであります。投資効果の観点から、未接続世帯への接続督促など強力に取り組まれるよう願うものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算につきましては、歳入決算額 1 億 2,086 万 9 千円、歳出決算額 1 億 1,848 万 9 千円で、形式収支は 238 万円であります。

次に、モーターボート競走特別会計決算につきましては、歳入決算額 2 億 7 千 3 百 8 万 3 千 6 百円、歳出決算額 2 億 7 千 3 百 1 万 4 千円で、形式収支は 5 万 2 千 2 百円となっております。売上金額並びに入場人員の減少は、全国的な傾向であり、特に、あわら市営分は売上金額で 10.5 パーセント、入場人員で 4.9 パーセントの前年度を下回っております。経営健全化対策など執行者の懸命な経営努力にもかかわらず、本年度は 1 億 5 千 4 万 7 千 8 百円の歳入不足を生じておりますが、今後、このような状況に鑑み、長期的観点における競艇事業のあり方について十分なる検討をお願いするものであります。

次に、企業会計について申し上げます。

まず、水道事業会計決算につきましては、当年度の有収水量は、前年度比 1 パーセント減となる 3 億 8 千 0 万 4 千 8 百 2 立方メートルで、有収率は前年度を 1 ポイント上回る 84.8 パーセントであります。経営状況では、収益的収支決算において、総収益 9 億 2 千 4 百 3 万 1 千 4 百円、総費用は 8 億 9 千 1 百 6 万 2 千 6 百円となり、差し引き 3 千 2 百 6 万 8 千円の純利益となっているが、一般会計から高料金対策補助金 2 億 5 千 0 万 0 千円の繰り入れる一方、有形固定資産減価償却費、企業債利子及び県受水費など固定的費用が総費用の大部分を占めていることから、経営は極めて厳しい状況となっております。

特に、供給単価と給水原価の格差是正など考慮され、料金改定も視野に入れた長期的展望に立った事業運営に一層の努力をお願いするものであります。

次に、工業用水道事業会計決算につきましては、年間給水量において、前年度比 5.0 パーセント増となる 4 億 7 万 5 千 5 百 3 0 立方メートルで、総収益 1 億 0 千 7 万 3 千 4 百円に対し、総費用は 8 億 9 千 6 万円となり当年度は 1 億 7 万 7 千 4 百円の純利益となっております。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算につきましては、年間給水量において前年度比 1.1 パーセント増となる、1 億 8 千 6 万 6 千 5 百 7 立方メートルで、有収率は 96.3 パーセントであります。収益的収支決算において、給水量等の増加により総収益 1 億 8 千 2 百 2 万 3 千 9 百円、総費用は 1 億 6 千 2 百 3 万 5 千 2 百円となり、当年度は 1 億 9 千 8 万 7 千円の純利益となっておりますが、経営的にはその健全化が見られるところではありますが、審査の過程で、財産区の歴史的な背景など特殊性は理解するものの、市水道事業との均衡など大きな課題を抱えていることを認識され、これらの関係に一層の努力を願うものであります。

以上、審査の経過と結果の概要につきまして申し上げますが、今回が、合併初年度の決算であり、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん事務事業の執行方針等について、多くの指摘・要望等を行っておりますので、今回の決算が今後の市政運営の適正化に着実に結びつきますよう、職員一丸となつて取り組みをお願いするものであります。

なお、審査の結果につきましては、議案第 57 号、平成 16 年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてをはじめ、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 61 号

及び議案第64号の5件につきましては、いずれも賛成多数で認定すべきものとした次第であります。

また、議案第60号、平成16年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定についてをはじめ、議案第62号、議案第63号、議案第65号、議案第66号及び議案第67号の6件につきましては、いずれも全員一致で認定及び可決すべきものとした次第であります。

以上、決算審査特別委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします。

議長（山川 豊君） 日程第2、議案第57号、平成16年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎議員。

4番（山川知一郎君） 私は決算の認定に反対する立場から、発言をしたいと思えます。

16年は合併直後ということもありまして、様々な新市誕生記念事業等が行われておりますが、言うまでもなく、厳しい財政事情の中で、本当にいろんな財政支出について、本当に必要性があるのか、妥当であるか厳しく吟味することが求められていると思えますが、この新市誕生記念事業でも、イベントやテレビの宣伝等だけでも、7千万円の予算が使われております。

その中を見ますと、その必要性や、妥当性について頭を傾げざるを得ないものはいくつかございます。特に京都へのお座敷列車、これには246万円支出されております。これについては市民の間でも、無駄遣いではないかと、厳しい批判の声が寄せられております。

また、都市計画道路、金津、三国線の整備に関して、測量設計業務委託費、1,470万円が支出されておりますが、これは今年度も、更に来年度もずっと支出されることになっておりますが、この道路整備についても無駄ではないかという強い批判があります。

また、無駄とまでは言わないまでも、本当に今の時期にどうしても支出する必要があるのか、不要不急のものはできるだけ後回しにするということが必要だと思えますが、そういう点から見て、ひとつは新幹線関連の経費でございます。私は新幹線そのものに反対するものではございませんが、今議会の一般質問でも質問いたしました。新幹線が来るとなれば、莫大な費用負担が予想されるわけでありまして、現時点でどれだけの費用が必要なのか、明らかにされておられません。

今の市の財政事情で、本当に新幹線が来るとなった時に、その建設費負担やまた、現在のＪＲ線は第三セクター化される、その維持経費等の負担、そういうものに果たして耐えられるかどうか、全く明らかになっておりません。

そういう中で、こういう新幹線建設運動を進めるということには非常に疑問を持つものでございます。

また、新市になりまして総合振興計画策定と都市計画マスタープラン策定の事業が進められておりますが、これについても１６年度、両方とも民間のサンワコンに合わせて６７２万７千円の業務委託費が支出されておりますが、本当に業務委託する必要があるのか、市の職員で計画策定はできないのか。審議会もできているわけでございますし、どうしても業務委託する必要があるというようには考えられないというところでございます。

また、支出そのものに反対ではございませんが、健康長寿祭に９９７万円が支出されておりますが、私も今年の長寿祭に寄せていただきましたが、果たして本当に高齢者の方が、あの長寿祭のやり方について、喜んで参加しておられるのかなと、疑問に思ったところでございます。そういう点では、ぜひこの長寿祭のあり方については、再検討をお願いしたいというように思います。

また、新市になりまして民生委員の数が減らされ、保健推進委員制度が廃止になりましたが、これらは高齢化社会、また少子化、こういうような中で住民サービスの低下に繋がる恐れがございます。これらも見直しをすべきではないかというように思います。

また、最後にわずかでございますが、自衛隊協力会の業務取扱について５万円、交付金が出ておりますが、私は憲法下では、自衛隊存在そのものが違憲であると、こういう違憲の自衛隊募集業務に自治体が協力することは許されない、そういう点を申述べて、発言といたします。

議長（山川 豊君） それでは、次に原案に賛成の発言を許します。

議長（山川 豊君） 討論ありませんね。

討論終わります。

議長（山川 豊君） これより、議案第５７号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第５７号、平成１６年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第３、議案第５８号、平成１６年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、平成16年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第4、議案第59号、平成16年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、議案第59号、平成16年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第5、議案第60号、平成16年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、平成16年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第6、議案第61号、平成16年度あわら市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、平成16年度あわら市公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第7、議案第62号、平成16年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、平成16年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第8、議案第63号、平成16年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、平成16年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第9、議案第64号、平成16年度あわら市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、平成16年度あわら市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第10、議案第65号、平成16年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成16年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第11、議案第66号、平成16年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきであるとするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成16年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（山川 豊君） 日程第12、議案第67号、平成16年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、決算審査特別委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論をおこないます。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員長の報告は、可決すべきとするものです。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成16年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第84号から議案第110号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） お諮りします。

審議の都合上、日程第13、議案84号から日程第35、議案110号まで議案23件を一括議題とし、各常任委員長から委員会審査の結果について、その報告を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案84号から日程第35、議案110号まで議案23件を一括議題とし、各常任委員長から委員会審査の結果について、その報告を求めます。

総務常任委員長、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) 議長、12番、丸谷。

議長(山川 豊君) 12番、丸谷浩二君。

12番(丸谷浩二君) 総務常任委員会審査のご報告をいたします。

当委員会は、去る12月16日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第84号、平成17年度あわら市一般会計補正予算(第5号)をはじめとする、議案7件について、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、その経過と結果についてご報告をいたします。

先ず、議案第84号、平成17年度あわら市一般会計補正予算(第5号)の当委員会所管分について申し上げます。

今回の補正は、5,964万3千円を追加し、歳入歳出の総額を129億5,660万円と定めるものであります。

歳入では、地方特例交付金274万6千円、分担金及び負担金11万7千円、県支出金1,300万円、繰越金5,689万2千円、諸収入、525万2千円、市債160万円を追加するほか、国庫支出金1,996万4千円を減額するものであります。

一方、歳出では、各款にわたり人事院勧告に基づく一般職給与改定等による減額など所要の調整額が計上されているほか、当委員会所管分の主なものといたしまして、総務費では、職員退職手当組合に要する経費3,972万7千円、二面温泉区などに対する集会施設整備事業補助金85万3千円、市例規集データ更新委託料など105万8千円の追加のほか、市議会議員選挙費で154万7千円を減額いたしております。

消防費に嶺北消防組合負担金及び6箇所の公共施設への防災用発電機の設置費など317万1千円が計上されております。

審査の過程で、今回の国勢調査の結果概要について報告がありましたが、委員からは本市の人口減少問題を大きく受け止めるとともに、これが対策として企業誘致、温泉活性化、丘陵地の利活用など本市の人口増加対策について論議が集中いたしました。理事者においては、主要道路の整備をはじめ、市内の現存企業の拡充を進めるとともに、県とのタイアップによる積極的な企業誘致を行う一方、観光産業の活性化や丘陵地農業への新規就農など、人の定住化を図る新たな手法も検討していくとことでもあります。

また、防災用発電機の設置に関連し、市内の避難所の管理状況について質疑が出さ

れたが、担当課では、平成18年度に向け避難所管理台帳の整備に合わせ防災備品の点検やその実情把握を進めていきたいとのことであります。

次に、市税収納向上対策本部について報告がありました。今回の対策において一定の効果はあったものと評価するものの、多額の累積滞納額の中には、いわゆる悪質と思われる滞納者がある一方、支払能力の低下している滞納者もあることから、それぞれのケースに応じた適切な対応を積極的に講じていただきたいとの意見が出されております。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第85号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。本案は、今回の人事院勧告に伴う一般職給与費の調整額217万2千円を追加し、歳入歳出の総額を25億5,712万2千円と定めるもので、所要の措置と認め全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第89号、平成17年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)につきましても、人事院勧告に伴う一般職給与費20万2千円を減額し、歳入歳出の総額を29億949万8千と定めるものであります。

審査の過程で、モーターボート事業の継続など今後の取り組みについて論議が出されたが、理事者においては、事業運営の合理化・売上げ対策を毎年計画的に進めていることや競艇事業基金の運用などその状況を見定め、できる限り継続する方向で取り組んでいきたいとのことであります。本案についても全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第95号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、国民健康保険の適正な財源確保を図るため、介護納付金分に係る国民健康保険税の税率等について、所得割を現行0.6パーセントから1.0パーセントに引き上げる一方、資産割を3.0パーセントから2.0パーセント引き下げるほか、均等割及び平等割においてそれぞれ1,200円の引き上げを行うもので、年間、1,540万円の増収となるものであります。

これにより、現在、応能割と応益割の比率、40対60が45対55になるということで、国の示す基準に一步近づく比率になるとのことであります。本案についても所要の措置であり全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第100号、坂井郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更について、議案第102号、嶺北消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更について、議案第103号、三国あわら斎苑組規約の変更についての3議案を一括して申し上げます。

まず、議案第100号につきましては、平成18年3月20日に坂井市が設置されることの伴い、三国町、丸岡町、春江町及び坂井町の同組合からの脱退並びに坂井市の加入とこれに伴う規約の所要の改正を行うものであります。また、議案第102号

も、同じく坂井市の設置に伴い、春江町、坂井町の同組合からの脱退並びに坂井市の加入とこれに伴う規約の所要の改正をおこなうものであります。議案第103号につきましても、坂井市の設置に伴い三国町が同組合から脱退し、坂井市の加入となるため規約の所要の改正を行うものであります。

審査の過程で、一部事務組合の議員定数について論議が集中し、本来、一部事務組合の議員定数はそれぞれの議会で決定することであるが、今回の経緯等を踏まえると、必ずしも十分な協議検討がなされておらず、今回の規約改正に至ったことに大きな憤りを感じるところであります。理事者におかれても、坂井市議会の誕生を機に議員定数を見直す必要があるとのことでもありますので、関係議員におかれては、本来の一部事務組合のあり方等十分認識いただき、今後、的確な対応となるよう特段のご配慮を願うものであります。

以上、3議案についても所要の措置と認め全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案外にわたり論議のありました主な事について申し上げます。

先ず、「北潟湖畔荘」に関する、この度の、独立行政法人年金、健康保険福祉施設整理機構からの、本市への意向打診について、理事者では、あわら温泉との競合など市が取得することには難色を示したとのことに関し、市内の公共施設の状況や北潟湖畔のあり方など含め、もう少し状況を検討して欲しいとの意見が出されております。理事者では、現時点での新たな取得には困難性があるが、第三者への転売については現状の運営が継続できることを条件としているとのことなのであり、両老人福祉センターの件については、公共施設等の統廃合も視野に入れ考えていかなければならないとのことでもあります。

次に、中学校統合問題に関連し、合併による行財政の合理化の方策として、その他の公共施設の統廃合について論議が出され、特に、庁舎の統合を積極的進める考えはないかとの意見が出されております。理事者においては、予てから懸案であることから、来年度、庁内に検討委員会を設置し、できれば平成19年度を目途に実現させたいとのことでもあります。

次に、あわら市行政改革大綱の中間報告に関し、特に、事務事業における行政評価を進める上では、職場内の責任体制の確立はもちろんのことであり、これらの運用を全庁的に取り組んで欲しいとの強い意見が出されており、理事者においては、全てに評価制度を当てはめることには無理があるが、少しずつ前向きに取り組んでいきたいとのことでもあります。

また、今回の行革大綱の中でこれらを推進する職員の意識改革の事項が手薄でないかとの意見に関連し、特に、職員の日ごろの執務態度、市民との接遇及び公務員としての自覚、認識の甘さが一部に見られるとの強い指摘がなされております。理事者においては、職員研修を通じ十分徹底していくとのことであり、また、現下の厳しい状況の中、市民の役所を見る目も一層強まってくることから、従来に増して徹底した職員管理に当たっていくとのことでもあります。

また、職員数の減少と新規採用に関しても議論が出され、職員数の減少は当初予定を上回っているとのことであるが、それに対し、職員構成の観点から新規採用も行わなければならないのではとの意見が出されております。理事者におきましては、適正な人員配置は当然であり、合わせて事務事業の見直しなどを踏まえ、今回の行革大綱の中でも示していきたいとのことであります。

なお、コミュニティバスについては、ここ1ヶ月間の運行状況の報告がなされたが、運行ルートや停車時刻などまだ一部に問題があるとのことでありますが、多額の経費をかけて運行していることから市民へのきめ細かいサービスなど十分配慮願うものであります。

以上、当委員会に付託されました案件について審査の経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（山川 豊君） 次に、産業建設常任委員長、向山信博君。

8番（向山信博君） 議長。

議長（山川 豊君） 8番、向山信博。

8番（向山信博君） 議長のご指名がありましたので、私の方から産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月19日、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案について慎重に審査いたしました。

以下、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、今回の補正予算では、本年の人事院勧告による給与改定や人事異動等に伴う人件費の所要の措置が取られておりますが、各課ごとに主なものについて申し上げます。

経済産業部農林水産課では、農業振興費において、国の補助金の確定に伴い、米需給調整総合対策事業において消耗品費10万2千円が、県の補助金の確定に伴い、村落広域営農支援事業において消耗品費と郵便費が23万円減額補正されており、また、こしひかり直播栽培の一層の省力化、低コストを推進し、農業経営の規模拡大と安定化を図るため、直播による稲作経営規模拡大事業補助金に63万円、ハウスによる日本一早い梨生産の育成として高収益園芸品目緊急育成事業補助金に175万円が計上されております。

農地費では、春先に雨が多かったことから排水機場管理経費として電気料60万円が追加計上されております。

なお、歳入において、坂井町、三国町からの排水機場維持管理負担金11万7千円が計上されております。

水産業総務費では、コイヘルペス駆除作業経費として稚魚放流等事業補助金13万4千円が計上されております。

9月18日から10月24日までの約1カ月間で、北潟湖、観音川、農業用水で回収された数量は3,025匹とのことであります。

次に、観光商工課では、労働諸費において、勤労者住宅資金利子補給金17万6千

円が計上されております。これは、市内の勤労者が住宅を建築し、北陸労働金庫から借り入れした場合、利子の0.5パーセント以内を補助するものであります。

商工振興費では、29件分の中小企業設備及び運転資金利子補給金30万4千円が計上されております。

次に観光費では、全国合併市町村「夢フェスタ」の参加経費として、職員4名分の旅費のほか1万部の観光パンフレット作成費など64万2千円が計上されております。

観光施設費では、観光会館の音響設備や照明設備に不具合があり改修が必要であるため、改修工事費として460万円計上されております。

観光商工課へは、あわら市内の観光マップはあるのか、観光会館には音響専門のオペレーターはいるのか、芦原温泉の歓迎アーチはいつ設置するのか、など質疑がありました。

観光マップについては、商工会で作成しているとのことであり、観光会館の音響オペレーターについては、通常は会館の職員が対応し、大きいイベントの場合は主催者側で対応されているとのことでありあります。歓迎アーチについては、平成18年2月末までに設置するとのことでありあります。

また、芦原温泉の表示については、ひらがなと漢字の2種類あり、芦原温泉が2ヶ所あると誤解を受けるため、どちらかに統一するよう意見が出されております。行政サイドとしては、ひらがなで統一していることでありあります。

次に土木部建設課では、道路橋りょう維持費において、市道の舗装補修工事費として300万円が追加補正されております。

道路橋りょう新設改良費では、市道北潟東赤尾線の北潟東地係で近年道路冠水が頻発しているため、道路改良設計委託料として130万円、指中区への区道整備事業補助金7万5千円計上されております。

また、地方道路交付金事業として整備を進めている滝・高塚線について、国庫補助事業費が確定したことに伴い、工事請負費、土地購入費、物件移転補償費で4千万円のほか県営道路改良事業負担金で100万円が減額補正されております。

次に、河川総務費では、宮谷川の流量解析業務委託料に542万5千円、橋りょうの撤去と改修工事に詳細設計業務委託料331万6千円が計上されております。これは宮谷川河川改修工事との予算組替によるものであります。

また、新川河川改修工事費200万円が計上されております。新川の河口付近の護岸が崩れ、崩壊の危険性があるため防災上行うとのことでありあります。

街路事業費では、滝・高塚線と同様、地方道路交付金事業として整備を進めている金津・三国線について、買収予定地の鑑定評価を行った結果、土地購入費が当初の予定より、8,933万7千円減額の見込みとなったため、この減額分を工事請負費8,360万円、物件移転補償料300万円、用地測量業務委託料277万7千円等の増額に充てるほか所要の予算組替を行っております。

現在、重義地区の地権者とは、26名中17名と用地買収の契約が済んでいるとの

ことであり、坂の下地区の地権者等とは1月末までに契約を済みたいとのことであり
ます。

建設課へは、市道北潟東赤尾線道路改良は1mぐらい嵩上げすることであるが、
民地の嵩上げは誰が負担するのか、重義地区の地権者との契約ができない理由はなに
か、などの質疑がありました。

民地の嵩上げについては、地権者に負担してもらうことで了解済みで、道路工事施
工と並行してやっていけるよう十分協議していくとのことであります。委員からは、
地権者の承諾がないと工事が中断することが懸念されるので、全員の同意を得てから
工事着工するよう強い意見がありました。

また、重義地区の地権者と契約ができない理由については、代替地がほしいとか、
パイプラインの機能補償問題、相続の関係資料が整っていないなどの理由からとのこ
とであります。

都市整備課では、住宅管理費において、市営住宅稲越団地の排水管修繕料として4
3万円が計上されております。

議案外では、観光商工課から、芦原温泉泉源実態調査の概要についての説明があり、
現在の芦原温泉の状況は、泉源利用本数の減少や適正な泉源保護により、温泉資源の
変化はなく、温泉中心部においては、現時点ではおおむね健全な状態にあるとのこ
とであります。

今後の課題としては、温泉資源の有効利用を図りつつ、今後の温泉需要を満たすた
め、より深部にある温泉資源の開発も視野に入れ、泉源保護のあり方等を再検討して
いかなければならないとのことであります。

また、地域再生事業においては、あわら温泉ゆけむり再生計画が、マネージャーを
中心に進められております。その中の話としては、旅館宿泊客が街に出ないことから
温泉街に活気がないとの意見がありました。宿泊客を外に出すシステムづくりが必要
であり、湯のまち駅前多目的広場を核とした温泉街が賑わい活性化するよう努力して
いただきますようお願いするものであります。

次に、金津商工会館改革補助金の年度内交付及び、平成18年度一般職員3名分の
人件費補助についての要望がありましたので、申し上げます。

ご承知のとおり、金津、芦原両商工会は、県内商工会第一号として、平成18年4
月1日に向け、合併が進められております。合併後、金津商工会館を本庁としての機
能を整備するため、年度内に外壁補修工事、屋上防水工事、2回トイレ、及び湯沸し
場改修工事等の2分の1の市補助金455万9千円を。また、職員9名分の人件費は
県から補助があるとのこと、合併後の事業運営、職員の業務担当等が安定するまで
の間、一般職員3名分の人件費の全額補助を要望されたものであります。

改修工事等の年度内の補助金交付は、時間的余裕が無く、難しいが人件費の補助に
ついては、平成18年度に限りの支援は賛同できるものと決しました。

建設課からは、除雪について、業者の機械保有台数の違いなどにより除雪対応の差
が生じ、苦情を受けているとのことや業者が少なくなったことにより除雪対応が難し

くなったことなど説明がありました。今後は、地域ぐるみでの除雪体制の確立を進め、雪に強いまちづくりを推進していきたいとのことであります。

都市整備課からは、金津東部区画整理事業について、事業経過、現状と課題、今後のスケジュールなどの説明がありました。

現在、大型保留地1区画、1戸建て保留地16区画が未処分となっており、区画整理地内での個人売買が1平方メートル当たり3万円前後までに落ち込んでいる現状にあるため、保留地処分単価も大幅に下げざるを得ず、その結果として収入不足見込み額は約4億円となり、この不足分を何らかの形で調達しない限り組合事業の精算ができなく、速やかに事業の終結を図るには、組合の賦課金徴収等の自助努力と併せて、行政としての特段の支援策を講ずることが欠かせないとのことであります。

次に、議案第87号、公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

総務費及び事業費で、給与改定等に伴う人件費の所要の補正措置を行っているほか、事業費の下水道建設費で、工事請負費等の予算の組替えを行っております。32万4千円の減額補正であります。

議案第88号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、1万8千円追加補正され、総務費の一般管理費で、給与改定に伴う人件費の所要の補正措置を行っているほか、事業費の農業集落排水維持管理費で、県土地改良事業団連合会特別賦課金3万2千円が計上されており、これに伴う歳入は、前年度繰越金が充てられております。

議案第90号、水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の営業費用において、給与改定等に伴う人件費214万6千円が減額補正されております。

議案第91号、工業用水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の営業費用において、給与改定に伴うもののほか、手当等の人件費の補正として9万1千円が計上されております。

議案第92号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の営業費用及び資本的支出の建設改良費において、給与改定に伴う人件費4万9千円が減額されたほか、資本的支出の建設改良費で、高圧気中開閉器2台の取替による受電設備取替費120万円、印刷機入替による事務機購入費95万円などが計上されております。

高圧気中開閉器の取替は、随意契約であるのか、印刷機の入替は、リースで入替える場合と比較したのか、など質疑がありました。

高圧気中開閉器の取替については、できるだけ入札で行うよう検討するとのことであります。印刷機のリースとの比較については、購入の場合、減価償却費は必要となるが、10年以上使用するとした場合、購入の方が安くなると判断したとのことであります。

次に、議案第94号、坂井北部丘陵地農業団地センター条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成18年3月20日の坂井市の設置に伴い、坂井北部丘陵地農業団地センターがあわら市と坂井市の共有施設となることから、坂井市に住所を有する者についても使用料を徴収しないこととするため、この条例の所要の改正が行われるものであります。

次に、議案第101号、坂井郡水道用水事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について申し上げます。

本案についても、平成18年3月20日の坂井郡4町の合併による坂井市の設置に伴い、坂井地区内の市町で組織する坂井郡水道用水事務組合の規約等の変更を行うものであります。

次に、議案第105号、三国・あわら丘陵地営農推進協議会の廃止についてから議案第108号、坂井北部丘陵地農業団地センター維持管理に関する事務委託についてまでの4議案につきまして申し上げます。

これら4議案につきましても、平成18年3月20日の坂井郡4町の合併による坂井市の設置に伴うものであります。

次に議案第109号、字の区域の変更について申し上げます。

本案は、国土調査法に基づく地籍調査事業の実施に併せ、あわら市井江葎地係の字の区域を変更し、字の区域と現況を合致させるため行うものであります。

次に議案第110号、あわら市営土地改良事業計画の変更について申し上げます。

本案は、平成14年度から平成18年度までの5カ年で計画されていた農村振興総合整備統合補助事業「芦原南部地区」について、合併後の精査設計を行ったところ、農業集落排水事業の廃止や農道整備路線の延長減等の整備水準の見直しによる計画変更を行うものであります。

これにより、事業費を8億円から2億2,700万円とし、平成16年度の進捗率は19.0%から67.0%となるとのことであります。事業の進捗が進まなかった理由については、地元負担が高率のため、地元としては事業を希望できなかったとのことで、今後各種事業を遂行するためには地元負担を考慮しなければならないとの意見がありました。

以上が主な審査経過でございます。以上、審査結果について申し上げます。

議案84号、議案第87号から議案第92号、議案第94号、議案第101号、議案第106号から議案第110号、以上14議案とも挙手採決の結果、挙手全員で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件について、主な審査経過と結果といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山川 豊君） 次に、教育厚生常任委員長、橋本達也君。

21番（橋本達也君） 議長、21番、橋本。

議長（山川 豊君） 21番、橋本達也君。

21番（橋本達也君） 教育厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、付託されました議案4件につき、去る12月15日と21日の両日にわたり、市長、教育長、および関係部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。以下、その経過と結果についてご報告いたします。

議案第84号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第5号）の所管事項につき所管課ごとにご報告いたします。

福祉保健部社会福祉課では、まず、重度心身障害者医療費助成が当初見込みより8%増加したための経費926万円が計上されているほか、知的障害者グループホーム支援費として、西山寮など3施設利用者の4名増加に伴う経費360万円が計上されております。

これに関しては、老人福祉事業にもグループホーム事業があるため、両制度の違いについての質疑がありました。グループホーム利用の知的障害者も65歳で介護保険の対象となり、介護制度のグループホームへ移行する方もいるものの、それは障害の程度ではなく、制度による違いであるとの説明でありました。

次に、乳幼児医療費助成として、対象者の3歳児から小学校就学前の6歳までの拡大に伴う医療費分と事務手数料を含む補正590万円が計上されております。これは議案第93号の条例改正案による所要の補正額であります。対象者650名の1月診療分であり、2月診療分からは来年度計上になるとの説明であります。この制度改正に伴い年間約2千万円の経費増が見込まれ、全体で年間4千800万円程度の所要額になるとのことです。

次に、来年4月より民営化される金津東保育所と本荘幼稚園につき、それぞれ刈安福祉会と本荘すこやか福祉会に対し、基本財産分と運営費1ヵ月分の寄付金として、それぞれ1,480万円と1,470万円が計上されております。

この件については、保育所保育と幼稚園教育の今後の方向性について質問が出されました。幼稚園教育については、年齢に応じて部屋を分けるなどして対応しており、全国的な流れも幼保一元化にあるとのことです。また、芦原地区では、今のところ保育所と幼稚園を分けて欲しいとの保護者の意見もないため幼稚園を維持するものの、金津地区では幼保分立の意識が強いため現状を維持したいとの答弁でありました。

ところで、幼稚園の民営化については保育所部分だけが対象であり、文部科学省としては幼稚園の民営化は認めていないとのことです。したがって、これには特区の申請などで対応したいとの答弁でありました。

また、民営化メリットのひとつには園長の方針のもとで園独自の教育を施せることがあるものの、園長に管理的な業務が増え、教育に専念できないのではないかと懸念が出されました。市としても、ある程度民営が軌道に乗るまでは支援体制をとりたいとの答弁でありました。

次に、健康長寿課では、市姫荘ボイラー操作盤修繕、シロアリの駆除及び補修で5万9千円が計上されているほか、自動体外式除細動器2台購入に係る経費65万3

千円の計上が主なものであります。

ここで、議案外ながら論議のあった点について申し上げます。

第1点は、要介護者の移送サービス開始に係る陸運局の認可については、行政側と交通関係者による運営協議会による審査が必要であるとのことであります。現在、規約等の作成中であり、期限までには運営協議会審査を間に合わせたいとの答弁でありました。

第2点は、障害児の学校教育に関し、養護学校と普通学校のふたつの制度があるなかで、いずれの学校に通わせるべきかにつき、市の基本的スタンスを問う質問が出されました。

障害児に対し専門的な教育ができるという意味で養護学校が望ましいと考えるものの、ノーマライゼーションの流れのなか、障害児も普通学校で健常者と同じように生活させることも重要と認識しているとのことであります。いずれにせよ親の選択が中心であり、市としては親との相談を十分行っていきたいとの答弁でありました。

第3点は、すみずみサポート事業の実施状況について論及がありました。

同事業は子育て支援センター、社会福祉センターの空き部屋で実施しており、利用状況は2、3ヶ月に一人か二人の状況であり、固定化までには至っていないとのことであります。保育所で行っている一時保育とは対象年齢や料金も異なり、保護者の要望で行っているサポート事業を公立保育園の中では実施できないとの答弁でありました。

次に、教育委員会教育総務課所管についてご報告いたします。

金津、伊井、吉崎の各小学校の機械室ロックウール固化処理工事費として203万7千円のほか、北潟、波松、新郷、細呂木、吉崎の各小学校にCATV接続に伴う、インターネット機器の購入費として42万円が計上されております。

また、芦原中学校創作アイデアロボットの東海北陸大会、ソフトボール部の富山大会参加に要する経費15万7千円の計上が主なものであります。

文化学習課所管では、文化財保護費として吉崎御山の枯れ松15本の伐採処理費60万円の計上が主なものであります。

スポーツ課所管では、トリムパークかなづの燃料費追加29万円のほか、来年度トリムマラソンのポスター、パンフレット印刷等に係る経費11万4千円の計上が主なものであります。

ここで議案外ながら論及のあった点について申し上げます。

創作の森の観覧者のうち、市民の占める割合について質問がありました。厳密な調査はないものの、企画展等でのアンケートから類推すると、市民の観覧者は25から30%程度ではないかとの答弁でありました。

また、創作の森の入居予定状況については、劇作家一名が予定されているとのことであります。入居後は、劇団の練習をこちらでやり、公演については大阪、京都が活動の中心になるとのことであります。

議案第86号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第3号）

についてご報告いたします。

養護老人施設職員 2 名の退職、介護老人福祉施設職員の退職による人件費等で 2 7 9 万円の減額補正が主なものであります。

なお、退職職員に替わる職員の補充については、臨時職員で対応しているとのことであります。

議案第 9 3 号、あわら市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご報告いたします。

本案は、議案第 8 4 号でもご報告したとおり、乳幼児医療費助成対象を従来の 3 歳児から小学校就学前の 6 歳児まで拡大しようとするものであります。

ここで議論のあったのは、個人負担を無料化することによって、軽度の病気などでも頻繁な通院をするなど、適正な範囲を超えた受診による医療費の増加が懸念される点であります。なんらかの抑制措置が必要ではないかとの意見が出されました。

これに対しては、母親教育等を行い、関係機関と連携をとりながら医療費の抑制に努めるとの答弁がありました。

議案第 1 0 4 号、坂井郡介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更についてご報告いたします。

本案は、来年 3 月 2 0 日に坂井郡 4 町が合併することに伴い、関係市町の構成、広域連合議会議員の定数、および構成市の経費負担割合等を変更しようとするものであります。

特に議員定数の変更については、広域連合設立当初から、連合運営が軌道に乗った段階で 1 8 名を 1 2 名に削減すべしとの議論が議会内で続けられてきました。構成市の議員定数については、あわら、坂井両市の人口割合ではなく、旧坂井郡 6 町毎に 2 名の議員を配分する内容になっております。

また、経費負担割合について特筆すべきは、介護保険の管理に要する経費に関し、新たに給付費割の基準を設けたことであります。これによってあわら市の負担は 7 0 0 万円近く削減されるとのことです。

なお、今回の規約改正について、広域連合議会としては了承していることを申し添えます。

さて、ここで議案外ながら、中学校建設問題に関し委員会の協議内容をご報告いたします。

本件はその教育的観点、投資額、さらにはあわら市の将来構想においてもきわめて重要であるとの認識から、9 月定例会において閉会中の継続審査とする議決をいただき、去る 1 0 月 1 7 日と 1 1 月 2 2 日の両日に委員会を開催してまいりました。

本件は合併直後から議論されてきましたが、9 月定例会において、1 2 月までに建設形態につき意思決定する旨の市長発言があったため、当委員会として閉会中審査を実施したものであります。ただし、教育委員会が中学校建設検討委員会の結果を参酌して結論を出した時点で判断するというのが市長の姿勢であり、その間は理事者からの積極的状況説明は行われませんでした。

そこで、閉会中審査第1日目は、統合中学と2中存続それぞれの教育的観点からのメリット、デメリット、および建設経費に占める一般財源の比較について、まず教育委員会に説明を求めました。第2日目は、中学統合化の総合的、政策的根拠、および所要一般財源の差額が今後の財政運営に及ぼす影響について市長部局に説明を求めました。

以上が閉会中審査の概略であります。今定例会初日、市長が中学統合の意思表示をしたことを受け、会期中委員会でもさらに議論が交わされました。

市長によれば、今後2ヶ月程度をかけて市民への説明の準備を行い、その後、地区説明会などを開催して市民の理解を得ていきたいとのことでもあります。最終判断にはある程度の時間が必要と予想されることから、その時期は来年6月頃を一応の目途にしたいとの説明であります。

また、芦原中学校の老朽化が激しいため生徒数の減少を待つという選択ができないこと、および合併特例債を利用するための時間的余裕があまりないことが今回の意思決定につながったとの答弁であります。

また、2町が合併したからには統合せざるをえないものがたくさんあり、中学統合はその手始めとの認識が示され、市民にも財政の厳しさを理解していただきたいとの答弁でありました。

さらに、統合中学建設を合併特例債の対象とするためには新市建設計画の変更が必要であり、これは議会の議決事件になるとのことでもあります。したがって、統合中学建設に係る議会としての意思決定は、この新市建設計画の改正案によるものと考えられます。

さて、市長が表明した中学統合化につき、当委員会は今その可否を決する立場にありませんが、現時点での委員は賛否相半ばしているというのが委員長の印象であります。

現状の2中維持を主張する委員のなかには、財政が許されるなら2中のほうが好ましいとの市長発言にも関わらず、2中化に向けての財政対策を練った形跡がないことを批判しております。たとえば、両中学とも改修した場合を想定した財政計画説明などがなされていないとの意見が出されました。委員会として、この説明資料の提出を求めたところでもあります。

逆に、統合化に与する委員のなかには、既に導入されている中高一貫教育に関し、早急に併設型に移行させるというあわら市としての戦略を明確にすべきとの意見が出されております。確かに壁は厚いものの、これが実現すれば、統合した後にも市内にふたつの中学が設置されることとなります。そしてなにより、建設というハード面よりソフト面が大事だとの市長発言のとおり、教育制度の改善に直結するとの意見であります。改選前の議会が統合化に理解を示し始めたのは、まさにこの課題のためであったことを忘れてはならないとの意見が出されました。

以上のように賛否両論が出されておりますが、両者に共通しているのは、本件に関して今まで市民への情報提供がなく、政策決定過程に直接民意を反映する手法が一切

とられていないという批判であります。

また、中学校建設検討委員会の報告書も本定例会初日に開催された全員協議会で突然配布されました。さらに、教育委員会として統合化を認めたという12月9日の会議も正式なものではなく、かつ唐突でありました。

今まで協議を重ねてきた委員会として、これはきわめて遺憾な手続きといわざるを得ないものであります。理事者に反省を求めると同時に、今後の市民への説明には誠意をもって臨むよう強く要望するものであります。

以上、当委員会に付託されました議案第84号、議案第86号、議案第93号、議案第104号は、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午後5時25分）

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後5時37分）

議長（山川 豊君） 日程第13、議案第84号、平成17年度あわら市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、各常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第84号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第84号は、各常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第14、議案第85号、平成17年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第85号を採決します。

本案に対する総務常任委員長報告は原案可決であります。

総務常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第85号は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第15、議案第86号、平成17年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第86号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長報告は原案可決であります。

教育厚生常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 全員起立です。

したがって、議案第86号は、教育厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第16、議案第87号、平成17年度あわら市公共下水道特別会補正予算(第3号)を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 87 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 全員起立です。

したがって、議案第 87 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 17、議案第 88 号、平成 17 年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 88 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 88 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 18、議案第 89 号、平成 17 年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第89号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

総務常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第89号は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第19、議案第90号、平成17年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第90号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第90号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第20、議案第91号、平成17年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

議長(山川 豊君) これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 9 1 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 全員起立です。

したがって、議案第 9 1 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 2 1、議案第 9 2 号、平成 1 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 9 2 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 9 2 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 2 2、議案第 9 3 号、あわら市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 9 3 号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

教育厚生常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第93号は、教育厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第23、議案第94号、坂井北部丘陵地農業団地センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長(山川 豊君) これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第94号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第94号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第24、議案第95号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長(山川 豊君) これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第95号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

総務常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 95 号は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 25、議案第 100 号、坂井郡環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 100 号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

総務常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 100 号は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 26、議案第 101 号、坂井郡水道用水事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 101 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 101 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 27、議案第 102 号、嶺北消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 102 号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

総務常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 102 号は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 28、議案第 103 号、三国あわら斎苑組合理約の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、総務常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 103 号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

総務常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 103 号は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 29、議案第 104 号、坂井郡介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、教育厚生常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 104 号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

教育厚生常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 104 号は、教育厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 30、議案第 105 号、三国・あわら丘陵地営農推進協議会の廃止についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 105 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 105 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 31、議案第 106 号、坂井北部丘陵地営農推進協議会の設置についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。
議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 106 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 106 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 3 2、議案第 107 号、坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託の廃止についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 107 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 107 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長（山川 豊君） 日程第 3 3、議案第 108 号、坂井北部丘陵地農業団地センターの維持管理に関する事務の受託についてを議題とします。

議長（山川 豊君） これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第 108 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第 108 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第 3 4、議案第 109 号、字の区域の変更についてを議題とします。

議長(山川 豊君) これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論を行います。

議長(山川 豊君) 討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第 109 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第 109 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) 日程第 3 5、議案第 110 号、あわら市営土地改良事業計画の変更についてを議題とします。

議長(山川 豊君) これより、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長(山川 豊君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより討論を行います。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、議案第 110 号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

産業建設常任委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、議案第 110 号は、産業建設常任委員長報告のとおり可決されました。

陳情第 2 号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第 36、陳情第 1 号、県営かんがい排水事業新規採択に係る陳情を議題とします。

この陳情につきましては、産業建設常任委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、向山信博君。

8 番（向山信博君） 議長、8 番、向山。

議長（山川 豊君） 8 番、向山信博君。

8 番（向山信博君） 議長のご指名がありましたので、産業建設常任委員会に付託されました、陳情第 1 号、県営かんがい排水事業新規採択に係る陳情について、当委員会の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本件は、西江・中江地区及び東江・五ヶ江地区の県営かんがい排水事業の新規採択に係る陳情であります。

西江・中江地区では、県営圃場整備事業によりパイプライン化され、水管理の省力化が図られましたが、ポンプ施設の維持管理に多くの経費が必要となっております。また、東江・五ヶ江地区は、団体営圃場整備事業等で整備されましたが、既設 U 字溝の老朽化により漏水し、下流地域では慢性的な用水不足に悩まされております。

このようなことから、現在進められている国営かんがい排水事業と連携し、老朽化した用水路をパイプライン化することにより、良質で安全な米作りの環境が維持できるよう計画するものであります。

なお、事業費の負担割合は、国 50%、県 33%、市 10%、農家 7%となっております。

同趣旨は、本市の農業振興と地域の快適な生活環境の確保の観点から、全員賛成をもって採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました陳情について審査の経過と結果を申し上げ、産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（山川 豊君） これから、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、陳情第1号、県営かんがい排水事業新規採択に係る陳情を採決します。

本件に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は、産業建設常任委員長報告のとおり決定されました。

発議第8号の提案理由の説明・質疑・採決

議長（山川 豊君） 日程第37、発議第8号、真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書を議題といたします。

議長（山川 豊君） 本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

15番（宮崎 修君） 議長、15番、宮崎。

議長（山川 豊君） 15番、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 議長のご指名がありましたので、発議第8号、真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

ご承知のとおり、去る11月30日、政府・与党において「三位一体の改革について」決定されました。

地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであります。

しかしながら、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要があります。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう強く求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願

いいいたします。

議長（山川 豊君） 本件に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

4番（山川知一郎君） 議長。

議長（山川 豊君） まず、原案に反対の発言を許します。

4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） ただ今の意見書案について、大筋については賛成でございますが、ただ一点、5番目にあります義務教育費の国庫負担補助負担金について、これについても地方自治体に全面的に税源を移譲するように求めておりますが、これについては義務教育はあくまで国の責任において行うということが原則であると思えますし、そうしなければ各自治体によって、教育に大きな格差が生まれる恐れがあるということで、中央教育審議会もこの税源移譲については反対をしていると思えますが、そういう主旨からこの点については、賛成しかねるということで発言といたします。

議長（山川 豊君） 次に原案に賛成の発言を許します。

他には討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） それでは、これで討論を終わります。

議長（山川 豊君） これより、発議第8号、真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書を採決いたします。

本件を提案のとおり、提出することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立多数です。

したがって、発議第8号は、提案のとおり提出することに決定いたしました。

発議第9号の提案理由の説明・質疑・採決

議長（山川 豊君） 日程第38、発議第9号、議会制度改革の早期実現に関する意見書を議題といたします。

議長（山川 豊君） 本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

7番（関山博夫君） 議長、7番、関山。

議長（山川 豊君） 7番、関山博夫君。

7番（関山博夫君） 議長のご指名がありましたので、発議第9号、議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

ご承知のとおり、去る12月9日、内閣総理大臣の諮問機関であります第28次地方制度調査会は、「地方議会のあり方」等に関する答申を内閣総理大臣に提出しまし

た。

しかしながら、同調査会の答申を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分に反映されていない状況にあります。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要であります。

よって、国において、抜本的な制度改正が行われるよう強く求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでございますので、ないところよろしくお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 本件に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、発議第9号、議会制度改革の早期実現に関する意見書を採決いたします。

本件を提案のとおり、提出することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、発議第9号は、提案のとおり提出することに決定いたしました。

発議第10号の提案理由の説明・質疑・採決

議長（山川 豊君） 日程第39、発議第10号、北朝鮮への経済制裁の発動を求める意見書を議題といたします。

議長（山川 豊君） 本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

5番（山口峰雄君） 議長、5番、山口。

議長（山川 豊君） 5番、山口峰雄君。

5番（山口峰雄君） 議長の指名がありましたので、発議第10号、北朝鮮への経済制裁発動を求める意見書の提出について、趣旨説明申し上げます。

北朝鮮による拉致問題については、帰国した5名を除く拉致被害者の安否について、未だ明らかにされておりません。

これは、平成14年9月の首脳会談で合意された「日朝平壤宣言」に明らかに反しているものであります。

また、北朝鮮は、総理大臣との約束や度々行われた政府間の公式協議をも踏みにじ

り、もはや対話だけによる交渉には限界があると思われま

よって、政府におかれましては、北朝鮮側に対し安否不明の拉致被害者および特定失踪者に関する真相究明を一刻も早く行うと共に、生存者は直ちに帰国させるように強く要求し、迅速かつ誠意ある対応がない場合には、毅然とした態度で北朝鮮に対する経済制裁を発動し、一日も早い問題解決に取り組まれるよう強く要望するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 本件に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、発議第10号、北朝鮮への経済制裁の発動を求める意見書を採決いたします。

本件を提案のとおり、提出することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、発議第10号は、提案のとおり提出することに決定いたしました。

発議第11号の提案理由の説明・質疑・採決

議長（山川 豊君） 日程第40、発議第11号、県立養護学校へ送迎を求める意見書を議題といたします。

議長（山川 豊君） 本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

13番（牧田孝男君） 議長、13番、牧田。

議長（山川 豊君） 13番、牧田孝男君。

13番（牧田孝男君） 牧田です。

議長のご指名がありましたので、発議第11号、県立養護学校への送迎を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

現在、あわら市では、計13名の子どもたちが、障害の種別により嶺北養護学校・福井養護学校において義務教育を受けております。

そして、当市内から養護学校までの通学については、それぞれの障害児の保護者、つまりお父さん方、お母さん方が独自に送迎しているというのが現在の状況でありま

す。しかしながら、障害児を持つ保護者は、健常児を持つ保護者と比較して、日常生活の全般に渡り、負担に大きなものがあります。ことに独自に送迎することにより、経済的負担を受け、あるいは就労を制限されているというのが、目下の状況であり、加えての日々の心労は察するに余りあるものとなっております。

また、常設の養護学校は、地域によっては、すでに現在スクールバスによる送迎を補償いたしております。

よって、県において、県立養護学校への通学バスを、坂井地区へ運行するよう、強く望むものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 本件に対する質疑を許します。

議長（山川 豊君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

議長（山川 豊君） 討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 討論なしと認めます。

議長（山川 豊君） これより、発議第11号、県立養護学校へ送迎を求める意見書を採決いたします。

本件を提案のとおり、提出することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山川 豊君） 起立全員です。

したがって、発議第11号は、提案のとおり提出することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（山川 豊君） 日程第41、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（山川 豊君） お諮りします。

議会運営委員長より申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定

しました。

常任委員会の閉会中の特定事件調査の件

議長（山川 豊君） 日程第42、常任委員会の閉会中の特定事件調査の件を議題とします。

産業建設常任委員長及び教育厚生常任委員長から、会議規則第98条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（山川 豊君） お諮りします。

産業建設常任委員長及び教育厚生常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

産業建設常任委員長及び教育厚生常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議の宣言

議長（山川 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長（山川 豊君） 本定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には何かとご多用の中、今期定例会に付託されました各種案件の審議を始め、議会の運営に多大のご尽力を賜りましたこと、心から厚く御礼申し上げます。

特に今回は平成16年度各会計の決算認定を始め、平成17年度各会計補正予算並びに、主要施策に係る条例案件等、連日ご熱心に審議をいただき、本日それぞれ妥当なる決議を見ることができましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

さて、中学校建設問題を始め、市政運営には極めて重要な課題が山積しております。議会といたしましては、理事者と一体となり、これが対応に全力を投じてまいりたいと存じます。議員各位の一層のご尽力をお願いするものであります。

終わりにあたり、本年も余すところわずかとなりましたが、来るべき平成18年が、輝かしい飛躍の年明けとなることを念願すると共に、議員並びに理事者各位におかれましてはご健勝でよいお年をお迎えられますよう、心よりお祈り申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

市長閉会挨拶

市長（松木幹夫君） 議長、市長。

議長（山川 豊君） 市長、松木幹夫君。

市長（松木幹夫君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

12月の定例議会、13日から10日間に渡りまして開催をいたしました。熱心にご議論を賜りまして、上程をいたしました全議案すべて可決決定をしていただきました。誠にありがとうございました。

各委員会、あるいはいろいろと皆様方からご意見、発言がございましたご意見等につきましては、今後の運営等に生かしてまいりたいと考えております。

今年は21年ぶりに、12月の降雪が非常に思わぬ降雪になりました。大変、今、あわら市の対応を苦勞しているところでございます。

これらにつきましても、議員の皆様方に、いろいろと住民の皆さんから要望等もございまして、議員の皆さん方にも大変ご苦勞をおかけいたしました。大変申し訳なく思っているところでございますが、中々一斉に対応できないのが実情でございまして、今日、全協でお話しがございましたように、各区におきましても雪の強い対応をおねがいしたいということで、後ほど資料等も配布させていただきますので、地元にお帰りになりましたら、是非ともそういったことも議員の皆さん方、市民の皆さん方にお伝えをいただきますようお願いを申し上げます。

今年も、あと残すところ10日を切ったところでございます。新しい年を迎えます。非常に問題が山積をしている時期でもございまして、市民の皆さんと議員の皆さんが、対話する機会も非常に多い新年でございまして、そういった問題点を市民の皆さん方に、いろいろとお話しをしながら意見を吸上げて、また議会でご議論をいただきたいと思っております。

今ほど議長のお話のように、中学校の統合問題等を始め、沢山の問題を抱えて降りますので、今後とも議会の皆さんと共々、ご議論をしながらよりあわら市の発展の為に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、そしてご鞭撻賜りますようお願いを申し上げます。

来るべき新しい年が、議員の皆さんを始め、あわら市の市民にとってすばらしい年になりますように、心からご祈念を申し上げまして、一言お礼にかえさせていただきます。

誠にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（山川 豊君） 議長 これをもって、第13回、あわら市議会定例会を閉会します。

（午後4時25分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成18年 月 日

議 長

署名議員

署名議員